



* 0 0 2 7 2 4 4 0 0 0 *

0027244-000

6 6 4 - 1 - (4)

貨幣の知識

服部文四郎・著

非凡閣

昭和9

ADH

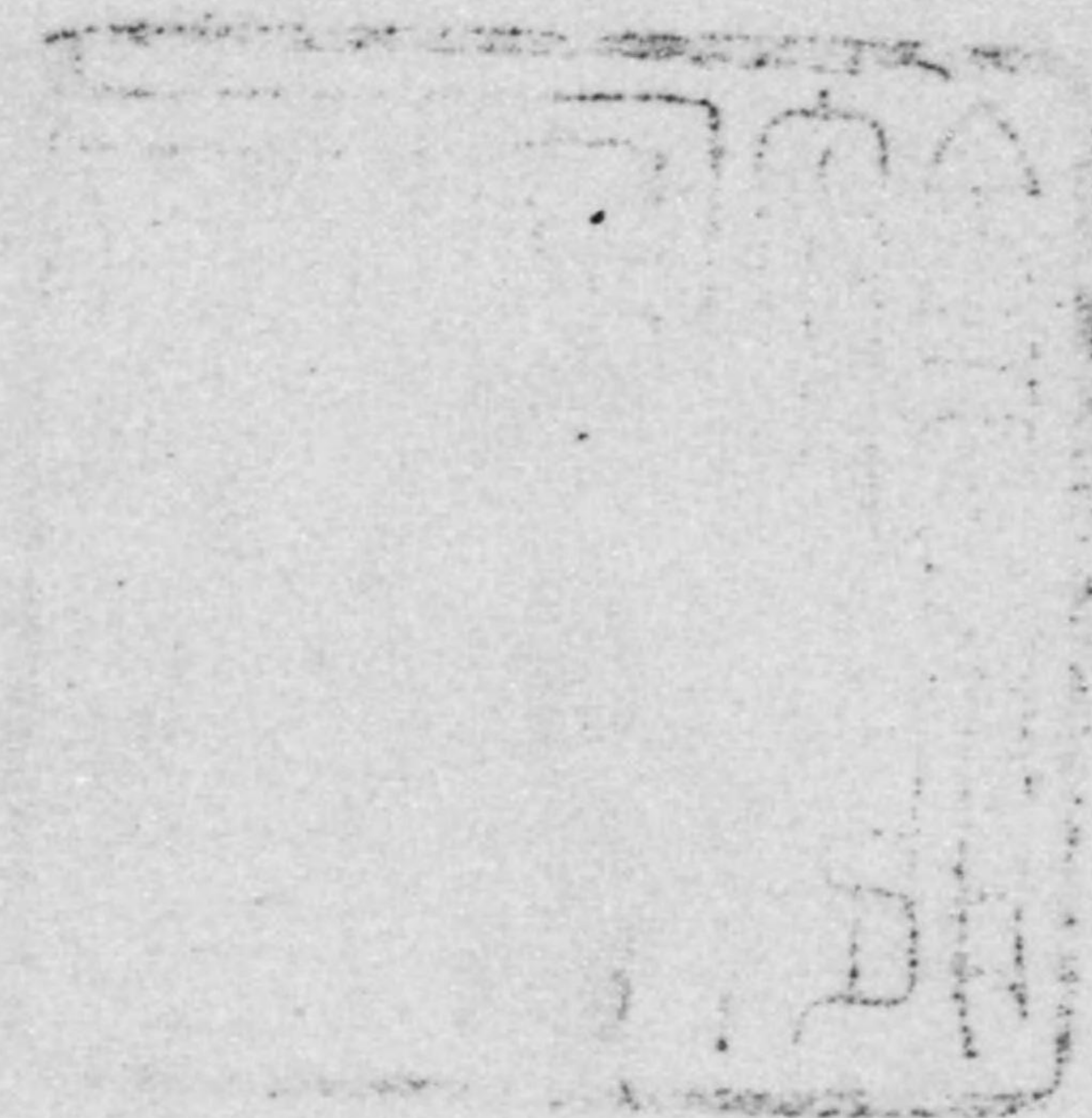
429



の
知
識

經濟學博士 服部文四郎著

非
凡
閣

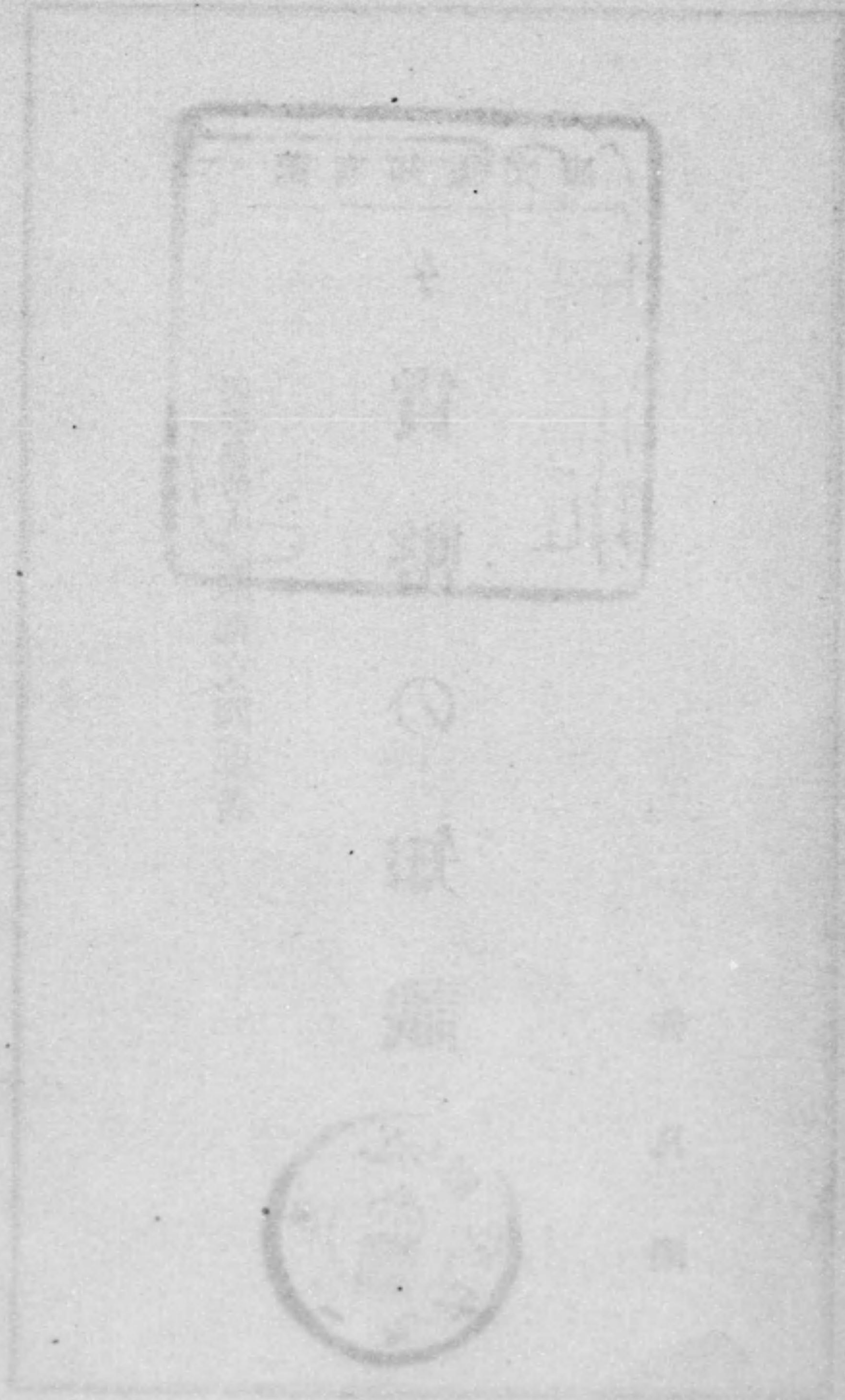


664-1

(萬有知識文庫)

貨幣の知識 目次

第一章 貨幣の起源及其の沿革……………	一	〇
第一節 貨幣と交換……………	一	〇
第二節 交換の發生……………	二	〇
第三節 所有權と分業……………	三	〇
第四節 物々交換……………	六	〇
第五節 貨幣の發生……………	九	〇
第六節 貨幣の變遷……………	一〇	〇
第二章 貨幣の本質……………	一五	
第一節 貨幣考察の視角……………	一五	



第二節 貨幣は手段なり……………三三

第三節 貨幣と生産手段との別……………三七

第四節 貨幣概念の獨立……………二九

第五節 名目主義と金屬主義……………三三

第六節 貨幣價値の有無……………三三

第七節 貨幣の本質……………三六

第三章 貨幣の職能……………三六

第一節 職能の種類……………三六

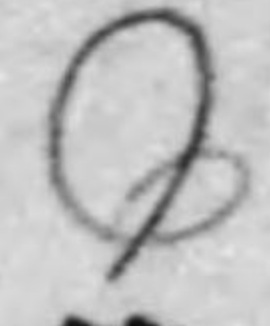
第二節 交換の媒介……………三九

第三節 價値の尺度……………四一

第四節 支拂の手段……………五一

第五節 價値の貯藏並に運搬……………五一

第六節 貸借の標準……………六一



第七節 資本流通の媒介……………六一

第四章 貨幣の意義……………六五

第五章 貨幣の製造と其の發行權……………七一

第一節 貨幣の製造……………七一

第二節 貨幣の發行權……………七五

第三節 造幣技術と造幣局……………七九

第六章 貨幣製造發行の規定……………八五

第一節 貨幣の單位……………八五

第二節 貨幣の品位、量目及び形狀……………八八

第三節 貨幣製造の手續料……………九八

第七章 貨幣の流通……………一〇七

第一節 法 貨……………一〇八

第二節 本位貨幣と補助貨幣……………二一〇

第三節 グレシヤム法則……………二一九

第四節 流通貨幣と勘定貨幣……………二二三

第八章 貨幣の本位……………二二四

第一節 貨幣本位の意義……………二二五

第二節 貨幣本位の種類……………二二八

第三節 國際貨幣……………二三五

第九章 貨幣の價值……………二五五

第一節 貨幣價値の意義……………二五五

第二節 貨幣價値の決定及びその變動……………二五九

第十章 貨幣價値變動の影響……………二八九

第十一章 國際間に於ける貨幣價値の決定、變動及び其の影響……………二九六

第十二章 貨幣價値變動の測定……………三〇六

第十三章 金本位停止下の各國の通貨政策……………三二六

附 非常時と金融……………三四五



貨幣の知識

(萬有知識文庫)

第一章 貨幣の起源及其の沿革

第一節 貨幣と交換

經濟學博士 服部文四郎

1

貨幣は交換を前提とする。交換なき所には貨幣はない。各人自ら消費する所の物を生産し、所謂自給自足の經濟を営みつゝありし時代に於ては未だ貨幣なるものゝ發生はなかつた。殊に原始的社會に於ては人は或は大家族、或は種屬を構成して協同に經濟を營んだのであるから斯る經濟に於ては協同して生産し消費し未だ所有權なるものゝ發生なく從て所有權なければ之を

前提とする交換なく自給自足の經濟狀態であつたから貨幣の發生する餘地はなかつた。

第二節 交換の發生

然らば交換は如何にして發生したであらうか。今日交換は極めて簡單明瞭なるが如くに思惟されてゐるが原始的社會に於ては恐らく甚だ複雑なものであつたであらう。經濟史の教ふる所によれば交換に先立つ最初の形式は略奪である。即ち物、時には人それ自體さへも之を得んと欲すれば掠奪を行つたのである。殊に幼稚未開なる原始的社會は協同の經濟社會であるから略奪は其れ自體の内部的關係に於ては之を行ふ必要なくその必要は外部的關係にあつた。殊に人は元來好奇心を有するがそれは幼稚なる心意の狀態に於て益々強烈であることは小兒の場合を觀れば直に了解出来る。而も原始社會に於ては各種族は各々異なる生産條件の下に生活を營んだのであるからその生産物も亦自ら異なつてゐたわけであり、それは臆て他の種屬の好奇心をそゝり之を得んとする時そこに掠奪の發生する理由が有る。略奪の特色は一方的なる點にある。扱この略奪が交互に行はれる場合、即ち略奪に對する略奪の行はれる場合そこに交換發生の萌芽が有る。然し乍ら言ふまでもなくそれは暴力による交換、強制的交換であつて之が爲には多くの犠牲を拂ひ時には人の生命をも捨てなければならぬ。だから斯る犠牲を拂ふことなしに交換が行はれるならば誠に好都合な次第であつて、茲に於て暴力による強制的交換に代ふるに平和的協調的契約的交換を以てせんとするに至る。之が現在の交換である。それは何等の犠牲を伴はざるのみならず交換の双方共に利得したりと信じ、全然經濟的である、所謂相互的贈與なるものも實は交換に外ならない、素より純眞なる好意に基く完全なる贈與も存在するが寧ろ多くの場合贈與に對しては贈與をなすべしとするのが社會通念である。而て之は双務的性質を有するが故に交換に外ならぬ。

交換は斯くして贈與、掠奪より發生する。而して交換は經濟の發達、進展の上に極めて重大なる關係を有し交換の行はれざる社會と其の行はるゝ社會との間には大なる變化あり、文化向上の上に著しき作用を及すものである。

第三節 所有權と分業

然し乍ら交換は其の所有するものを互に交換する、言はゞ所有權の相互的交代にあるが故に交換には先づ所有權を前提とし、所有權が発生してゐなければならぬ。所有權なき所には交換はない。然らば所有權は具體的に如何なる種類の財に於て発生したるか、そは其の地方の經濟的環境により又その發生の道程も自ら異なるものである。何れにするも衣服、裝飾品、武器、器具、戰利品、奴隸、而して家畜といふ順序に所有權の發生しつゝあるを知るのである。土地に對する所有權の發生は最も遅い、今尙文化の發達したる國々に於ても土地の共有は其の跡を残しつゝあり。之土地は共同に之を耕作し利用せざるべからざりしに依る。

斯くして或物を自由に處分し又排他的に自己獨りが之を利用するといふ權能、即所有權が發生して始めて所有權の交代即交換が起り得る可能性が與へられる、然し乍ら所有權あればとてそれが直ちに必然的に交換の實行となるものではない、交換の行はるゝその前に掠奪もあれば贈與もある。又所有權あればとてそれが自己の生活に、絶對に必要なもので何等餘剰なきに於ては交換すべき資料がない。且つ縱令、その交換すべき資料を有するも各人凡て皆同様のものゝみを所有するに於ては自己のものを以て他のものに代へんとする意思の發動なく、交換は

實行し得られないと云ふことになる。分業は之等と重要な關係を持つ。

分業は各人各々其の業を異にする意味で、夫々その特長とする所の生産に従事するを云ふものなるが、原始的幼稚なる時代縱令共同的に經濟を營みつゝありし時代に於ても性や年齢の別によりて所謂自然的分業が行はれたであらう。然るにその自然的分業も漸次に押し擴められて各人の特長とする所に従ひ、各自好む所の生産に従事することゝなり、その特長を發揮するに至らば、その生産品の品質は優れその生産量も自ら増加することゝなり、労働の能率は高まるのである。然る時はその増加したる生産量は自ら悉く之を消費するには餘りに多く、こゝに餘剰を生ずる。獨り餘剰を生ずるのみではない。分業漸次進めば各人自ら生産する所のものは自己の生活に必要なとする極めて一小部分のものか、或は全然自己の生活に必要なならざるものである。生活を維持するが爲には各種の物資を必要とする、之等は他のものゝ生産したる物、或は勤勞に依頼しなければならぬ。自己と同じく他の者も亦同一の状態に在る、此處に有無相通する交換は必然に行はねばならない。然らざればその經濟生活は維持せられないのである。交換は分業ありて行はるゝ。否、獨り交換は分業に依るのみならず、分業それ自體も交換ある

に依りて行はるゝのである。之分業と交換との關係である。

第四節 物々交換

斯の如くにして交換が行はるゝに至つても先づ始は物と物との交換である。直接の交換である。物々交換と稱せらるゝ交換方法之である。物々交換はその名の如く物と物とを直接に交換するもので、甲がAを提供して乙のBと換へんとする場合、唯一回の交換をなすのみにてその用を辨じその目的を達することを得るもので、甚だ便利なるが如くである。然し乍ら物々交換には種々なる不便あることを忘れてはならぬ。英國の經濟學者ジエボンスによれば物々交換には次の如き三大不便が伴ふ、即ち

一、需要と供給とが一致しない

物々交換に於ては物と物とを交換するのである。たとへば此處に獵師が居て鐵砲を得んことを欲する。それが爲には彼は其の狩獵によりて得たる野獸を提供せんとしてゐる。されど鐵砲を有する者を發見すればとて其の目的は達せられない。鐵砲を有して之を他に與へ同時にその

鐵砲に換へて野獸を受取らんと欲する者を見出さなければならぬ。即自己の提供せんとするものを喜んで受取りて且つ自己の欲するものを與へ與るゝものでなければならぬ。換言すれば一方の欲するものを他方が提供し、それと同時に他方は一方の提供するものを喜んで受取るものでなければならぬ。一方の欲するものを所有し、之を提供し得ても、それに換へて提供さるゝものを受取ること欲せざれば交換は成立しない。一方の需要と供給と他方の供給と需要とが双方合致するを要する。現在行はれつゝある交換は一方の需要と他方の供給を以て成立すれども物々交換に於てはそれ丈では不十分である。之需要と供給と一致せずといふ意味である。若し又假りに其の需給一致するものなりとするも、一方は鐵砲を有し、他方は野獸を有して之を交換せんとする場合、鐵砲は容易に腐敗毀傷せざれども野獸は腐敗するの虞あり。茲に於て鐵砲を有する者が野獸を得んとし、而も狡猾にその交換條件を自己に有利ならしめんとすれば、その交換を容易に實行せざらんとし、野獸を有する者の所謂足許を見て、その腐敗せんことを虞れ、有利の條件を以て交換せざるを得ざらしむるの不公平をも生ずることゝなる。此の點正に物々交換の一不便である。

二、價格の標準がない

物々交換に於ては物と物との交換の割合は一々之を定めなければならぬ。米と肉と野菜と砂糖とが有り、現在に於ては四個の價格を知らば直ちに交換の相互的割合を知り得れども、物々交換に於ては米と肉との割合、米と野菜との割合、肉と野菜との割合、肉と砂糖との割合及び野菜と砂糖との割合といふが如く、一々其の割合を定め、之を知らなければならぬ。然らざれば狡猾なる者は其の間不當の利益を貪ることとなる。

三、物は細分することを得ない

米や肉や野菜は如何様にも分け又合すことを得る。然し乍ら衣服や書籍の如き細分する時はその効用を失ひ、その用をなさざるものがある。米と衣服とを交換せんとする場合、與へらるる米の分量少く、之に對する衣服の價格大なればとて衣服は細分することを得ない。從て交換は成立し得ざることとなる。又財の種類によりては技術上細分可能なるも經濟上不可能なるものがある、即細分する時はその價格を割合上甚しく減少せしむるものがある。寶石の如きはそれで二匁の寶石は之を二分して一匁二個となし得るも二匁一個の價格と一匁二個の價格とは大

なる差が有る。又再び合すことを得ない、斯るものは經濟上の意味に於ては細分し得ざるものに屬し、之亦交換は成立し得ざることとなるのである。

物々交換には右の如き不便が有る。交換は素より一進歩ではあるが、それが不便に打勝つて更に經濟的進歩の道程に上る時、物々交換、直接交換は更に止揚されて間接交換となるのである。

第五節 貨幣の發生

凡て進歩は複雑を意味する。既に述べしが如く、直接の交換は一回にして其の用を辨じ其の目的を達するも、間接の交換は二回之を行はねばその目的を達することが出来ぬ。即間接は複雑で同時に進歩である。A財を得んとするにB財を以て直接に交換すれば一回の交換を以て其の用を辨ずるも、既に述べたるが如く種々の不便有るが故にA財を得んとするに一旦C財を以て交換し、C財は更にB財と交換せられる。而してC財は一般に人の喜んで之を受取るものなる時は、C財を以てする時は何時にても如何なるものにてても交換し得べく、需要供給の不一致

とか、或はその他所謂物々交換の不便と言はるゝものが除かるゝ。此の場合C財はA・B兩財の仲介をなすものなるが故に之を交換の媒介と言ひ、而して交換の媒介は即貨幣である。

經濟に貨幣發生するや、間接の交換を最早交換と云はず賣買と云ふ。即右の例に於けるA財を以てC財と交換するは之をCなる貨幣に對して賣ると云ひ、更にC財を以てB財と交換するは之を買ふと云ふ。

第六節 貨幣の變遷

貨幣は斯くして發生した。されど貨幣は完成したのではない。其の發生の初期に於ては、恐らく右例に於て、Cは財なりや貨幣なりや其間截然たる區別は之を爲し得ざりしものであらう。たとへばCは貝、皮、若くは家畜の如きもので財でもあり、貨幣でもあつたであらう。經濟進歩して金銀が貨幣として使用せらるゝに至りても尙金や銀やは貨幣として手段でもあり、同時に財としてそれ自體欲望を充足する目的でもあるのである。而して交換の媒介は主として交換と云ふ視角より考察せらるゝは勿論である。

今フリードリヒ・フォン・リストの經濟發達に關する説を基準とし、生産様式の發達、即狩獵時代、農業時代、手工業時代及商工業時代の各時代の發達順序に依りて貨幣の變遷を左に説明しよう。

一、狩獵時代

狩獵時代に於ける貨幣は主として漁獵を業としたる者にありては、貝類であつた。魚肉は腐敗し易きが爲、交換の媒介物としては不適當である。之を以て貝類が主として財として尊重せられ貨幣として用ゐられたるものゝ如くである。而して今日用ゐらるゝ漢字中貝に關係を有する文字は極めて多く、それらは主として經濟に關する字義を有してゐることはこの點を物語る一證左であると言へよう。たとへば貨、財、賣、買、販、貧等之である。

次に、主に狩獵に従事したる原始的民族の間に於ては、獸皮が貨幣として用ゐられた。

二、牧畜時代

此の時代に於ては貨幣は家畜なりしこと今尙種々なる記録、事實等から之を察知することが出来る。たとへばホーマーの詩集の中にもテイオメツドとグラツカスなる兩勇士の相闘ひたる

當時の装束を記して、デイオメツドは牛九頭に値する甲冑を着けグラツカスは牛百頭に値する甲冑に身を固め云々と記されてゐる。

三、農業時代

農業時代にありては、中米に於ては煙草が、中央亞細亞に於ては茶が、中央亞弗利加に於ては鹽が貨幣として使用せられたと云ふ。併し乍ら農業時代に於ては農産物、殊に穀物は主要食料品で、萬人必要とするものであり、尊重するものであり、且つ之を貯藏することも比較的永きに互り得る等の點に於て貨幣として用ゐられたるものゝ如くである。

四、商工時代

以上述べたるが如き農業時代及其の以前に於ては、各人の日常生活は比較的簡單であり、その消費する所の財の多くは、各自その經濟に於て生産したる物その主要なる部分を占むるが故に、交換は多く特殊の財に限られたものであらう。然るに手工業漸次に發達し、商工業時代に入るに及んで分業漸く細密となり、交換は經濟活動の根據となり、貨幣は益々その重要性を加へ且つ交換の金額も亦漸次増大するに至つた。從てその媒介物たり價値の尺度たる貨幣も、そ

の容積重量に比して價値のより大なるものを以て便利とし之を選ぶに至つた。之世界の何れに於ても期せずして、既述の如き貝殻、獸皮、穀類その他の如き商品貨幣コンモディチヤナキその跡を絶ち、主として金屬を貨幣として使用するに至り、やがて貴金屬が普遍的に貨幣たりし所以である。然らば金銀等の貴金屬は何故に貨幣たるに適するや、今その特質を列擧すれば次の如し。

- 一、一般人が之が效用を知り、價値を認むること
- 二、價値の變動の比較的少きこと
- 三、品質の一定せること
- 四、毀損滅失の割合に少きこと
- 五、分合の容易なること
- 六、携帯、運搬に便なること
- 七、認識の容易なること

以上の諸點は金屬殊に貴金屬が貨幣として今日最も適當であり、貨幣として最も有用なるものなるを最も如實に物語るものである。然らば貨幣は貴金屬を以てその進歩の道程を終了し、

茲にその完成を見たるものなりや。

否、經濟は進歩し發達して其の止まる所を知らぬ。經濟の發達進歩は益々其の取引を頻繁にし、其の取引の量、金額も亦從つて増大する。之等増大する取引の爲には金の如き其の容積、重量に比して價值の大なるものと雖も尙不便たるを免れない。茲に於て金屬貨幣に代ふるに信用を以てし、其の形式は紙に現はれ、兌換券、小切手、手形等が大いに使用せらるゝに至る。

然し乍ら兌換券、小切手、手形等は貨幣を代表するか、或は貨幣に對する要求權を示すもので、其の貨幣は今尙金屬貨幣であり、金屬貨幣と絶縁すること能はざるものである。今や世界は擧つて金本位を捨て、不換紙幣の状態にあり、而して不換紙幣には種々なる弊害もあり、之を恒久的貨幣となすこと甚だ困難なるも、不換紙幣に於てこそ始めて貨幣は茲に金と絶縁せられ、素材それ自體に何等の價值なきものが貨幣となり、而も貨幣たるの職能を盡し、その效用を有するに至るものである。不換紙幣は素材と分離し、貨幣の姿を最も明瞭に顯現するものである。この間の事情を簡單に圖示すること次の如し。

紙幣	價值	交換價	價值	素材
金屬貨幣	價值	交換價	價值	素材
商品貨幣後期	價值	交換價	價值	素材
商品貨幣前期	價值	交換價	價值	素材
物々交換	價值	交換價	價值	素材

第二章 貨幣考察の視角

第一節 貨幣の本質

原始的な極めて幼稚なる經濟に於ては、未だ貨幣なるもの、發生を見なかつた。掠奪贈與に其の端を發し、分業と私有財産制とにより交換起り、交換は物と物との直接の交換即ち物々交換に始まり、次で經濟進歩して物と物との直接の交換は間接の交換となり、その交換を媒介す

るもの、必要生じ、茲に貨幣は發生するに至つた。貨幣は交換の媒介である。從て交換の媒介が即貨幣の本質であると思惟せられる。

然るに交換の媒介は先づ交換せんとする財と交換を媒介となすものを交換し、更にその得たる交換の媒介をなすものを以て他の財と交換するを意味する。交換をなすに當りては其の交換をなすものは互に自己の提供する財よりも他より提供せらるる財をより高く評價するものなりとは云へ、客觀的に之を見れば交換せらるるの故に相互其の價值一致と思惟せらるるが最も自然であり、少くとも相互各々價值を有するが必然なりとせらるる。貨幣も亦然うで、其の始め或は貝、皮、家畜、或は米穀の如きそれ自體價值ある財が使用せられ、次で貴金屬が主として貨幣として用ゐられ、貨幣の素材それ自らに價值を有した。之を以て素材の價值が貨幣の價值であり、殊に貴金屬が貨幣として使用さるるに至り、貨幣の價值は其の素材たる金屬の或量の價值に依りて定まると思惟せらるるに至つた。

次で交換益々廣く行はるるに至りて貨幣をさへ有すれば如何なるものとも容易に交換することを得べく自己の欲望の充足は悉く貨幣によりて得らるると思惟せらるるが故に貨幣を極めて

重要視し、貨幣を以て萬能なりとし、貨幣即富なりとすると同時に財の交換とは別に凡ての支拂は貨幣を以て行はるることとなる。即ち租税、贈與の如き或は強制、或は任意の一方的支拂であつて、夙に財によりて行はれたるものは勿論、信用漸次廣く用ゐらるるに至りて賣買は現金を以て取引せらるること少なく、一方の給付は現在なるも、他方の反對給付は將來に於てなさるることとなり、此處に時間入り來りて債權、債務の關係發生し、換言すれば貸借となりて財を借入るるも其の對價の給付は直に行はれずして、後日に延期され、その支拂即債務のみが賣買とは別に獨立して存在するものと感念せらるるに至り、更に始めより賣買とは全然別で、賣買に關係なく、貨幣それ自體の貸借行はれ、此等凡ての支拂は皆貨幣を以て行はるるに至るが故に貨幣は之等の支拂の手段となり、貨幣は此處に交換の媒介とは別に支拂の手段なりとする概念生じ之を最も重要視して貨幣とは支拂の手段に外ならずとなすものが現はるるに至つた。

殊に貨幣にして一般に廣く行はれ、貨幣を以てすれば、如何なる財にても其の欲する所のもとの自由に交換し、獲得し得るに至らば、貨幣を重要視すると共に之を偽造し、或は毀傷する者出づべく、然らざるも貨幣にして頻繁に使用せられ流通するに至らば、其の間磨滅毀傷すべ

く、總ては惡貨流通することとなる。之を自然に放任するに於ては惡貨益々社會に流通して、所謂グレシアムの法則行はれ、之が爲に損害を蒙る者出づべく、一般取引の安全を害することとなる。之素より經濟の進歩を阻礙するものである。

貨幣が貨幣として安全に流通するには其の正確と統一とが確保されねばならぬ。恰も度量衡の正確と統一とを期し、取引の安全、經濟の發達を圖るが如きである。正確と統一とを所期するには度量衡の場合と全然同じく、權力を以て之を強制しなければならぬ。貨幣は其の正確と統一とを保持するが爲のみにても權力の支配を受くることとなる。然るにこの權力の支配は總て國家に於て自ら貨幣を製造するの獨占權を掌握することとなり、國家以外の何ものにも貨幣の製造を許さず、而もこの獨占權は屢々濫用せられて、時には君主或は國家は之を以て財源なりとし、貨幣を改悪し貨幣の製造より少からざる財政上の收入を増加せんと圖るに至つた。貨幣と國家とは斯くして、極めて密接不離の關係を生ずるに至つたのである。茲に於て國家の命令し、其の支拂の效力を認むるもの、之即貨幣なり、貨幣は國家の關係以外には存在せず、法規を以て貨幣とするもの之貨幣なりとする概念を生ずるに至つた。

又物品貨幣と云ひ、金屬貨幣と云ひ、此等は何れもそれ自體に價值を有し、從て經濟財であり、それ自體目的たることを得べきものなれども、經濟進歩し、信用行はれ、債權債務の關係發生して債務の支拂のみが獨立して思惟せられ、其の支拂は國家が命令して支拂の效力を附與するものを以て之に充つればその債務は完全に履行せられたものと認めらるゝに至れば、終には何等の素材價值なきものにて之を以て貨幣となすことを得るに至る。不換紙幣は其の最も著しき例である。不換紙幣は其の名の示す如く、正貨と兌換せらるゝことなく、それ自體は一片の紙で價值なく、從て財に非ざるものである。而も素材價值なくとも貨幣である。茲に於て貨幣には素材價值の必要はない。貨幣には價值がない。從て貨幣を以て財なりとするは誤謬である。貨幣は一の記號に過ぎない。貨幣は名目であるとの説が起る。

更に交換を行ふには交換の割合を定めなければならぬ。交換の割合は價格で價格は貨幣によりて表現せられる。貨幣は價值の尺度である。殊に交換の媒介の現實、交換を行ふに際してその職能を盡すものなれども、現實交換せらるゝその前に交換の割合が定められなければならぬ。交換の割合を定めずしては交換は行はれない。從て價值の尺度は交換の媒介に先立つもので、

交換の媒介となすもの貨幣ではなく、價値の尺度となるもの之貨幣なりとも考へらる。又現在に於いては凡ての價格は貨幣によりて表現せられ、貨幣が凡てのもの、價格を示してゐる。貨幣によりて評價すること困難なりと思はる。ものでさへ貨幣を以て現はさる。たとへば人の名譽、女子の貞操に關する訴訟等屢々聞く所である。斯くして貨幣は價値の尺度となるもので、交換の媒介とは別に貨幣の意義を定むるものなりとの説が生ずる。

それと同時に經濟を交換を主とする流通經濟と見ずして協同經濟をなすものは凡て生産せらる。ものは消費せらる。もので貨幣はこの生産と消費との中間に立つに過ぎざるものである。財を生産するものは貨幣を得て、この貨幣を以て他の生産したる財の配分に参加する可能性を與へらる。財を得て消費し欲望を充足するのである。生産と消費が經濟の重要素である。貨幣は其の間の一手段である。此の場合、貨幣それ自體を以て欲望を充足するのではない。從て貨幣それ自體は財でもなく價値をも有しない。貨幣は一の記號に過ぎない。斯く見るも亦その結論は同じく貨幣を以て名目なりと爲すこととなるのである。

之に對しては貨幣には不換紙幣の如き全然素材價値なきもの、存在し得るは事實である。さ

れど貨幣の素材に價値なしとするもそが必然に貨幣の價値を否定し、貨幣に價値なしとするの結論に導かる。ものではない。貨幣はその素材價値の有無に拘らず、經濟上貨幣の機能を盡すによりて貨幣たるの意義を有するのである。換言すれば貨幣の職能を行ふもの之即貨幣である。而して貨幣の職能を行ふものは經濟上必要缺くべからざるものである。必要あるものに對しては之に對する需要が有る。たとひそれ自體に素材價値なしとするも其れに對する需要あり、其の供給制限せられ、無償を以て獲得すること能はざるに於ては茲に價値が発生する。貨幣は不換紙幣の如きその素材に全然價値なしとするも、尙貨幣として價値を有するものである。貨幣に價値なしと云ふこと能はず、貨幣には價値あり、從て財であるとの説が唱へらる。

貨幣は種々なる視角より考察せらる。右述べたる以外にも社會主義や共產主義の行はる。社會には貨幣は有りや無しや、社會主義、共產主義の行はる。社會は共同經濟である。然し乍ら此の社會に於ては私有財産制を認めず、從て私有財産制即所有權を認むる社會に於けると同様なる交換はない。茲に於て現在の意味に於ける貨幣は斯くの如き共同經濟に於ては存在せ

す、現在の國民經濟に於ける貨幣の理論はその點にまで及ばざるものである。

少くとも現在に於ては經濟は資本主義的組織で、貨幣は之に對して甚だ重大なる關係を有し貨幣なくしては資本主義的經濟は想像せられない。茲に於て貨幣は經濟上甚だ重要視せられ従て現在の經濟學は貨幣の概念を明にせずしては了解することも建設することも不可能なりとせらるゝ。貨幣は現代經濟學の根本中心で、此の根本概念を明確にし始めて經濟學の成立を見るにせらるゝのである。

第二節 貨幣は手段なり

さり乍ら經濟に即して之を考察すれば、貨幣はその者自體を目的とするものではなく、手段であると云ふべきである。即ち貨幣は手段で其物自體を目的とするのではない。彼の米や肉や野菜や或は其他の經濟財はそれを食用に供し、人の饑餓を癒えしめ、或は保健、榮養を與ふるもので、人の欲望を充足し、其物自體を消費し、其物自體が目的となるものである。其物自體の效用が重要な關係を有する。食料品以外の日用必須品、享樂品、或は奢侈品、皆悉く然らざ

るはない。斯くの如く普通の經濟財は消費せらるゝがその目的である。其物自體が目的である。終局消費せらるゝのである。

手段は目的とは違ふ。普通に生産財と云はるゝものが有る。そは他の財を生産するが爲に使用せらるゝものなるが故に云ふまでもなく使用せらるゝも、其物自體を目的とするものではない。其物自體の終局の消費、それ自體が目的ではない。他の財を生産するのが目的で其の目的に對する手段である。即ち生産財は手段である。たとへば此處に綿絲を生産するとする。其の原料たるべき綿花を輸入し、機械によりて一定の手續を経て之に加工する。製品が綿絲である。従て綿絲を生産するが爲には原料、機械、其他を必要とする。但し之等のものは綿絲の生産の爲に使用せらるゝもので、それ自體を以て直ちに人の欲望を充足せしめ、其れ自體が終局の消費の目的となるものではない。綿絲の生産のためと云ふ生産の手段である。

通信、交通機關は流通經濟の手段であると云はれる。たとへば汽車や汽船は其物自體を以て人の欲望を充足せんとするものではなく、財若くは人、或は消息を運搬する手段である。其物自體が目的ではなく、終局に於てゞも其れ自體を消費するのが目的ではない、手段である。

素より生産手段と呼ばれるものも、通信、交通機關も、たとへば原料品の機械を以て加工すれば一層人の欲望を充足するによりよきものとならしめ其の效用を増し、價值を高め、即ち生産すと云ふべく、或は運搬機關によりて財の效用を少く認める甲地より、そをより多く認むる乙地に運べば、それだけ其の價值を増すものなるが故に之亦生産なりと云ふべく、共に生産たるや敢て論ずるを俟たない。生産は人の欲望を充足するにありと云ふべきも、生産それ自體は人の欲望を充足すべく財の價值を増すを云ふもので消費ではない。財がそれ自體、目的なりと云ふは直接に消費せられ、直接に人の欲望を充足するを言ふもので、その欲望を充足するものを生産するや、即生産であり、其の生産の資料となり、其れに利用せらるるものは生産の手段である。換言すれば手段は間接に人の欲望を充足せんとするものを云ふのである。

此の意味に於て貨幣は手段である。貨幣其物自體は普通の意味に於ける消費を目的とするものではない。貨幣は幾十百千回使用せらるるであらう。されど貨幣の使用、其のこと自體が目的ではない。貨幣は終局に於て其物自體を使用し、若くは消費せらるるものではない、食料品は何人かの所有となり、食用に供されて人の欲望を充足し、即其物自體が消費せらるるのである。

器械、器具、譬へば自動車の如き、之亦何人かの所有となり、一回の使用を以て消費せざるも何回となく使用せられ、それによりて直接に人の欲望を充足し、其物自體が使用せらるるものである。共に其物自體が目的である。或は云ふであらう。食料品や自動車や或は人を運搬して便利を與へ、或は饑餓を癒えしむ、是等其の手段である、目的ではないと。されど直接に人の欲望を充足せしむるものは之其れ自體が其の目的となるのである。米と云ふ手段によりて飢を醫す、飢を醫するが目的なりと云はれざるにも非ざれど、米と云ふものを種々なる手段によりて獲得し、之を煮て飢を醫す、米其れ自體は飢を醫する目的物であるのである。

然るに貨幣は右の如く其物自體が目的ではない。貨幣は其物自體を目的として消費せらるるものではない。素より貨幣も何人かの所有に屬するであらう。無主物ではない、されど貨幣はそれを自己所有のものなりと云ふも、永久にそれを所有するのが貨幣の目的ではない。貨幣は輾轉として社會に流通するのが其の職能である。素より貨幣も貯藏せらるるることが有る。永久に保存せらるることも有る。されど斯の如く保存され、貯藏せらるるは貨幣の本質ではなく、一の富として財として保管せらるるのである。

貨幣を財とし、富と見る時はそれは其れ自體が目的と思惟せらるゝのである、手段ではない。其れ自體が目的とせらるゝ時は其の實質が考慮せらるゝ。内容が問題となる。右の例に於ても保管せらるゝ場合は正貨を以てせらるゝ。之正貨を其の内容實質に鑑み、富として保管するによるもので、然る時は最早貨幣ではないのである。貨幣は手段である。世人多くは金を得んことを欲し、之を貨幣と同一視して只管貨幣を人生の唯一の目的でもあるかの如く之を獲得せんことに熱中するも、實は彼等は貨幣そのものを得んとするものではない。貨幣其物を夥しく自ら保管することは甚しき不便であり、少くとも經濟上に於ては利子の損失之に伴ひ、時には無用の心配危険、甚しきに至りては生命の危機にさへも遭遇せざるべからざる懼れがある。信用の行はるゝ社會に於ては貨幣は自己に必要な成る可くは最少の限度に限り之を自ら保管して他は郵便貯金或は銀行に預け入るゝものである。貨幣其れ自體を無制限に欲求するものではない。欲求するものは目的となる富であり、財であり、貨幣其れ自體ではない。

貨幣は其れ自體が目的ではない。従てその實質を根本としない。目的たる富は其れ自體が目的である。故に其の實質に重きを置く貨幣が手段なる所以明瞭なりと言ふべきである。

第三節 貨幣と生産手段との別

貨幣が手段なること右述ぶるが如く、交通機關も、普通所謂生産手段も亦手段である。

然らば貨幣と他の生産手段とは如何なる區別有りや、貨幣が貨幣として自ら獨立し、他と區別せらるべき概念を形成するは如何なる點に其の根據を有するや、貨幣と交通機關とは共に流通經濟の機關としては敢て異なる所なきが如きも、交通機關は財を一定の場所より他の場所に運搬し、其の位置を變化せしめ以て效用を増し、價值を高むる流通經濟の手段である。貨幣は各種の財を綜合せしめ、生産を可能ならしめ、文價値を運搬する點に於て交通機關に類似すと雖交通機關が場所と場所との間に運搬するに對し、人と人との間に運搬する流通經濟の手段である。其の點を異にする。換言すれば場所と人との區別が有る。而して普通所謂生産手段並に交通機關は人が自然的に只自然の與ふるものを採取して其の儘其の場所に於て其の欲望を充足する極めて幼稚なる域を脱して生産行爲を營むに至れば、如何なる時代に於ても殊に社會主義、或は共產主義の行はるゝ社會に於ても其の存在を見ることを得べきも、貨幣は之と異なり、自

然經濟物々交換の行はるゝ時代並に私有財産制度を認めず、分業の行はれざる社會、殊に社會主義と共產主義の行はるゝ社會に於ては其の可能を見ざるものである。之貨幣と他の生産手段との區別である。

又、普通所謂生産手段は財の生産の爲の手段となるものなれども、貨幣は交換の手段である。素より貨幣も交換の手段として生産を助長し、右既に述ぶるが如く、各種の財を結合するを得しめ以て財の生産を可能ならしむるものなれば、其の意味に於て貨幣も亦生産手段なりと云はれざるにも非ざれど、それは一般に廣く生産手段を解したる場合である。貨幣は普通所謂生産の爲の手段ではなく、交換の爲の手段である。普通所謂狹義に生産手段と稱せらるゝ原料品や工場や或は器械等とは異なるものである。且つ原料品や工場や或は器械等は一方に於ては手段なるも他方に於ては其物自體が目的となり、終局の消費となり得るものである。之に反して貨幣は貨幣たる以上、全く手段であつてそれ自體は目的ではない。交換の手段である。之普通所謂生産手段と異なる點で貨幣の特質であり、貨幣は手段で其の手段は交換の爲の手段なることが其の本質である。

第四節 貨幣概念の獨立

前述の如く貨幣はそれ自體が目的でなき以上、其の實質は其れ自體が目的である場合に於けるが如くに重要な關係を有するものではない。手段は目的を達するに最も便宜なるものであれば其の素材は何であらうとも、深く問ふ所ではない。交換の手段として其の目的を達するに最も便宜なるものであれば其の素材は必ず或特定の實質内容を有せざるべからざる理由はない。貨幣は交換の手段として其の職能を盡す所に貨幣の意義が有る。貨幣の本質は交換の手段である。

素より貨幣は其の始め普通の經濟財が其の素材として使用された。否原始的經濟狀態に於ては或物が普通の經濟財なりや、或は貨幣なりやは未だ截然たる區別を立て難かりしものである。然るに其の後、經濟漸次に進歩し、交換廣く一般に行はるゝに至りて、交換の爲に或特定の手段を用うることとなり、貨幣の概念が次第に明かとなり、普通の經濟財と區別せらるゝに至つた。而も尙貨幣の素材は一方に於て其物自體を目的となし得るもの、換言すれば普通の經濟財

を以て之に充てられた貨幣の素材が金屬となり、金屬貨幣發生するに及びて金屬は貨幣として或一定の形態を與へられ、特に普通の經濟財としての金錢と區別され、貨幣を一の獨立のものとなし、貨幣の概念を稍や明瞭なるものとならしめしも、尙金屬貨幣は之を鑄潰せば普通の經濟財となり、其物自體を目的となし得るものなるが故に、屢々貨幣と財との混同を見るのである。

されど今や金屬、就中金の如きは其の用途の大部分、主として貨幣としてにあり、金の價値も亦貨幣の價値に依りて決定せらるゝものと見做さざるを得ざるに至りしが故に貨幣の素材は金であり、金はそれ自體、貨幣以外に其物自體を以て人の欲望を満足し、其れ自體に價値を認められ、普通經濟財なるも貨幣としての關係より重要で、金地金としての金は貨幣に從屬する關係を有するものとなり、此處に貨幣の概念愈々明白となり、貨幣は普通の經濟財と獨立して思惟せらるゝに至つた。殊に不換紙幣行はるゝに至りて、其の素材は一片の紙であり、金と兌換し得るものに非ず、其れ自體は貨幣として以外、人の欲望を充足し得るものに非ず、素材其物自體は目的に非ず、價値を有せず、經濟財ならざるも尙且つ貨幣として使用せらるゝを見る

に至りしが故に、其處に貨幣と其の素材とは全然區別せられ貨幣は素材價値なきものにて尙貨幣として成立し得るものなるを知り、貨幣の概念は此處に愈々明瞭となり獨立するに至つた。

第五節 名目主義と金屬主義

貨幣を唯名目なりとか、記號なりとか、數なりとか、計算單位なりとか、或は價値單位なりとか、之を抽象視する名目主義貨幣概念の現はるゝに至りしも之と極めて重要な關係を有するのである。貨幣に素材の價値はない。從て貨幣は其れ自體價値を有せず、而かも尙貨幣として成立可能なるが故に之を名目なりと説明し、貨幣の概念に新しき意義を下さんとするのである。如何にも金屬に即しては不換紙幣は説明し得られない。金屬と關係なきが故である。貨幣の素材が普通の經濟財であり、殊に金屬なりし場合には貨幣は金屬の或量であり、又貨幣の價値は其の金屬の或量の價値によりて定まると説明することを得る。斯る見解を名目主義に對して金屬主義と云ふのである。されど金屬主義では不換紙幣は説明出來ない。若し紙幣が全然其

の素材と分離し、完全に獨立して貨幣の完成となり、貨幣の概念一定するに至らば、或は貨幣の説明は名目主義に依ることを得よう。然るに現在に於ては尙金屬主義が多かれ少かれ維持せらるゝ。之現在に於ては貨幣は尙金屬を素材とし、其の素材たる金は一方に於ては貨幣として獨立して存在するものと思惟せらるゝも、他方に於ては其の金屬は其れ自體、人の欲望を充足し、價値を有し、其れ自體目的として終局、消費し得る財なるを以てある。

貨幣に何等素材價値なきものも、尙貨幣として成立可能なるは之貨幣が其れ自體目的ではなく、手段なるに依るのであらう。手段なるが故にそれ自體の實質は深く問ふ所ではないのである。交換の目的を達するに便宜なりと思惟せらるゝものは貨幣として成立するのである。而して經濟進出し信用行はれ經濟關係益々複雑となるに至れば貨幣をそれ自體目的とせず、手段として思惟するに至り、素材を深く顧みることなく、寧ろ素材價値なき貨幣を便宜なりとするに至るのである。

第六節 貨幣價値の有無

貨幣を以て一の名目に過ぎずとなすならば、貨幣には價値を認めざるもので價値なきものは財ではない。されど貨幣は價値を有せざるものであらうか。又貨幣は價値を有せずとも、其の貨幣たるの職能を盡し得るものであらうか。若し又貨幣にして價値を有すとなすならば、貨幣は財なりと見做さざるべからざるは勿論なるが、其の價値は他の財の價値と全然同一なる經濟原則に依りて支配せらるゝものであらうか。貨幣の職能殊に價値尺度たる職能と貨幣の價値との關係は夙に論及せられたる所であり、貨幣の本質を考察するに當りてかなり重要な關係を有するものである。

クニースによれば重さを測るには其れ自ら重さを有する斤若くはグラムを以てし、長さを測るには其れ自ら長さを有するメートル、若くは尺を以てする。測るものと測らるゝものとは同性質のものでなければならぬ。貨幣も價値を測るものたる以上、其れ自體價値を有せざるべからざるものである。貨幣には價値が有る、と斯様に言ふのである。

之に對し、ジンメルによれば、測るものと測らるゝものと同性質のものでなければならぬと云ふは兩者の量を直接に測り得る場合である。然るに直接に比較し測る以外に二つのものゝ

變化、差違、若くは關係を測る必要なる場合がある。斯る際には二つのもの、間に其の本質を同じくせずとも、一つのもの、割合が他方に反映すれば足るのである。たとへば或る木の枝を折りたる風の力を測らんとするに其れと同一の木を折る人の手の力を以てするに於ては其の双方に力なる同性質のものあれど、風の力を測るに風が折りたる木の厚さを以て測ることを得る。即ち今年今日吹きたる風は木を折りたれども、昨年今日吹きたる風は木を傷つけたることさへもなしと云ふが如きである。又人は物質の運動變化によりて人の意識の強さを知ることを得る。物質と意識とは全然其の性質を同じくするものではない。其處に何等共通の單位はない、而も何等其の性質を同じくせざるものもありても、其の相互間に絶えざる關係を存するに於ては其の大きさを關係的に測定し得るのである。貨幣も亦其れ自ら價值を有せざれば、價值を測定し得ずとの論理は成立しない。之その概要の説明である。

思ふに同じく或物を測ると云ふも、具體的のものならば直接に測定し得べく、斯るものは測るものと測らるゝものと必然に同性質のものたらざるを得ない。たとへば一リットルの水を測るに一リットルの容器を以てし、一米の長さあるものを測るに一米の長さあるものを以てする

が如きである。然るに抽象的のものは直接に測定し得ざるを普通とする。風の力、意識の作用時間、溫度等の如き之である。斯る抽象的で直接に測り得ざるものは間接の方法を以てするの外はない。たとへば寒暑を測るに寒暖計の度數を以てし、其他意識を物質により、時間を時計により、風の力を木の枝により、測定するが如き皆然りである。

然らば貨幣と財との關係は如何。此の兩者の關係は云ふまでもなく價值である。貨幣を以て財若くは勞力の價值を測ると云ふ以上、貨幣の價值を以て財若くは勞力の價值を測定するもので、貨幣も亦價值を有すべきや素より當然である。而して財の量増し、貨幣の量同一なるか、或は減少する時は財の價格は下落し、之に反して貨幣の量増し、財の量同一なるか或は減少すれば價格は騰貴し、貨幣の總量と財の總量とは常に相均しく相一致する以上、貨幣の價值は財の價值で、貨幣それ自體には價值なしとするものなれども、既に兩者の價值相均しと云ふ限り、その事自體貨幣に價值有るを認め、一方の價值を以て他方の價值を測るものである。貨幣に價值なしと云ふは矛盾である。又之を實際に就て見るも、人は何等の價值なきものと價值有るものとを交換する愚をなすであらうか。既に貨幣と財とを交換すと云ふ以上價值ある財を以て無價

値なる貨幣に換へるのではなく、貨幣も亦價值を有するが故である。貨幣は價值を有するものである。従て財である。

第七節 貨幣の本質

貨幣に價值ありとすれば、價值あるものは經濟財であり、従て貨幣は財である。只單なる名目記號ではない。素より斯く云ふも貨幣に素材價值ありと云ふのではない。此の點金屬の或量を貨幣と思惟する金屬主義を排撃し、名目主義と一致する。されど貨幣に素材價值なくとも貨幣としては價值を有するを否定し得ない。此の點名目主義の云ふが如く貨幣に價值なしと云ふに一致すること能はざるものである。然ればとて金屬主義は貨幣に價值ありと云ふが故にその點金屬主義を承認するが如きも、金屬主義はその貨幣の價值は金屬の或量の價值なりと云ふを以てその點之を排撃しなければならぬ。貨幣の價值はその素材たる金屬の或量の價值によりて直ちに決定せらるゝものではない。貨幣の價值は別に貨幣價值論に於て論述すべきも、貨幣が貨幣として價值を有するは貨幣が交換の手段として必要なるに基くのである。云はゞその職能

に依るのである。即ち貨幣は交換の手段として經濟上、交換に必要である。必要なるものは之に對して需要が有る。需要は貨幣に價值を發生せしむる一原因である。但し全部の原因ではない。従て經濟上必要なりと云ふ需要のみにては未だ貨幣に價值あるを完全に説明し得るものではない。需要に對して供給の側を見なければならず、需要と供給との双方の關係を考察すべきである。如何に需要あるも、それに對して無限に供給あらば價值は發生しない。たとへば經濟學上屢々引用せらるゝ水や空氣の如きものである。然るに貨幣は縱令その素材に價值なきも不換紙幣の場合は勿論、其他貨幣の發行は國家が之を獨占し、制限する。其の制限は必ずしも自然的制限なるを要しない。人爲を以て制限するも、其の經濟上の作用に於ては敢て異なる所がない。従て一方に需要あり、他方に於てその供給に制限あるが故に茲に價值を生ずるのである。貨幣が貨幣である限り、無償を以てしては獲得し得られざるものである。貨幣には價值がある。従て貨幣は財であり交換の手段である。

第三章 貨幣の職能

第一節 職能の種類

貨幣は交換の手段であること既に述ぶるが如くである。此の交換の手段と云ふは總て交換の媒介であると云ふこととなる。本章に於ては貨幣の職能に就て以下考察することとする。

貨幣の職能は之又學者各々その見る所を異にし、其の本質についても將た又その種類に就ても全然一致せる見解あるのではない。けれども普通に貨幣の職能は左の數種とせらるゝ。其の凡てを貨幣の職能として悉く網羅し列擧するものもあれば、その中二三に限定する者もある。且つ其の限定せらるゝ二三の職能に關しても其の内容必ずしも一致するものではない。

- 一、交換の媒介
- 二、價値の尺度
- 三、支拂の手段

四、價値の貯藏、運搬

五、貸借の標準

六、資本流通の媒介之である。されど之等の職能は皆夫々に獨立し、根本的で相互的關係はなきものであらうか、換言すれば右の職能は皆悉く同様に重要で、或職能は他の機能より派生することなきものであらうか。從て貨幣が貨幣たる以上右の職能は悉く之を行はざるべからざるものであらうか。

第二節 交換の媒介

交換は價値あるものに換ふるに價値あるものを以てするもので、財と財或は財と勤勞と交換せられ、唯一回の取引を以て直ちにその目的を達し得るものである。極めて簡單なるが如きも、經濟上交換の發生は既に一つの大なる進歩であつた。然るに右の如き直接の交換は之亦、既に物々交換の不便に就て詳述したる如く、或は需要供給の一致を見ること能はざるにより、或は價値の標準なきにより、或は財を細分すること能はざるにより、種々なる不便を醸し、經濟の

發達進歩を阻害すること少からざるものがある。茲に於て交換は直接に之を行ふことなく、自己の有する財を以て他の財を獲得せんとする場合には、自己の有する財を一旦他人の喜んで之を受取り之を拒まざる財と換へ其の財を以て自己の獲得せんと欲する財と換ふるの方法を採るに至つた。之直接の一回の交換を二分し、交換を間接となし、二回とするもので、賣買と稱するものである。而して一回の交換を二分して二回となすに於ては此處にこの交換と交換との間に介在するものを必要とし、之を交換の媒介と稱する。貨幣は即ちこの交換を媒介するもので交換の媒介は貨幣の有する最も重要な職能である。

抑々經濟進歩し、分業廣きに行はるゝに至れば、各人の生産上、其の特長とし其の最も得意とする所のものは自己の消費せんとするものではなく、他の消費するものであり、自己の消費は他の生産する所のものなれば、之等互に交換せられなければならない。此の交換は到底、直接に物と物との交換に依ること能はざるものなれば經濟の進歩と共に貨幣は益々其の重要性を加ふるものである。されば經濟上、貨幣發生し、交換を媒介するに至れば、交換は容易となり自由に行はれ、生産者は或特定なる消費者の需要にのみ顧念せずして、廣く其の需要者を求め

得べく、生産は直接の消費に拘束せらるゝことを免れ、分業益々細微の點に及び、技術は發達し生産は有效に行ふこととなる。其の結果、一方に於ては直ちに消費し得ざる財、換言すれば或全體をなす財の極めて一小部分を構成するに過ぎざる財の生産をなすものでさへ、その需要を求めて、自己欲望の充足に必須なる直接消費材を獲得することを得べく、斯くして生産技術は愈々細分せらるゝと同時に、他方に於ては資本、勞力を結合して財の生産をなすも、其の生産物それ自體を直接に分配することなく、之を貨幣に換へて原料品に對しては代價を支拂ひ資本に對しては利子、勞力に對しては賃銀を支拂ひ、之によりて生産業を經營することを得せしめ、こゝに近代的大企業の發達を可能ならしむるに至る。蓋し大企業組織により、生産に従事するも交換の媒介なく其の生産物を直接に分配せざるべからざるに於ては、船舶、機械等の如き、之をそのまま分配する方法なく、從て之を生産すること能はざるが故である。貨幣は斯くして一國の生産力を凡て自由に結合するを可能ならしむるのである。

素より貨幣が交換の媒介となり、分業益々細微に入る時は各人の生活は凡て他の生産に待たざるべからざるが故に、愈々相互依頼の濃密を加ふるや之を否定することは出来ない。されど

他の生産したるものは戦争、其の他異常の變動により、貨幣に對する信認全然失墜せざる限り、凡て貨幣に換へて之を獲得し得るが故に、生産者は既に述ぶるが如く、直接に或特定なる消費者の需要に拘束せらるゝことなくその需要を一般社會に求める。此の一般的需要は市場に現はるゝもので、市場は大に重要視せざるを得ざることゝなる。而も貨幣が交換の媒介として廣く使用せらるゝに至る時は、貨幣を有する時は何時にても自由に其の欲する所のものを獲得し得るが故に、人は皆如何なるものにてても貨幣と換へんとするに至るべく、貨幣はこゝに一般的、無制限なる購買力を有することゝなり、貨幣は最早或特定なる消費の目的物ではなく、抽象的に價値を表示するものとなるのである。尙この貨幣の交換の媒介たる職能に關しては第一章、第二章を参照せられたい。

第三節 價値の尺度

貨幣は價値の尺度となると云ふことは少くとも一の重要な貨幣の職能なりと思惟せられてある。而して價値の尺度とは價値を測定するとの謂なれども、貨幣は果して價値を測定し得る

ものなりや否や。又本來價値は測り得るものなりや否や。

貨幣は價値の尺度となり、價値を測定すと云ふも、價値は本來物自體に固有のものではなく、人と外界の物に對する關係に外ならぬ。人が外界の物に對する主觀的判斷である。測定すと云ふことは客觀的で、客觀的のものならでは測定は不可能である。價値は主觀である以上客觀的に測定する方法がない。素より價値は主觀ではあれど、人は經濟的に孤立するものではなく社會を組織する。社會の多數は生活條件、欲望、習慣、教育等を大凡そ同じくするが故に精神的並に物質的條件、相似て主觀的に外界の物を評價するに大凡そ同一の傾向を有し、標準同一となり、その價値判斷の一致を見るに至る。この社會的に大凡そ一致したる價値は之主觀に出でたるに相違なきも、恰も主觀を離れて客觀的に存在するが如く、普通に物自體に固有するものとなるが如くに思惟される。殊に交換にして一般的に行はるゝに至る時は甲の財の或分量と乙の財の或分量と一定の割合を以て交換され、交換それ自體は客觀的の事實であり、その交換の割合、即ちその價格が個人の主觀的評價と一致せざることあるも、その財を得んと欲すればその價格ならでは之を獲得するの途なく、之に服従するを要し、個人の主觀を以ては如何ともな

し難きもので、主観と獨立して客觀的に存在するものなりと見做さるゝに至る。且つ分業益々廣きに及び、流通經濟愈々進展し、各人の欲望は交換によりて之を充足するの外なきに至る時はこの交換は極めて多數の人々之に参加し、之が需要と供給となり、財の價格は需要供給の關係によりて決定され、個人の主観とは全然分離するものとして現はるゝのである。加ふるに交換はその當事者相互に於て一方は他方の提供する財を自己の提供する財よりも、より多くの價值あるものとし、他方は又一方の提供する財を自己の提供する財よりも、より多くの價值を有するものとし、こゝに成立するに至るものなれば、實際に實現せられたる交換の割合は交換する人々の主觀的價值評價と始めより全然一致するものではないのである。

然るにも拘らず價值は財に固有なる性質ではなく、主観に基くに外ならざれば實際に實現せられたる交換の割合は此等交換に参加する凡ての人々の主觀的價值評價の綜合的結果たるや之を否定すること能はざるものである。但し右述べたるが如く其の綜合的結果は主観と分離せられ獨立して客觀的に存在するが如くに現はるゝが故にこゝに客觀的價值となり、客觀的價值は客觀的尺度を以て測定し得と考へられ、之を價值の尺度と云ふのである。而して現在の經濟的

組織に於ては殆んど凡ての交換は貨幣に對して行はるゝが故に、貨幣は價值の尺度たる職能を盡すものなりと云はるゝ。

然るに一般に貨幣を以て價值を測ると云ふも恰も物の長短輕重を測定するが如く、一定の標準を當てはめ之を測定する方法はない。たとへば長さを測るには長さを以てし、重さを測るには重さを以てすることが可能で、一米或は一瓦の定規がある。一米の長さ、一瓦の重さは何れの時孰れの場所に於ても一米、一瓦に差違なく、その變化を見ることがない。然るに價值には一定不變のもの絶對になく、一圓といふもその價值は絶えず動搖しつゝあるのである。從て尺度となると云はるゝ貨幣それ自體の價值は常に動搖し、常に動搖する所の價值を以て同じく絶えず動搖する財の價值を測定すと云ふも、貨幣は度量衡の場合に於けるが如き同じ意味に於て測定すといふこと能はざるものである。

又價值を測るには必ずしも其の素材自體に價值あるものを以てせねばならぬとの理由なきこと既に述ぶるが如くである。たとひ價值を測定するに價值あるものを以てすると云ふも、こゝに牛肉と米と交換せられたりとせよ。只それが交換せられたりといふのみにては未だ何等的確

なる價値の概念は與へられない。米の價値、牛肉の價値は交換せられたりと云ふ以上、價値あるを知るも價値ありと云ふのみにて價値を測定するの機會は與へられない。牛肉と米とが一斤と二升の割合を以て交換せられたるを知る時、こゝに始めてその價値は的確となり、牛肉一斤と米二升とはその價値相均しく、牛肉一斤の價値は米二升であり、米二升の價値は牛肉一斤であることを知り得る。而してこの牛肉一斤と米二升とは相互にその價値を測定すと云はるゝのである。但しこの場合牛肉一斤と米二升は價格であることを知らねばならぬ。斯く價格を所謂測定するものもあるも、然らばこゝに貨幣ありや。肉と米とは貨幣なりや。肉や米や、價格を測定すと云ふも度量衡の場合に於けるが如く米は肉の價格を測定するのではない。交換の際その割合を定められ、その價格それ自體である。牛肉一斤と米二升が主觀的價値判定の結果相均しと云ふにありて、牛肉と米との客觀的關係を測定したるものではない。測定ではなくして價値を置くのである。特別なる價格測定の事實なく、價値若くは價格測定の問題は起らない。價格それ自體に含まれ、その價格は米二升は肉一斤の價格を、牛肉一斤は米二升の價格を云ひ表はすのである。

然るに肉と米と直接に交換する時は既に述べたる如く、種々なる不便がある。從て肉は米と米は肉と直接に交換せられずして牛肉は一旦之を第三の或る物に換へ、その得たる第三の或る物を以て米と換ふるに至り、前者を賣ると云ひ後者を買ふと云ひ、この第三の或る物を貨幣と云ふのである。而してこの第三の或る物は始め種々なる財が用ゐられ、後に至り金屬が主として使用せらるゝに至り、種々なる變遷を経て以て現代に至つてゐると云ふものゝこの第三の或るものは最初普通に財と交換せられ、恰も牛肉と米との場合に於けるが如く、相互その價値が比較せられ、互に一は他の價値を測りたるものなりと云ふべく、それが一般に使用せられて貨幣は財の價値を測定したるものなりと云ふのである。換言すれば現在の所謂金屬主義の學説を以て説明し得らるゝのである。加之財の價値は金屬の價値を以て測定し得と云ふも、價値は長さや重さを測定すると全然同一の方法を以て之を測定すること能はず、價値の性質上必然に金屬の品位量目を以て測らるゝのである。即ち價値は主として金屬の重さを以て測らるゝのである。金屬主義はこの點に於て正しき學説なりと云ふべきである。

然るに貨幣がその後、漸次一般に廣く使用せらるゝに至り、經濟現象も亦複雑となり、價値

は一々金屬の重さを以て之を比較し、測定するには不便となるに至れると共に、金屬の重さ、その或る一定量には自ら多くは其の重量を主とする或種の名稱を與へられ、その名稱を單位とし凡ての價值を表示するにその名稱による單位を標準とするに至つた。而してこの名稱は今日の所謂價值單位で、この價值單位は最初右述ぶるが如く、金屬の或一定量を示し、その重さによりて價值を表示したるものなりしが、漸次に貨幣は益々一般に廣く流通して、價值は凡てこの單位によりて計算せられ、總て價值の單位は計算の單位となり實際交換せらるるものに非ざる財並に勤勞の價值もこの計算單位によりて計算せられ、貨幣はこゝに價值單位、寧ろ計算の單位として唯價值を表示することに重きをおかれ、貨幣はその内容實質よりも、一つ概念となり抽象化せらるるに至つた。

貨幣にして概念化され、抽象化せらるるに至る時は貨幣はこゝにその個々、一々としてよりは其の全體として思惟せらるることとなり、貨幣のその一々は却て逆にその全體の關係を明にする一の連鎖に外ならぬものと思惟せらるることとなる。又貨幣の價值もその一々に就て決定せらるるのではなく、全體としてその價值が定まり、個々一々の貨幣はその全體の貨幣としての

價值を反映するに過ぎざるものとなる。茲に於て貨幣は抽象化され、その實質を深く問はざることとなり、金屬貨幣にも各種の金屬あり、大小あり、金屬以外紙片を以ても尙貨幣として存在し得るに至るのである。一片の紙に過ぎざる貨幣、若くは補助貨幣の如き、その素材價值の遙にその名目價值に及ばざる貨幣が其の儘其の重さを以て他の價值を測定し得ざるものなることは一目瞭然で、敢て説明を俟たざる所である。

茲に至りて貨幣は最早其れ自らの價值を以て他の價值を測定するものではなく、貨幣は價值を表示するに外ならぬものなることが明瞭となる。測定するのではなく、唯表示するのである。然らば貨幣は價值を表示すると考ふるも、その意味は如何に解すべきや。靴一個十圓といふ場合之は明に貨幣を價值尺度として靴の價值を表示せるものなるが、こゝに二つの解釋が可能である。第一靴一個の有する價值は貨幣の一定量即十圓が全體として有する價值に等し。第二靴一個の價值が貨幣一圓の有する價值の十倍に等し。この二つの考へ方が可能である。

ペームバヴェルクの説に従へば、たとへばこゝに二人の子供あり、その一人は林檎を、他方は梅を有する。後者は林檎を得んと欲して梅を與へんとする。前者は心中に先づ相手方の提供

する梅に對する彼の味覺による享樂と、林檎の與へる享樂とを比較して四つ、五つ或は六つの梅を提供するまで交換を拒絶するであらう。然し乍ら七つ與ふると云ふ場合には少年の心は少し動き、更に八つ與ふると云ふ場合には林檎を與ふるであらう。この取引に於て一個の林檎の消費による享樂は、一個の梅の消費による享樂の七倍より大であり、八倍より小であると云ふ數字的決定を與ふるものである、と言ふのである。今この見解を前述の命題に當てはめて見るに、靴一個十圓と云ふことは、靴一個の價値は一圓が有する價値の十倍に等しと云ふ解釋となざらるを得ない。

然し乍らこの見解は支持することを得ない。八個の梅が一個の林檎と交換さるゝ時、七個の梅の與ふる效用は一個の梅の與ふる效用の七倍と解して良いであらうか。否この少年にして一個あて梅を食し續けんか、梅の效用は夫々相等しとは云へない筈である。そはかの欲望遞減の法則によりて漸次減少して行く筈である。之と同様に一個の靴の價値は一圓の價値の十倍と考ふるは誤りと云ふべく、一個の靴の價値は十圓が全體として有する價値に等しと解する時始めて意義が有る。故に貨幣なるものが財貨の價値表示の手段なりと云ふならば、そは全體として

の價値表示の手段なりと云はざるべからず。斯くの如く價値の概念を考ふる時、凡そ正確なる價値尺度は存在し得ない。圓は價値の單位に非ず、貨幣數量の單位と感念すべきである。之を要するに、價値の尺度なる職能は終に交換の媒介と云ふ職能より派生するものなりと云ふことを得る。價値の尺度なる職能は交換の媒介と云へる職能を有するものによりて行はれ、前者は斯くして後者に還元し得るのである。交換の媒介が根本である。

第四節 支拂の手段

凡ての支拂は今や貨幣によりて行はるゝが故に貨幣は支拂の手段なりと云はるゝ。之も貨幣の一職能である。クナツプは支拂の手段を中心とし貨幣の概念を組立てゝゐる。

然し乍ら、凡ての支拂は今や貨幣によりて行はるゝが故に貨幣即支拂の手段なりと云ひ、貨幣の職能は支拂の手段に盡き、凡ての職能をこの支拂の手段に歸一せしめんとするも、そは言葉の問題となるべく、支拂なる語を餘りに廣く使用せんとするの弊がある。即此處に米を有する者あり、之を賣りて貨幣に換へ、その得たる貨幣を以て肉を買はんとする場合に米を賣るは

米を給付するに對して貨幣を支拂はるゝものなりと云ひ、肉を買ふは肉の給付に對して貨幣を支拂ふものなりと云はんとするにあれども、その本質は米と肉とを交換し、貨幣がその媒介をなすに外ならず、普通右の如き場合に貨幣を渡すを支拂ふと云ふも、それは支拂なる語を餘りに廣義に解するものと云ふべく、若しそれと同意義ならば其の反面も亦正しきものとして今や價値を受取るには貨幣を以てするが故に貨幣は受取りの手段なりと云ふも敢て異とするに足らざることゝなる。唯普通に斯くの如き言葉を使用せざるの差はあれども、斯くては貨幣の本質を明瞭ならしむるものなりと云ふこと困難である。支拂の手段と云ふのみにては貨幣の職能明瞭ならず、この明瞭ならざるは支拂の手段なる語を餘りに廣義に解するが爲である。支拂なる語は右掲げたる交換の媒介の如き場合を包括するのではなく、又縱令之を包括せしむるも、その支拂の手段は結局交換の媒介なりと云はざるを得ざることゝなる。支拂の手段なる語は義務の履行、たとへば租税の納付、債務の返済等に使用せらるべきである。從て斯る意味の支拂の手段のみにては未だ貨幣の意義を明にしたるものなりと云ふことは不可能である。

又貨幣は支拂の手段なりとして、之に依つて貨幣の意義付けをなさんとするも、貨幣の他の

職能たる價値の尺度たること、價値の貯藏運搬をなすこと、貸借の標準となること等は支拂の手段と直接の關係なく、此等の職能は支拂の手段たる職能に還元すること能はざるものである。而も之等の職能は貨幣の意義を定めんとするに當り、相當考察せらるべきものたるは敢て云ふを俟たない。

支拂なる觀念はクナップの學說に於ても明かに認め得るが如く、法規に關係する所が少くない。即債務を履行するが爲に支拂をなすもので、貨幣はそれによりて債務の履行せらるゝ場合、完全にその義務を果したるものと認めらるゝものである。此の完全に義務を履行したりと認めらるゝは法規の定むる所に従ふのである。クナップの如く貨幣を國家若くは法規の視角に立ちて考察するは素より一見解たるを失はず、又貨幣の本質を考究する上に極めて重要なことたるや、敢て云ふを俟たざる所なれども、貨幣は其の本質を先づ經濟上よりも考究するがその本體である。然る後に法律的關係を見るを順序とする。而してこゝには經濟上貨幣の本質を明にせんとしつゝあるもので、法律的考察ではない。獨り法律的考察のみにては、貨幣はその本質を明にすること困難なりと云はざるを得ない。

法律上の支拂と交換とは素より同一義ではない。されど後にも述ぶるが如く一方的任意若くは強制的なる支拂は或は之を交換なりと云ふこと能はざるべきも、此處に金壹千圓の債務を支拂ふと云ふ場合、之を法律的に見る時は云ふまでもなく、支拂の義務にして、この義務は法律上有効にその支拂の效力の認めらるゝ即貨幣によりて履行せられざるべからざるものなるも、其の債務は實は商品代金の延拂に屬することである。斯る債務は商品を買入れたる際、直にその代金を支拂はざるによりて發生したるもので、その實質は交換である。又普通の貸借關係に於ても、其の金壹千圓はその以前に金壹千圓を借入れ、その返済の時期到來したるに依るものなる時は借入れたる金壹千圓の價值に對し、その返済時期に於ける金壹千圓と之に利子を附加したるものとの交換なりと見做し得べきものである。之は純然たる經濟上の取引である。之を法律を以てその支拂に關し規定するのである。

ヘルフェリツヒは廣く經濟上の取引を觀察し、經濟上に於ては第一、一方的支拂で、贈與の如き任意のもの、租税、罰金の如き強制的のものあり、第二、双務的で、財と財との直接の交換、財若くは勞力の利用、即貸借、手形の賣買、若くは其他有價證券の賣買の如き、既に

成立せる要求權の賣買、及び普通の貸借があり、第三に一方的若くは双務的關係より發生したる義務の履行なるものありとし、此等を更に區分して交換と支拂と資本の移動との三者に區別し、貨幣の最も重要な職能は此の三者にありとし、又この三者は互に他より派生したるものに非ず、其の孰れにも還元し得べきものに非ず、相互獨立せる職能なりと云うてゐる。而して交換の中に財と財との直接の交換、貸借、並に既に成立せる要求權即ち有價證券の賣買を入れ支拂には一方的、強制的租税、罰金と双務的關係より發生したる義務の履行即延拂を數へ、資本の移動には一方的任意的贈與、竝に其の取引自體によりて始めて發生する支拂の義務、即普通の貸借を擧げてゐる。此の中、支拂と稱せらるゝは狹義に解せられつゝあるや一見極めて明瞭である。

されど双務的關係より發生したる義務の履行を特に支拂と云へど、双務的關係とは既に述べたる商品の賣買の如き場合である。其の支拂が延拂となり、其の代金を後に至りて支拂ふと云ふものなれども、その代金の支拂が延拂となりたるは現金取引をなさずして信用を與へたるによるものである。其の實質は交換に外ならざるものである。殊に現金取引の場合は交換で、延

拂の場合は交換に非ずと云ふは之を本質的に見て矛盾なりと云はざるを得ない。延拂ひとなりたればとて一方の給付と、他方の反對給付とが時を同じくせず反對給付が延期せられし差あるのみである。その實質は交換である。

租税、罰金の支拂の如きは、之は如何にも交換ではない。財政學上、租税を支拂ふは國家が國民の生命財産の安固、社會の安寧秩序を維持するに對する交換なりと云はれざるにも非ざれども、租税は國民の義務なりとする觀念よりすれば、この交換説は未だ通説とすること困難である。罰金の如きは罪を犯したるに對する交換なりと云ふこと、素より不可能である。之等は一方的強制的支拂なりと云はざるを得ない。されど一方的、強制的支拂の具となるものそれ自體が貨幣の本質なりと云ふこと能はぬ。現に租税の支拂に物納と、金納とあり、物納が漸次に金納に變化したるは尙比較的最近の例に屬するもの少くはない。金納は云ふまでもなく、貨幣を以て支拂ふを云ふもので、物納に充てられしものを貨幣なりと云ふこと不可能である。

一方的、強制的支拂に貨幣が用ゐらるゝは、それが一般に交換の媒介として流通し、國家又は政府も貨幣を以て租税、罰金等を支拂はしむれば、その貨幣を以てその必要とするものを直ち

に交換し得べく、物納の如き不便なきによるのである。物納が金納に変更せらるゝ最も主要なる理由はこゝに存するのである。然る時は支拂の手段は之亦結局、交換の媒介に還元し得ることとなるのである。

然るに貨幣が交換の媒介として廣く使用さるゝに至るは貨幣が各種の支拂、殊に納税の爲に使用し得らるゝによるとも思惟せらるゝ。即ちたとへば此處に政府が不換紙幣を發行するとせよ。只その發行をなしたるのみにては何人も、之に危惧の念を懷き之を交換の爲に使用するものはなき筈である。損失を蒙らんことを認めるが故である。然るに政府はその不換紙幣に強制通用力を與へ、之を以て租税を納付するも、その券面金額を以て受取るべしとなす時は、各人は之に安心し納税の爲にその券面金額通りに利用し得らるゝものならば、多くの人々は必ずや各種納税をなすを以て、之に價值を認め、之と他の財とを交換するに至るのである。貨幣はそれ自體に價值なくとも、他の者が之に價值を認め自由に受取るものならば、その信認に依頼して自己も亦之を受取り、之に價值を認むるものなりと云ふことが出来る。一應の論理は立つ。然し乍らこゝに貨幣の職能を論ずるに當り、極めて重要な關係を有することは、政府が不換

紙幣を發行し、之に強制通用力を與へ、納税に充てしむるも、そのこと自體は、それが未だ貨幣として成立するに必要な條件を具備したりと云ふことは不可能である。納税のみに利用せらるる間は、何物も未だ貨幣ではないのである。それが貨幣として見做さるゝは一般に交換の媒介として廣く流通するに始まる。納税の効力は尙貨幣たる準備に過ぎない。支拂に充てらるゝもの、そのものが即貨幣なりとは早斷なりと云はざるをえない。支拂に充てられ、それが、交換の媒介となるに至らざれば、貨幣は發生するものではない。又國家が不換紙幣を發行するにしても、それが唯納税の爲に使用せらるゝに過ぎざるに於ては、不換紙幣を發行したる目的は達せらるゝものではない。その不換紙幣が一般に流通し、即貨幣となりて始めてその目的を達するのである。従て不換紙幣發行の目的は、納税の爲なるには非ずして、一般に流通せしむる貨幣となさんとするにあるのである。換言すれば交換の媒介に使用せしめんとすることを目的とするのである。不換紙幣の發行は之を豫期するもので、一般に之を受取る者も亦交換の媒介に使用し得べしと云ふ信念に基くのである。支拂の手段と云ふも、その實は交換の媒介が主で、交換を媒介するもの即貨幣なりと云はざるを得ない。交換の媒介なる職能にその根本をおくものである。

第五節 價値の貯藏並に運搬

現今、價値を貯藏し運搬するものは多く貨幣を以て之に充てる。されど價値を貯藏し運搬するもの獨り貨幣に限らるゝのではない。此處に農家あり、秋收穫の米を米倉に貯藏するは價値の貯藏であり、我が國に於ては今尙常に行はるゝ方法である。經濟財の貯藏並に運搬は凡て價値の貯藏であり、運搬である。又信用發達するに至る時は、價値は經濟財を以てしても將た又貨幣を以てしても貯藏せられ、運搬せらるゝことが少い。銀行の預金となり或は信用の方法に依りて運搬せらるゝのである。

斯く此の職能は貨幣に限定せらるゝものに非ざれども、而も尙貨幣が價値の貯藏となり、運搬方便とせらるゝ所以は第一、經濟的には價値の變動あり、米を以て價値を貯藏せしに、その當時一石三十圓なりしもの、之を取出して或は交換し、或は消費せんとするに當り、一石二十五圓となる時は一石につき五圓の損害を受くることとなる。然るに貨幣を以て價値の貯藏をなす時は一圓は何時にても何處に於ても一圓で、價値の變動がないと信ぜらるゝ。然し乍ら貨幣

はその名目一圓は即一圓なれども、實際上に於てその價値の變動を全然免れ得るものではない。苟も價値なる以上變動するのが必然である。但し貨幣の價値は之を普通の經濟財の價値に比して其の動搖が少い。第二には普通の經濟財を以て價値を貯藏運搬する時は腐敗毀傷の惧がある。然るに貨幣には其の惧がない。第三に貨幣は保管に便利であり、而して其最も重要な關係は第四に普通の經濟財を以て價値を貯藏する時は之を取出し、直ちに其物自體を消費する場合に甚だ便利なれども、斯る必要は比較的寧ろ少く、多くは其の貯藏したるものを以て他の財を獲得せんとするにある。然る時は他の財と交換しなければならぬ。之手数料であり、又直ちに迅速に其の目的を達し得る保證はない。然るに貨幣を以て價値を貯藏する時は、必要の際には何時にても之を取出し、何れに於ても容易に財と交換することを得る。之甚だ便利である。之貨幣を以て價値を貯藏する理由である。此の理由は聽て貨幣が容易に他の財と交換し得らるゝの故に價値の貯藏となり、運搬の方便となるの關係を明にするもので、換言すれば貨幣が交換の媒介たる職能を有するが故に價値の貯藏並に運搬の職能を盡し得るものと云ふことゝなる。從て貨幣の價値の貯藏並に運搬の職能は根本的のものではなく、交換の媒介たる職能が根本的で

前者は後者より派生するものと云ふべきである。從屬關係である。價値の貯藏並に運搬の職能は交換の媒介と云ふ職能に還元することを得るのである。

第六節 貸借の標準

貨幣は貸借の標準となると云はれる。抑々經濟上、信用行はるゝに至りて貸借には凡て貨幣を以て標準とする。されど貸借の標準は獨り貨幣に限らるゝものではない。たとへば米を借入れてその返済は米を以てするが如き、貨幣以外、普通の經濟財を以て貸借の標準とするの類例は必ずしも乏しくはない。後者の場合は之を自然經濟信用と云ひ、前者の場合は之を貨幣經濟信用と言ふべきである。

然るに自然經濟信用に於ては、貨幣經濟信用に於けるよりも、その標準自體の價値動搖すること比較的多く債權者債務者共に不測の損害を蒙るの虞あり、其の品質に差等あり、之を受授するに不便多ければ貸借は實際上、主として貨幣を以て標準とするに至るのである。殊に貨幣を以て貸借の標準とする時は如何なる財並に勤勞も直ちに貨幣を以て何物とも交換することを

得るが故に最も便利である。之貨幣が貸借の標準として使用せらるゝ所以なると同時に、其の斯く使用せらるゝ根本義は交換の媒介たる職能に基くものと云ふべきである。貸借の標準となると云ふことは貨幣の本質ではない。自然經濟信用に於て標準とせらるゝ普通の經濟財は貨幣ではないのである。従て貨幣が貸借の標準となる職能は交換の媒介たる職能に還元することを得るのである。

又貸借其れ自體も實にその本質に於て交換と見做し得るものである。即ち此處に或價値を現在に於て給付し、利子を附する場合には、其の給付したる價値に更に或價値を附加し、之を將來に於て反對給付とするものである。換言すれば貸借は此の双方の價値の交換に外ならず、其の交換は貨幣によりて行はるゝのである。

第七節 資本流通の媒介

資本主義的經濟に於ては、資本は實に經濟上、甚だ重要な地位を占むるや言ふまでもなく、資本は凡て貨幣にて評價され、資本の流通は凡て貨幣に依りて行はるゝ。たとへば此處に紡績

事業を經營すべく株式會社を創設するも、其の拂込は發起人に限り現物出資を許さるゝも、其の餘は凡て貨幣を以て拂込み、社債の募集或は借入金等皆貨幣に依りて行はるゝ。されど紡績會社の實際上、必要とする所のものは貨幣に非ずして或は工場建築物或は器械或は原料である。而も會社の資本金は貨幣の量を以て云ひ現はされ、其の取引貸借凡て常に貨幣に依りてなさるのである。之資本移動の媒介と稱せらるゝものである。

然し乍ら、所謂資本金が右の例に於けるが如く、貨幣の量を以て云ひ表はさると云ふならば、之貨幣が價値を云ひ現はすと云ふに外ならぬもので、既に貨幣は價値の尺度となると云ふ職能に關し、論述したるとその論理に於て敢て異なる所なかるべく、又若し資本の貸借が貨幣に依りて行はると云ふならば、そは又既に貨幣は貸借の標準となると云ふ職能に就て考察したるとその歸結に於て同一となるものである。従て資本移動の媒介となると云ふ職能は、元の本質に於て敢て獨特の職能なりと云ふこと能はず、唯其の云ひ現はし方、見方を異にするのみで、既に他の職能に就て説明したると異なる所はない。茲に於て特に資本移動の媒介と云ふ職能を別に掲ぐるの論理上の必要も亦之無しと云はざるを得ない。

ヘルフェリツヒは既に述べたるが如く、一方的任意的支拂、たとへば贈與の如きもの及び貸借を資本移動の媒介なりと稱してゐる。

貸借は之も亦既に述べたるが如く、交換と見做し得るものである。何となれば茲に金壹千圓を貸付け、後に至りて其の返済を受くるは交換の媒介とは別に資本移動の媒介なりと云ふも現在に於て金壹千圓の價值を給付し、之に對して將來に於て其の金壹千圓に利子を附加し、之を反對給付とするもので、之其の兩者の交換に外ならざるものなるが故である。從て斯る貸借は之を交換なる概念中に包括せしむることを得るものである。

贈與の如き一方的、任意的貨幣の受授は、素より交換なりと云ふこと能はざるや、極めて明白なるも、贈與は貨幣以外、各種の財を以ても行はるゝものである。贈與として使用せらるゝ財は素より貨幣ではない。贈與が多く普通に貨幣に依りて行はるゝは、我が國の如き、貨幣を贈與する時は、時と場合により之を受くる者に對して禮を失すとの觀念なきに非ざれども、貨幣を以てすれば何時にても、如何なるものにてても、之を受けたる者に於て自由に交換することを得べく、最も便利なりとせらるゝに依るのである。從て貨幣が贈與として使用せらるゝは、そ

は貨幣が交換の媒介なる職能を有するに基く。茲に於て資本の移動を媒介すると云ふ職能も亦此の意味に於て交換の媒介なる職能に還元することを得るのである。

茲に於て貨幣の職能は其の終局に於て交換の媒介なる職能に其の凡てを還元することを得べく、貨幣は交換の媒介をなすものなり云ふことを得る。前章に於て貨幣を交換の手段なりと言つたが、其の交換の手段とはこの交換の媒介を指すものに外ならぬ。貨幣は交換の媒介をなすものを言ふのである。

第四章 貨幣の意義

交換の媒介をなすものは皆な悉く貨幣なりや。之れ聽て具體的に貨幣を定むるの問題である。交換の媒介をなすものには金屬貨幣、政府紙幣、兌換銀行券、小切手、手形、郵便切手其他商品切手、切符等がある。苟も交換の媒介をなすもの之れ即ち貨幣なりと言はゞ凡て皆な之を貨幣なりと言はざるを得ない。されど此等を凡て交換の媒介をなすものなるが故に貨幣なりと言へば貨幣の範圍は相當に廣く、貨幣論の論述は手形論や郵便切手論やその他にも及ばざるを得

ない。素より此等が本質的に貨幣なるに於ては其の考察に従事せざるべからざるも、斯る論究は甚だ錯雜するは避け難きものである。然るに貨幣は斯の如き範圍にまで、之れを擴張し、此等を包括するの必要はない。茲に貨幣と言ふは苟も交換の媒介をなすもの凡てを網羅するの意味ではない。貨幣は其の本來の職能として交換の媒介をなすものに限るのである。

茲に本來の職能と言ふのは交換の媒介なる職能を盡すこと其れ自體が其の物の使命として與へられたるを言ふので、譬へば金屬貨幣は之を溶解すれば地金として效用を有し、他に使用せらるべきも、金屬貨幣が金屬貨幣として其の形態を有する限り、始めより貨幣として。換言すれば交換の媒介として使用せらるゝもので、其目的以外、何物にも使用せられざるを本旨とするものである。即ち本來、交換の媒介たる職能を盡すが爲めのもので、其れ以外の目的は思惟せられざるものである。偶々金屬貨幣が其の形態の儘、時計の鎖に繋がれ裝飾用に使用せらるゝことあるもそれは本來、其目的とする所ではない。本來の職能ではないのである。此意味に於て政府紙幣も兌換銀行券も共に交換の媒介たる職能を盡すがために製造發行せらるゝもので、それを本來の職能とするものである。其の目的以外の何物でもない。従つて金屬貨幣、政府紙幣、

兌換銀行券等は勿論貨幣である。

然るに小切手は何の目的の爲めに使用せらるゝを本旨とするや。小切手が交換の媒介なる職能を盡しつゝあるの事實は疑ふべくもなく、之を否定することは不可能である。

されど、小切手は交換の媒介をなすのが其の本來の職能であらうか。小切手は預金者が其の預金の支拂を求むべく之を要求し、之を命ずる證書である。従て小切手は一覽拂で、それに期限がある。我が國に於ては十日間以内に其の要求をなすべく期限付けられて居る。小切手は之を以て預金を受取れば、其使命、其の職能は終るのである。之を以て其の本來の職能とする。交換の媒介をなさざるも小切手は其の小切手としての職能を盡したるものである。されば交換の媒介を其本來の職能とするものではない。従て小切手は貨幣ではない。

① 普通に預金通貨 (Deposit currency) と稱せらるゝものがある。貨幣學者にして此の預金通貨を貨幣なりとするものは必ずしも少なくはない。其の理由とする所は、銀行預金の内にありても當座預金は之れに對して小切手が振り出さるゝも、實際上、現金を以て支拂はるゝこと少なく、多くは銀行帳簿の上に於て振替らるゝか、或は手形交換所に於ける交換の方法に依りて決済

預金
通貨

され、現金の受授に依らずして帳簿上の決済に依り移動し其の移動は、或は交換の媒介か或は支拂の手段となり、貨幣の職能を盡すものなりと言ふに基くのである。實際に預金通貨が貨幣と同様なる職能を盡すは之れを認めなければならぬ。併しながら、銀行に對する當座預金は本來、貨幣の出納頻繁なる人々が、其の出納常ならざる計算の事務を銀行に委ね、兼ねて一時的遊資を銀行に依りて利用せんとするに依るもので、一種の預金なるに外ならず、交換の媒介をなすを以て其の本旨とし、其の職能とするものではない。從て其物自體は決して貨幣ではない。殊に當座預金を以て引出さるゝことあり、又其れとは反對に當座勘定を開き根抵當の方法によりて信用を受け現實、銀行に預金したる以上の小切手を發行することもある。斯の如きは全然信用の關係で、之をも貨幣なりと言ふときは貨幣と信用とを全然同一視し、之れを區別すること能はざることゝなる。又當座預金を貨幣なりと見做すに於ては其れと同様の性質を有する帳簿上の信用 (Book Credit) 振替 (Change) 等も皆な之れを貨幣なりと言はざるを得ない斯くては終に貨幣の概念甚だ漠然たるを免れないことゝなる。貨幣は斯くまで廣義に之を解することは困難である。此等は信用として別に考察し、貨幣との關係を攻究すべきものであらう。

う。

若し又、預金通貨を小切手に限定するならば、それは既に小切手を貨幣に非ずとなしたる際に論述したるが如く、全然同一の理由を以て之れを貨幣なりとなすこと能はざるものである。而も小切手も交換の媒介をなすことなくして現金を受取り、當座預金も帳簿上の決済を主とせずして普通の銀行預金として取扱はるゝことあるを看過すること出来ないのである。

手形も爲替手形にせよ、約束手形にせよ、交換の媒介をなし、支拂に充てらるゝは事實である。併しながら爲替手形は甲なるものが、甲に對して債務を負ふ乙なるものに對し、丙に或る金額を支拂ふことを依頼するもので、丙が、乙より其の金額を受取れば、其れにで其の職能は終り、又約束手形は甲が乙に對して或る金額を或る一定の日に支拂ふべきを約束するもので、其の期日到来して乙が甲より其の金額の支拂を受くれば、其の用は終る。手形は本來、此等の職能を盡すものである。手形には一覽拂のものと、期限付のものがある。期限付のものは其の期限の到来する時迄之れを金庫の中に入れ置き、期限至りて之れを取出し、支拂を受くれば手形は手形として其の目的を達したるものである。偶々其の間、交換の媒介として使用せられ

轉帳として社會に流通して支拂に充てられ、又斯く使用せらるゝことが縦令多くとも、それが手形の本來の職能なりと言ふことは困難である。従つて手形は貨幣なりと言ふことは出來ぬ。素より斯く言はゞとて手形が貨幣の關係上、重要性を有することは敢て之を否定するものではない。それは信用の關係によつて説明せらるべきものである。

郵便切手は之を封書に貼付し、通信を隔地者に送付するが爲めに使用せらるゝが、其の本來の職能である。偶々郵便切手代用もよいとして、之を送付して財を購買することがあるも、換言すれば交換の媒介の爲めに使用せらるゝことあるも、それが郵便切手本來の職能なりと思惟すること能はざるものである。従て郵便切手は貨幣ではない。

茲に於て貨幣は其本來の職能として交換の媒介をなすものを指し、具體的には金屬貨幣、政府紙幣及び銀行紙幣を言ふのである。之れ貨幣の具體的内容であると言ふべきである。

斯くして同じく金屬貨幣、政府紙幣、及び銀行紙幣は法規に依り規定せられ一國の主權は其の領域以外に達するものにあらざるが故に法規の上に於て貨幣と言ふときは自國のものを指し外國の貨幣は縦令金屬貨幣にありても自國の貨幣ではない。之れ經濟と法律との區別である。

但し外國貨幣にありても之を自國貨幣として法規の上に之を認むるときは自國貨幣たるや敢て言ふ迄もない。

第五章 貨幣の製造と其の發行權

第一節 貨幣の製造

第一章第六節に於て、交換の媒介物として商品貨幣が用ひられ、其の後、種々なる點に於て金屬が貨幣たるに最も適當なる屬性を有するが故に、人類は普遍的に金屬貨幣を用ひるに至りたることを説明した。されど此の金屬、殊に、貴金屬が貨幣として使用せらるゝに至りしとは言へ、金屬は初めより今日あるが如き正確なる純分と量目とを有し、精密なる製造貨幣の形を以て流通したるものではなかつた。

先づ第一、金屬は發掘せられたる其の儘では、種々なる混合物があり是を精製するにあらずれば元素として純粹なる金屬となるものにあらざるが故に、精鍊の術未だ幼稚なりし古代に於

いては、金屬は此の純分若しくは重量の點に於てか爾く正確を期することが出來得る限りに於て、一定の品位を有する棒狀、環狀、延べ板等を秤量して、それが受授されたのである。斯くの如き貨幣秤量制度の下に、古代バビロンに於ては、金、銀及びその混和物なるエレクトロンが貨幣として用ひられた。古代ギリシアに於ては、此の貨幣秤量の必要から衡器が發明せられ、前記バビロン等にありては、古くより度量衡制度が比較的發達したりしも同じく此の貨幣秤量の必要より起りしものと考へられて居る。

次に此の貴金屬の質に關しては、貴金屬の純分の不正確は全體としての各個の貨幣價值を一定せざることゝなるが故に、取引毎に之を考慮せざるべからざることゝなり、取引の上に不便と困難甚だしきがため、貴金屬の重量と共に、此の純分を證明するがために該金屬の表面に刻印を施し、其の質を證明し受授に便ならしむることゝなつた。是は早くユダヤ人の間に採用せられ、又、支那に於ても行はれた。

斯くの如く、貴金屬の純分を一定し、重量を統一し、是に特殊の模様を附し、其の多くの場合其の價值を明示することがこれ貨幣の製造であつて、此の意味に於ける世界最古の貨幣製造

は、リヂア (Lydia) に於て紀元前七世紀に行はれたものと考へられて居る。ローマに於ては紀元前四五一年に銅貨が、同じく紀元前二六八年に銀貨が、又紀元前二〇七年に金貨が製造されたと言はれてゐる。而して貴金屬が製造せられ、一定の純分と、一定の量目を有し、一定の形状の下に其の價值を示すことゝなれば、其の貨幣のいづれの一個を取るも、其の純分、量目相等しく、其の價值同一なるが故に、受取る時も亦支拂ふに當りても、單に其の箇數を數ふれば足り、直ちに其の金額を算定し得るのである。之れジェボンス (W. Stanley Jevons) の所謂、貨幣の箇數制と言はるゝものである。

斯くの如き、一定せる貨幣現はるゝに至れば、是が交換經濟社會に著しき變化を與ふるや、敢て言ふ迄もない。其の一つは、消費を目的としてなす所の交換の目的物と、其の媒介の手段となる貨幣との間に漸く其の職能的區別が生じて來たことである。即ち、此の時に至る迄、一般消費財と貨幣との間にしかく確然たる區別がなく、消費財である貴金屬が其の儘交換の媒介物として役立ち、交換の媒介物である貴金屬は同時に消費財であつたのであるが、茲に至つて貨幣は特殊の財として直接の消費目的から離別せられて、交換の媒介を爲すことが主たる目的

となるに至つた。他の一つは、是れと關聯して、特定の貨幣が交換の媒介物たるに及びて、財の交換は、主として、是に依りて行はれ、貨幣は金屬としての素材の價值（對象價值）と異なる交換の上の價值が認めらるゝに至つたのである。即ち、製造貨幣の時代に入るに及びて、一般交換經濟社會の各人は貨幣に對しては、其の表示する一兩なり一シリングなりに、抽象的に素材と別な、或價值を認むるに至つたのである。

貨幣は既述の如き過程を経て、製造上の技術の進歩と共に、漸次其の純分及び重量の正確の度を増し、更に、制度上の或る價格を認められ其の偽造を防ぐが爲めに精巧なる模様が刻まれ、或は周圍に鋸齒狀の刻み目を附して、其の剽窃を防ぐ等の方法を講ぜられ、今日の如き貨幣となるに至つたものである。而して、今日の技術の進歩に於ては、貨幣の製造は、地金銀の鑄型に依りて鑄造するものではなく、一定の純分を有する、一定の厚さの地金を機械の力に依りて打ち抜き、之に打壓を加へ、依りて以て其の模様を附するものである。従て貨幣の鑄造なる語は、今日に於ては不適當で、寧ろ之を貨幣の製造と稱すべきである。

第二節 貨幣の發行權

然らば、前節に述べたるが如き貨幣の製造は、何人が是に當るべきであらうか。凡ての交換經濟社會の人々は誰人も自由に之を爲すべきものであらうか。或は、或る特定のものゝみに限り、之を行ふべきであらうか。之れ檢査せねばならぬことである。

抑々製造せられたる金屬貨幣が、貨幣發達の上に特に大なる進歩を意味し、一新時代を劃し交換經濟の上に大なる變化をもたらしたるは、之れ製造貨幣の各片の純分が一定し、其の量目正確で、結局其の有する價值の同等であるがため、其の一つ々々を檢査することなく、たゞ、其の箇數を數へ、依りて以て簡單に受授し得らるゝの點に存するのである。

然るに、此の前提をなす所の純分にして一定せず、其の量目の正確を缺き、其の刻印も亦遂に信ずること能はずとするならば、箇數取引は到底不可能で、製造貨幣たるの效用無きこととなる。故に、製造貨幣が其の製造貨幣たる特質を發揮するがためには、貨幣をして、恒に、正確なる重量と精密なる純分とを保全せしめなければならぬ。此の見地より貨幣の製造を自由

にし多數人に任意に製造せしむるが如きことは許さるべきでない。何となれば、斯くすれば多くの發行者の中には、其の純分と量目の上に正確を缺くもの即ち、其の實質價値に不相應なる價値を刻印して之を製造し、市場に流布する者無しと斷ずる譯には行かないからである。斯くてはこの不良貨幣を受取りたる者は損失を蒙り、是を與へたるものは自ら不信用を招くこととなる。其の結果は箇數による貨幣の受授は不可能となり、再び各箇の貨幣に就て、一々其の純分を調べ、秤量するに非ずんば是を受授することは能ざるに至り、秤量制度に逆轉せざるを得ざらしむることとなる。

茲に於て、製造貨幣の箇數受授を容易ならしめ、其の長所を完全に發揮せしむるが爲めには如何にしても箇數取引の前提をなす所の刻印價格の正確さが維持せられねばならず、貨幣の製造は、或特定のものに責任を負はしめ、正確なる貨幣の製造に當らしめねばならぬと言ふ結論に達するのである。然らば其の特定のものは如何なるものか。若し各個人をして是に當らしむるに於ては、既に述べたるが如く、茲に利己的動機に基づく不正の行はるゝ危険ありとすれば結局、國家自體が其の衝に當るの外はないのである。

國家は其の有する最高權力を以て、國家以外の貨幣製造を禁止し、貨幣の製造を自ら獨占し、嚴密なる注意の下に、純分と量目の正確を期し、之に價格を表示して、何人も安んじて之を受取るを得せしめ、支拂に便し、貨幣の交換の媒介物たる職能を十分に果たさしむるのである。若し然らざるに於ては、其の不統一、不整一は一々貨幣の檢定をなすこと困難なるが爲めに、必ず不正を横行せしめ、純分量目等に関し鑑識の明なく、經驗を缺く一般民衆、殊に、下層貧困者等に其の最も大なる損害を蒙らしむることとなるは明瞭なることである。

然るにハーバート・スペンサー (Herbert Spencer) の如きは、貨幣の製造發行は之を私人に放任するを以て適當なりとし、其の原理を自由競争に求めて、恰も市場に於ける種々なる商品中、廉價にして品質良きものが常に競争上、粗惡にして高價なる品物よりも其の賣れ行き良きが如く、貨幣も亦、精良なる品質を有するもの、多く社會に流通することとなるであらう。是に反して、若し、貨幣の製造發行を國家に獨占せしむる時は、各國の歴史が之を示す如く、多くの幣害を生じ、貨幣制度を紊亂せしむるに至るであらう、と論じて居るのである。如何にもスペンサーの言ふが如く、歴史上、貨幣の製造を獨占したる王或は政府が、其の收入の一途、

然かも最も容易なる収入の一途として、或は貨幣の含むべき貴金屬の純分を少くし、或は量目を減じて、然かも其の價格を在來の儘の不相當なる高さに維持し、貨幣の流通を強要したる例は、洋の東西、時の古今を通じて其の例に乏しくはない。我が徳川幕府時代に於ても幾度か貨幣の改悪鑄が行はれ、十四世紀の頃フランスに於てはニコラ・オレスム(Nicolas Oresme)をして「君主は斯の如き通貨を悪下せしむる權利を有するものなりや」と叫ばしめし程、甚だしき貨幣の改悪が行はれ、其結果經濟學的に記述せられたる最初の貨幣論として知らる *Tractatus de origine, Natura, Jure, et Mutatis nidus Monetaru* が出版された。斯の如きは寔に其の權力の亂用である。

併しながら、右の如き事實あればとて、貨幣の製造を自由競争に委すべし、となすは、其の根本に於て大なる誤なりと言はねばならぬ。何となれば、それは後に説くであらう所のグレシヤムの法則なるものが貨幣流通の上に働き、良き貨幣と悪しき貨幣が、同時に、同價格或は同じ割合に、適用するに於ては、より良き貨幣は、鑄潰され、又は外國に流出し、より粗悪なる貨幣のみが流通することとなり、到底、安全且つ圓滑なる貨幣の流通は之を望むこと能はずと

言ふことを無視した謬論であるからである。

尙ほ、此處に聊か注意すべき補助貨幣は多くの場合、其の素材價值よりも其の名目の價值大なるの點であるが、是は後にも説述するが如く、之國家が其の貨幣制度を維持するの必要に出づるもので、必ずしも其の差額を利することを目的として行ふものではない。併しながら、若し、制度維持と言ふ目的のための結果としても補助貨幣を製造し、之れより利益生ずるに於ては、その利益は當該國一般民衆の間に流通するが爲めなれば、其の利益は當然國家に歸屬し、一般國民の利益のために費さるべき性質のものである。決して或る特定人に私せしむべきものではない。此の點より見るも、貨幣の製造は國家に歸屬すべきは明瞭である。

我國に於ては、明治三十年貨幣法の第一條に於て「貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬ス」と規定し、其の發行權は國家主權に屬することを明かにして居るのである。

第三節 造幣技術と造幣局

貨幣の製造は、今日の文化諸國にありては、殆んど全て、國家の權力に屬せしめてゐるが、

其の製造については、何れも造幣局をして専ら其の事に當らしめてゐる。而して、金屬貨幣を如何にして、如何なる形式に製造すべきかは造幣技術の問題で、經濟學の關する範圍の外にあるものであるが、造幣技術に對し、經濟的に要求するところは、貨幣をしてその流通を容易ならしむるが爲め、贋造、私造並に剽竊を防止し且つ流通しつゝある間の自然的磨損を少なからしむるに注意するにある。是が爲には、貨幣形態の大小、形状、其の厚薄を考量し、其の表面には精密なる意匠により模様を施し、以て模造贋造を防ぎ、其の縁を高くして意匠模様の磨滅を少なくし、金銀貨は其の周圍に鋸齒狀を附して以て剽竊を防ぐ等の必要がある。

次に經濟上、注意すべきは斯かる貨幣の製造に當る所の造幣局は一國の如何なる位地に設けらるべきかといふことである。元來造幣局は金銀を主たる材料として、貨幣を製造する處なるが故に、其の位地は貴金屬が其の自國に於て生産せらるゝか、或は之を他國よりの供給に俟つかに依りて定まるものである。即ち一國の貨幣たるべき貴金屬を自國に於て産出する國々に在りては造幣局は其の産出地に近き商業都市に設置さるべきものであらう。何となれば之に依りて貴金屬を運搬する費用及び時間を節約し得るばかりではなく、金利の損失を少なからしめ、

金融上の利便少なからざるが故である。北米合衆國に於て造幣局をカリフォルニア州桑港に設置したるはこの理由に基くのであらう。然るに造幣材料たる貴金屬を主として外國より輸入する國々に於ては、其の造幣局は地金銀の輸入港若しくは、輸入港に近き商業都市に置くを以て便利とするであらう。何となればその理由は右述べたと同じく、一旦輸入して、再び之を他の地方に輸送するの運賃、時間を節約し、危険並びに金利の損失を少なからしむるが故である。貨幣の素材たる地金銀を自國に産出することなく、是れを植民地より輸入する英國が其の輸入港たるロンドンに造幣局を置くはその好き實例である。

古來我國に於ては、佐渡其の他より金を産し、最近臺灣、朝鮮等よりも多少の金及び銀を産出するも、其の産金額は一箇年を通じて、僅かに千五百萬圓内外に過ぎない。然るに是が需要の狀勢を見るに、我が國民は身邊の裝飾、美術工藝品製造、義齒其の他に好んで金を使用し、年々産金額の殆んど全部を此に充てつゝあるが爲に、結局、貨幣の素材たる地金銀は其の全部と言はぬまでも其の大部分を外國よりの供給に俟たざるべからざるの狀態にありと言ふも差支がない。而して之等の地金銀は主として横濱港に陸揚げせらるゝものなるが故に横濱若しくは、

東京の何れかに造幣局を置くを以て適當なる場所なりと言ふべきであらう。然るに、我が造幣局は現に大阪に設置せられ東京には其の出張所あるに止まる。之れ何故なるか、左に少しく造幣局設立當時の興味ある事情を明らかにするであらう。

抑々、我が國が、永き鎖國の夢から呼び起されて開國貿易の已むなきに至り、交を歐米諸外國と結び、取引を行ふに當りて、當時我が國に流通しつゝありし貨幣は、各地、各藩に依りて發行せられたりし藩札と稱する不換紙幣が主なるものであつた。之と同時に、大判、小判或は何金と呼ばれる、金銀貨幣も存在したのである。勿論、それ等の中には偽造、贋造も少なくなかつたのである。然るに、安政五年諸外國と條約を結ぶに當り、貨幣は同種同量にて其の實質價値を以て交換さるべきことを規定され、事實上は偽造、贋造多く貨幣の統一なく、貨幣制度の紊亂せる状態は茲に種々なる不便を醸した。之を以て英米の諸國より、之れが矯正に關し注意勸告せらるゝ所あり、我が中央政府も、茲に貨幣を全國的に統一し、以て其制度を改正せんと企てた。されど、當時未だ我が技術發達せず、其の設備等も之を如何にすべきか、極めて困難な事であつた。恰も我が國に程近き香港に造幣局の賣物あり、人間付きで、技術者も共に附隨

するとの事であつた。之れ言ふ迄もなく、英國の申し出で、英國は東洋に大なる商業上の勢力を有し、東洋の市場は英國の獨占なりと言ふも敢て過言にあらざりし程でありしが故に其の取引の貨幣も亦英國貨幣を使用せしめんと欲し、當時、東洋に盛んに流通したるメキシコ弗を驅逐せんと企て香港に造幣局を建設した。然るにその目的を達すること到底不可能なりしが爲め、其の造幣局を我が國に買入しめんとしたのである。而も我が國の事情は前述の如く、貨幣の統一上新しき、精巧なる造幣設備を要すること急なるものありたるが爲め、是を其の儘譲り受くることゝしたのである。我が大阪造幣局は、後に屢々擴張せられ、種々なる新設備を加へられたりとはいへ、其の創始に當りては、此の英國より譲り受けたる香港造幣局が其の基礎を爲したるもので、此の我が國の手に歸したる造幣局は、其の當時の文化の程度より之を見れば非常なる大規模のものであつたのである。此の造幣諸機械は、和船によりて淀川を遡り、大阪に陸揚げせられ、そこに設置せらるゝことゝなつた。當時、主として此の事に當つたのは故大隈重信侯であつた。

抑々、何が故に斯く造幣機械が大阪に持ち來られ、そこに設置せられしかと言ふに、是に就

ては其の當事者なりし大隈侯は、後に、語つて曰く、造幣局を大阪に設置したるは、帝都が其處に遷さるべきを豫想せられたるが一の事情であると。されど此の大阪遷都の儀に關しては、史家の考證するところに依れば、それは東京遷都に對する一種の手段としての議論で、やがて皇居の東京に遷さるべき方便の爲めの宣傳であつたと考へられて居る。其の理由とするところは暫く措き、造幣局は斯くして大阪に其の基礎を定められ、其の煙突よりは、我が國最初の化學、機械工業の黒煙をあげたのである。爾來大阪は其の交通上の便と石炭其の他の關係と、地理的關係等によりて日に月に工業的に榮えて、今日我國第一の工業地、日本のマンチエスターと稱せられる迄に盛大となりたるも、其の濫觴をなしたものは、實に造幣局であり、更に、造幣に必須なる硫酸の製造が此の地に行はれて其の刺戟となり、誘導せられ、今日の機械産業の大を致せしものである。之れ、我が經濟上の顯著なる一事實と言はなければならぬ。

尙ほ、此の造幣局の開設せられてより、附隨的に齎らしたる大なる事實としては、簿記の術を見逃すことが出来ない。即ち、造幣の如き精密確實を要する事務は、我が國從來の大福帳的帳簿にては到底萬全を期すること能はず、造幣局に於ては、歐洲式帳簿が使用せられた。其の

會計課長たる造幣局の吏員は後に御雇外國技師として大藏省に官廳簿記を教へることとなり、やがて民間にも現在の如き簿記の採用さるべき魁をなしたるものである。是等は造幣局開始に伴ふ重大なる副産物として、我が國文化の向上發達の上に大なる貢獻をなしたものである。

第六章 貨幣製造發行の規定

第一節 貨幣の單位

交換經濟社會の貨幣に對する必然的要求の結果は、世界何れの國に於ても、大小種々なる購買力に適合する貨幣を發生せしむるに至つた。されど若しそれ等の間に統一なく、關係明瞭ならざる時は、取引の上に非常なる不便と困難とを伴ふものである。之が爲めに、文化諸國に於ては、何れも、貨幣制度 (Monetary system) を建て、之等の各々に組織を與へ、各々を連絡し、其の總てを之と統一的關係の下に置かんとするに至つた。此の標準となるものを貨幣の單位 (Unit of money) と稱する。我國に於ては此の單位を圓と呼ぶのである。我が貨幣法に於

241
71
174
90

ては、其の第二條に「純金ノ量目七百五十ミリグラムヲ以テ價值ノ單位トナシ之ヲ圓ト稱ス」と規定し此の圓が金と結合せしめられて居ることを示して居る。七百五十ミリグラムは明治三十年に純金量目二分と定めしをメートル制度に改めたるに過ぎない。但し金の輸出を禁止すれば此の結合關係を離脱せらるゝのである。

然らば、斯くの如き貨幣の單位は如何にして定めらるゝか、此の點に關しては、貨幣の單位は其の國民經濟發達の狀態如何によりて決定せらるゝもので、具體的に言はゞ、國民經濟の發達したる國に於ては貨幣の單位は高きを要し、是に反して、經濟發達の幼稚なる國にありては、貨幣の單位は低きものであるとの説がある。然しながら、此の説必ずしも當を得て居るものではない。何となれば、現在の事實としても、我が日本の貨幣單位なる圓は、英國の貨幣單位パウンドの約十分の一であり、獨逸の單位マークは我が圓の約二分の一に過ぎざるものなるからである。若し、是等を右の標準に依るときは、我が日本の國民經濟の狀態は英國の約十分の一の低き程度のものであり、更に之を獨逸のそれに比較するときには二倍の高さに發達して居ると云はなければならぬ。是れ何人も肯定し得るところではないのである。

貨幣單位は以上の如く經濟社會の發達に正比例して、それが數量的に如實に現はれ來り、定めらるゝものではなく、其の單位を決定するに當り、一般取引を動搖せしめざるに注意し、價值繼續の上に、歴史的に決定せらるゝものと觀るのが事實に近い。我が國に於ける貨幣の單位圓の如きも、明治四年に其の以前に於ける單位兩を承け繼いだものであり、十進法により、其の百分の一を錢としたのである。何が故に兩を改めて圓となしたるか。故大隈重信侯の語るところに従へば、貨幣は停滯せしむべきものではなく、轉輾流通せしむべきものである。從て其の形を改め、圓形となし、從來の大判、小判の楕圓形であつたのに對して丸きが故に是を圓と稱したとのことである。蓋し當時西歐文物の輸入に當り、形を彼に模倣したるものならんも、是を圓と稱したるは、恐らく、故大隈侯の發案であつたであらう。錢は金錢の錢であり、北米合衆國に於けるドルの百分の一をセント Cent と稱するに通ずるが故に採用されたるものであるとのことである。

單位に關する次の問題は、單位の大小が物價に影響するとなす説である。是れ主として世界大戰爭中、我が國の物價騰貴に基き、當時の經濟界實際家の唱へたる所で純金二分を單位とし

圓を標準とするときは、他人に贈り物をする場合、或は、均一價格の場合等に直ちに其の單位の圓を取るべく、圓以下を用ひざるが故に物價騰貴し、之を引下ぐるに於ては其の標準低下し物價を安からしむとなすのである。然しながら、此の説も亦半面の觀察で、是と反對に一圓以上の場合に於ては一圓に切り下ぐることもあれば、一概に是を以て物價を高むる大なる力なりとは云ふ能はざるものである。要するに物價は、後にも説くが如く、貨幣價值の一般的決定によるものなるが故に單位の大小は其の關係する所、極めて薄弱なりと云はねばならぬ。右の如き説は理論的に十分なる妥當性を有するものではないのである。

第二節 貨幣の品位、量目及び形狀

近代的意味に於ける金屬貨幣の製造は、畢竟するに、素材の純分を統一にし、其の量目を正確に計り、是を一定の形狀となし、特殊の刻印を施し、其の價值を明かにすることである。本節に於ては、金本位の下に於ける此等の品位、量目及び形狀が如何に規定さるかを述べよう。

一、貨幣の品位及び量目

イ、純分

金屬貨幣、殊に、貴金屬貨幣は其の製造に當り其の金屬の純分のまゝ之を用ひることなく、必ず各種の雜分を混合する。之れ金にしても銀にしても、純分其のまゝでは軟弱で、貨幣として、磨滅、破損し易く、純金銀のまゝを以て造られる貨幣は、其の價值高きため形小さく、携帶及び授受に不便なるが故に、是に卑金屬を混和して、其の性質を堅からしめ、且つ其の形を適當なる大きさらしめんとするにある。而して、此の目的の爲めに使用せらるゝ參和金屬は主金屬の色澤を害せず、よく、それと混和するものが撰ばなければならない、此の條件に適合するものとしては、金、銀及びニッケルに對しては銅が用ゐられ、銅自身に對しては少量の錫、亞鉛等が用ひられるのである。

次に、是等の合金は如何なる程度に於て混和さるべきであるか。それは、全く、其の混和の目的に依つて決定せらるゝもので、要は、それ等の硬度を適當にし、其の價值と形態の大小を適當に維持するの點にあるのである。今、各國に於て用ゐらるゝ金貨に就て之を見るに、純分

を千分の九百位、即ち、千分の九百の純金に對し、千分の百の合金を混和するものに、我が日本を初めとし、獨逸、佛蘭西及びラテン同盟諸國、北米合衆國、其他があり、他方、純金を二十四カラットとし二カラットの合金を加へ、二十二金、即ち、十二分の十一の純分（九百十六位三分の二）となすものに英國その他二三の小國がある。是を純粹技術の上より見れば、後者の方多少其の磨損の點に於て前者に優るものあるが如きも十進法に依る九百位を以てするの便なるが爲め、多く前者が用ひられて居るのである。

我が國に於ける金、銀、白銅及び青銅貨に對する明治三十年三月二十九日、法律第十六號貨幣法（大正十一年四月法律第七十三號改正）第五條及び昭和八年に改正されたる規定の品位は次の如くである。

- (1) 金貨幣 純金九百分、參和銅一百分
- (2) 銀貨幣 純銀七百二十分、參和銅二百八十分
- (3) ニツケル貨幣 純ニツケル
- (4) 青銅貨幣 銅九百五十分、錫四十分、亞鉛十分

ロ、量目、

金屬貨幣が一定の價值を保有するが爲めには、純分の含有が正確であらねばならぬと同時に、其の全體としての量目の正確を要することは云ふまでもない。

我が貨幣法（前出）第六條の規定する我が國貨幣の量目は左の如くである。

- (1) 二十圓金貨幣 一六・六六六六グラム
- (2) 十圓金貨幣 八・三三三三三三グラム
- (3) 五圓金貨幣 四・一六六六六六グラム
- (4) 五十錢銀貨幣 四・九五グラム
- (5) 二十錢銀貨幣 一・九八グラム
- (6) 十錢ニツケル貨幣 四グラム
- (7) 五錢ニツケル貨幣 二・八グラム
- (8) 一錢青銅貨幣 三・七五グラム
- (9) 五厘青銅貨幣 二・一グラム

ハ、公差

以上の如くにして、法律は貨幣の純分及び其の量目を規定すること頗る嚴であるが、今日の造幣技術の發達の程度を以てしては、右の規定と、一厘、一毛の差異なき貨幣を、機械的に大量を造り出すことは殆ど困難なことである。之を以て、此の技術上の不完全を承認して、或る程度に於ける純分及び量目の差異は、法律の上に於て之れを認めなければならないのである。此の法律上認められたる規定量目からの差異の限度を公差(Tolerance of mint)と稱せられる。而して理論としては此の公差は、造幣技術の進歩に鑑み、其の止むを得ざる最小限度に於て規定されなければならないことは云ふまでもなく、更らに、量目の公差に於ては、現に我が國に於て、採用するが如く、大數の上において、各個相補足し合ひて平均すると云ふ統計學の原理を適用し、少數秤量の外大數秤量をなし其の大數公差の場合は、少數公差、即ち、貨幣每片を秤量するものに比し、比較的小なる割合に依りて限らるゝ等の方法が行はるゝのである。

我が貨幣法第九條及び第十條に於て規定せらるゝ純分及び量目の公差は次の如くである。

A 純分、公差

金貨幣 一千分の一
銀貨幣 一千分の三

B 量目、公差

(1) 二十圓金貨幣	小數公差 每片 〇・〇三二四グラム
	大數公差 一千枚 三・二二五グラム
十圓金貨幣	小數公差 每片 〇・〇二二六八グラム
	大數公差 一千枚 二・三二五グラム
五圓金貨幣	小數公差 每片 〇・〇一六二グラム
	大數公差 一千枚 一・五三七五グラム
(2) 五十錢銀貨幣	小數公差 每片 〇・〇六四一二グラム
	大數公差 一千枚 三・九九七五グラム
二十錢銀貨幣	小數大差 每片 〇・〇四〇一二グラム
	大數公差 一千枚 一・九九九八七グラム

今少しく量目公差に就て説明すれば、二十圓金貨は、各片を秤量する場合は一片〇・〇三二四グラムまでの差異は許さるゝも、それ等の千片を集めて大數秤量せらるゝ場合は、其の千倍である三二・四グラムの十分の一に充たざる三・二二五グラムに限らるゝのである。即ち、此の限界を上を超ゆるときは國家の損失となり、下を超ゆるときは貨幣の信用に關するを以て許されぬことゝなるのである。

二、最輕通用量目

精巧なる技術と嚴密なる検査とを経て、造幣局を出て社會に流通せんとする貨幣は、其の當時にありては、必ず法定公差以内の嚴格なる純分と量目とを持つものなるが、之が轉輾社會に流通しつゝある間に多少、磨損せしめらるゝことは、素より、當然豫期しなければならぬことである。茲に於て、其の磨滅せる貨幣を如何にすべきか問題となつて來るのである。

嘗て、英國に於ては、流通中、或る程度以下に損失したる貨幣は、銀行及び稅務署に於て發見次第、切斷して再び使用する能はざらしめ、其の損害を最後の所持者に歸せしめた。茲に於て、磨損したる貨幣を所有するものは、之れを或は銀行或は稅務署に持ち行かず、又、常に貨

幣を取扱ふに慣れたる者は、是を巧みに鑑別して他に對する支拂に用ひて、損害を避け、結局無智なる者、或は貨幣の取扱に多くの經驗を有せざる者或は地方人等に多く之を受取らしめ、是等の人々に損害を負はしめ、公正を缺くことが甚しかりしことがあつた。之を以て其の後之を改正し政府に於て之れが引換に當ることゝした。言ふ迄もなく、それが故意に行はれざる以上、貨幣が其の職能を果たすが爲めに流通中磨損したる貨幣に對しては、其の發行者なる政府が之が費用を負擔すべきは理の當然と言はなければならぬ。之を以て、現今にありては、各國とも其の磨損による最輕通用量目たる限度を規定し、是を下りたる貨幣に對しては引換へを行ふのである。是れ流通社會に於ける貨幣の信用を繋ぐ所以であり、又、是に依りて、各國各自の貨幣制度を維持する所以でもある。

我が貨幣法も亦其の第十二條に於て貨幣の引換へに關し「金貨幣ニシテ磨損ノ爲メ通用最輕量目ヲ下ルモノ及銀貨幣、白銅貨幣ニシテ著シク磨損シタルモノ其ノ他流通不便ノ貨幣ハ其ノ額面價格ヲ以テ無手数料ニテ政府ニ於テ之レヲ引換フベシ」と規定し、更らに、實際之れが引換へらるべき取扱所に關しては、日本銀行支店をして之れを取扱はしめ、各同行代理店に於て

も引換への取次を爲すべきことを大正十一年十一月十七日、大藏省告示第百五十號を以て公示して居る。而して、右法規の定むる最輕通用量目は、同じく、貨幣法第十一條の規定する所で次の如くである。

二十圓金貨幣 一六・五七五グラム

十圓金貨幣 八・二八七五グラム

五圓金貨幣 四・一四三七五グラム

併しながら、政府は、此の無料引換の悪用せらるゝを防がねばならぬ。之を以て同法第十三條に於て「貨幣ニシテ模様ノ認識シ難キモノ又ハ私ニ極印ヲ爲シ其他故意ニ毀傷セリト認ムルモノハ貨幣タルノ效用ナキモノトス」と規定し、從て斯る貨幣は引換に應ぜざることを明かにして居る。之れ貨幣の盜刪を防ぐが爲め素より當然のことである。

三、貨幣の形状

金屬貨幣は秤量制度より進歩し來れるものなることは、既に述べたる所である。此の秤量より出で、リヂア(Lydia)に於て、初めて貨幣が造られ、而して今日に至る迄、貨幣は幾多の

形と種々なる大さを持つに至つたのである。圓形は勿論、楕圓形、四角形、六角或は八角等の外、露西亞に於ては劍狀のものもあり、又支那に於ては所謂刀錢、馬蹄銀等が行はれた。其の大きさ、重量等も、七八吋に及び數ポンドのものすらあつた。支那馬蹄銀の如きも、相當大なるものがあつた。

然しながら、貨幣の形状に關する觀念は、東洋及び西洋互に相同じからざるものがある、即ち、支那に於ては貨幣の形は天地に象どりて定められたるものゝ如く、古代支那人は天圓地方即ち、天は圓く、地は方形なりと考へたるところから、貨幣の外形を圓くし、中に四角の穴を穿つた。後に明末に至りて天圓地亦圓と其の觀念變化し、貨幣の外形は圓く其の中の四角の穴をも亦圓形と改めた。我が國固有の貨幣は、古來、楕圓形のもの多く、それは、日本書紀、神代の卷に古天地未剖陰陽不分渾沌如雞子とあるに基くとのことである。

斯く、支那及び我が國の貨幣形状は何れも、抽象的に思惟され製造せられたるも、歐洲に於ては、全く、實際的立場より貨幣は交換の媒介物として、各人の手から手へ轉輾するものなる特質に鑑み、此の流通の間に於いて其の磨滅を防ぐべく、形を丸くし、縁を高くしたのである

従つて彼等歐洲人は、東洋にのみ存在する穴あき錢を目して、之れ其の穴に紐を通して、携帯及び計算に便にする爲めであり、殊に、穴の圓きは、紐の摩り切れざるが爲めなりと全然實利的立場より、之れを解釋し趣味ある對照を現はして居る。

されど今日、進歩せる諸國に於ては貨幣の形態は何れも、理論的根據に基づきて、定められ第一に、之れが取扱ひに最も便利なる程度の大きさとなし、第二に、磨損を防ぐが爲めに其の形状を丸くし、重量との關係上、成るべく磨損すべき面積を小にし、外縁を高くする。第三には、贋造、偽造、變造を防止するが爲め、精巧なる機械と技術とに依り、精妙なる模様を以て全面を蔽ひ、第四に、剽窃を防ぐが爲め、縁に鋸齒状を附する等の方法を講じて居る。而して統制ある貨幣制度の下に於ては貨幣が、受授せらるゝ場合、大小種々なる金額を、貨幣の最も少き數に依つて結合せしむべく其の名目價值を定むるに注意し、更らに貨幣は其の形状を一見して、直ちにそれを認識せしむべく、製造するに努むるのである。

第三節 貨幣製造の手續料

貨幣の製造は國家の獨占する所である。而して、國家が此の貨幣製造發行の權を獨占するに當り、其の製造を國民各自の要求に従ひ、無制限に之に應ずる所謂、自由製造と其の製造發行は、個人の意志と全く無關係に制限する二種に分つことが出来る。我が國に於ては、本位貨幣たる金貨は自由製造で其の他の銀、白銅、青銅貨等は、全く、國家の意志に依り其の製造發行を決定するものである。此の國家自ら其の發行を制限する貨幣に關しては手續料の問題を發生せしめざるも、國民の要求に應じて自由に其の製造をなす所の貨幣に關しては茲に之に手續料を徵收すべきや否やの問題が生ずる。

貨幣製造の手續料に關する第一の問題は、抑々之に手續料を徵收すべきものなるや否やの點であり、第二には是を徵收するものとすれば、それは實費の手續料(Brassage)なるべきや、或は實費以上の手續料(Seigniorage)を取るべきかといふことである。往古、砂金を袋に入れ、或は金銀を秤量して貨幣たらしめたる時代に於ては、特に貨幣製造の事實なく、従つて、又手續料の問題は起らなかつた。次いで、金銀が、單に多數者の信用する者に依りて、其の品位、量目等を證明するが爲めに刻印せられ、其の信用の及ぶ限りに於て流通したる場合に於ても、そ

は唯々便宜の爲め證明するに過ぎざるものなるが故に尙ほ未だ手数料の問題は起らなかつた。

然るに、王侯或は國家の手に貨幣の製造が獨占せらるゝに至るや、茲に、其の製造手数料の問題が起り來つたのである。何となれば、王侯、或は國家の施す刻印は、最早や單なる品位や量目の證明ではなく、其の證明するところのものは、彼等の權力によりて其の刻印せられたる價值によりて流通せしめらるゝが故である。換言すれば王侯或は、國家の發行する貨幣は、其の品位、量目を證明して流通せしむるに止まらず、之れに流通力を與へられ、其の刻印の示す價值は必ずしも其の素材價值、即ち、品位、量目と一致せず、粗惡なるもの、或は其の名目價值以下の輕量の貨幣をも、之れに支拂の效力を付與せられ、之れを其の名目價值を以て流通せしめらるゝが故である。

今之を歴史に考證すれば、世界の各國とも、中古に至るまでは、貨幣の發行は君主の特權なりとせられ、其の製造は君主の財源として、之れに依りて利益を納むべきものなりと思惟せられて居た。斯かる時代に於ける貨幣は手数料を徴收せられ、其の手数は實際製造に要したる費用以上なりしことは云ふまでもない。何となれば、貨幣の發行は君主の財源と考へられ、財

政上、之れより收入を生ずと云ふならば、必ずやそれに要したる費用以上の收入あらねばならぬからである。彼の貨幣製造に對する實費以上の手数料を意味する *Seigniorage* なる語が佛蘭西語の君主 (*Beigneur*) より出でたるに見るも、貨幣製造の手数は、君主の特權なりとする此の關係を示すものである。

然るに歐洲に於ては、第十六世紀より十七世紀に亘り、貨幣即ち富なりとする所謂、**重金主義**の思想盛んに行はれ、其の結果、一意貨幣を増加せんことのみを之れ圖るに至つた。然るに國家にして貨幣の製造を獨占し、之れによりて利益を獲得するに於ては、世人にして地金を造幣局に持ち行き、之れを貨幣として製造せしむるときは、貨幣として、より僅かなる地金を受取り價值のより低きものを受取ることゝなるが故に何人も、貴金屬を有するも之れを造幣局に持ち行き貨幣の製造を依頼するものがない。従つて貨幣の量は増加せず、貨幣即ち富なる國富は増加せざることゝなる。茲に於て政府は、貨幣の製造に當つて、實費以上の手数料は之れを徴收すべきものに非ず、と思惟するに至り、漸次に、貨幣製造の手数を財源となす思想の非なるを知るに至つた。

然しながら、實費以上、換言すれば収益主義の手數料は之を廢止すべきものなりとするも貨幣の製造に對する實費の手數料は、之を徵收するも敢て不當にあらずとの説がある。然るときは貨幣の製造には無手數料か實費の手數料徵收かの問題が残さるゝ譯である。而して、現に、世界に於ける各國の之れに對する實際を見るも、實費手數料を徵收するものに戦前に於ける獨逸、佛蘭西があり、無手數料の國々として、英吉利、北米合衆國及び我が國其他がある。然らば如何なる理論に基づき斯の如き差異を生ずるや。少しく、之等兩者の主張するところを聽く必要がある。

貨幣の製造に對して其の實費を手數料として徵收すべしと、なすものは地金を製造して貨幣たらしむるが爲めには、大規模なる機械と精巧なる技術と、種々なる手段とを必要とする。即ち資本及び勞力を要し、而して、其の製造せられたる貨幣は、貨幣として、地金の有せざる效用を加へらるゝものである。従つて、當然、其の代償として、相當の手數料は之を徵收し得べきものである。又此の手數料を徵收すれば地金と貨幣とは其の間に價值の開きを生ずることとなり、譬へば、戦前獨逸の如き、一フンドの純金を貨幣とするに三マークの手數料を徵收したり

しが、之に依りて貨幣はそれだけ地金より其の價值高きものとなり、之れが爲めに容易に貨幣を鑄潰さざるに至るべく、外國に對する支拂の場合も、先づ、地金を送付せらるゝこととなり貨幣の溶解並に輸出を防ぐが故理論的にも、實際上よりも、貨幣製造の實費は手數料として、當然課せらるべきものであると主張するのである。素より一理はある。地金が貨幣たるが爲めに、勞力、資本及び些少とはいへ、土地を要し、其の生産物である貨幣は、地金たる以上の效用を有することは事實である。されば、茲に、更らに、深く考察せざるべからざることは、其の創造乃至添加せらるゝ貨幣の效用は、抑々何人に歸屬するかの一點である。即ち、貨幣は、其の製造を依頼したる者が自ら長く之れを保持するものではない。若し、之れを製造して、他に交付することなく、永く自ら之れを所有して他の支拂に充てざるが如きものなる場合には、之れ一種の消費財なるが故に其の製造を依頼したる者自ら其の費用を負担し手數料を支拂ふべきは當然である。されど貨幣が貨幣たるの效用は、流通すること、即ち交換の媒介物として手から手に轉輾と流通するの點にある。之を以て假に甲なる者が貨幣の製造を依頼し之を受け取ればとて其の貨幣は他に交付する所のものであり、それが支拂に充てられ之を受取りたる他人

も、亦更らに他に支拂ふものなるが故に、貨幣の貨幣たる效用、換言すれば地金を貨幣として製造したる其の效用は其の依頼者獨り之を享樂するものではなく、該流通經濟社會一般が之れを受くることとなるのである。然るにも拘はらず、其の手数料を、之が依頼者たる特定個人に負擔せしむるは決して公平ではない。かるが故に、貨幣の製造に縦令費用を要し、其の結果である貨幣に效用が生ずればとて、其の製造を依頼したる特定の個人に其の手数を負擔せしむべき理論は成立甚だ困難である。茲に於て寧ろ其の費用は、當然其の貨幣を用ひる國民一般が負擔すべきものであり、國家が租税を以て支辨すべきものである。

次に、手数料を徴收すれば、貨幣の鑄潰し、並に外國への流出は之を防ぎ得るやといふに必ずしも然りといふことを得ない。何となれば、地金の價格は常に變動するものなるが故である現に、我が貨幣法に於ては純金二分を以て一圓となす制度で、一匁の純金は必ず金五圓の價格を有すべきものなれども、金の輸出を禁止する場合がある。斯かる際に於ては、貨幣製造の手数料、然も實費を超えざる程度の手数を徴收するも未だ以て金貨の鑄潰し海外流出を防ぐに何等の效果を生ぜざるものであらう。唯々其の效果は其の手数の範圍内に止まるものである

即ち前記、戰前獨逸の例を以てすれば、其の手数の效果を生ずるは金地金の騰貴が一フンド三マークを超えざる場合に限らるゝのである。されば貨幣製造の實費に過ぎざる手数料を徴收するのみにては、正貨の外國に流出する場合に之れを阻止せんとするも、斯る場合には金地金は其の需要多く手数料以上に騰貴する際である。故に鑄潰し及び國外流出を防止せんと欲するも、其の目的を達すること不可能である。換言すれば、最も其の必要を感じる場合に於て其の效果を生ぜず、却つて金地金の騰貴せざる場合、換言すれば此の制度の效果を必要とせざる時には金貨と金地金との間には必ず手数料に相當するだけの開きがあり、鑄潰しや、外國流出を防止することとなる。然るときは必要の時には其の效果なく必要のなき際には其の效果を顯はすこととなり、あれどもなきが如く無用の制度となるであらう。

以上検討するところに依りて明かなるが如く、貨幣製造の手数を徴收せんとする理論は縦令、それが實際貨幣製造に要する實費なる場合にありても、論理上、成立し難きものである。従て結局、貨幣製造の費用は、國家自體が之れを負擔すべきであり、國家は國民一般が負擔する租税を以て之を支辨すべきものであると云ふ結論に到達するのである。

但し無手数料主義の國にありても、貨幣の製造を造幣局に依頼せんとすれば、其の地金が貨幣として製造せられ依頼者の手に入るまでには、相當の日數を要し、其の日數に對する金利を損し且つ種々なる手數、譬へば、地金を造幣局に持參し、或は輸送し、法規の命ずる複雑、面倒なる手続きを踏み、從つて多少の費用を要する。それは、結局、依頼者の負擔となるのである。之を以て實際上に於ては個人にして貨幣の製造を依頼するものは極めて稀で、其の多くは地金を銀行、特に兌換券發行銀行に持ち行き之が買入を求め、兌換券と引換ふるの方法を執るのである。従前、英國に於ては一オンスの標準金(Standard gold)を造幣局に持參すれば三磅十七志十片半の割合を以て貨幣を製造し、其の全部を引渡さるゝものなるも、之を英蘭銀行へ持ち行かば、其の量四百オンス以上なるを要するも三磅十七志九片の貨幣と交換せらるゝに過ぎなかつた。之れ造幣局に依頼すれば金地金が貨幣として製造せらるゝに要する日時を待たねばならないが、英蘭銀行に赴けば、直ちに兌換銀行券と交換さるべく、銀行券は兌換制度の維持せらるゝ限り何時にても金貨と引換へらるべく、即座に金地金が貨幣となり金利の損失を蒙ることなしと云ふ理由に基きたるものである。而して英蘭銀行は此の買入價格を變化して其の

金融政策の一とした。されど英國に於ては一九二五年此の制度を改正し、金地金を以て造幣局に貨幣の製造を依頼し得るものは獨り之を英蘭銀行に限り一般には金地金を造幣局に持參し貨幣の製造を依頼するも之に應ぜざることとし、英蘭銀行亦兌換券の引換には金塊を以て之に應ずることとした。之れ最近の改正である。

第七章 貨幣の流通

貨幣は他の消費財と異なり、それが製造されるも所謂消費されて其の本來の目的を達するものではなく、製造された貨幣は轉帳として社會に流通し、交換の媒介物となり其の使命を果たすものである。如何にしてそれが交換經濟に流通するか、換言すれば貨幣は如何なる状態の下に其の使命を果たすものなりやと云ふことは、貨幣の理論中相當に重要なもの、一つである本章に於いては此の點に關し、多少の考察をなし、貨幣流通上の規定及び法規を検し、若干の注意事項に及ぼんとする。

第一節 法 貨

抑々貨幣は文化の極めて低き時代に於ける物々交換の不便を除く爲めに先づ發生し、長き間の進化の結果、今日の如き統制ある制度を見るに至つたものである。而して、今日の如き文化の進みたる國々に於ける貨幣制度の上に於ては、債權債務兩當事者間に、何等特別なる反對の意志表示をなさざる限り、債務者は其の任意に、且つ、完全に其の債務辨済の義務を果たし、債權者に於ても之れを拒否し得ざる貨幣がある。之れ強制通用の效力を認めらるゝもので法貨 (Legal tender) と稱せられるものこれである。又、此の制度を稱して法貨制度と云はれる。

斯くの如き、法貨に關する規定は、歴史的に之を見るならば、古き羅馬法の中にも既に之れを見出し得るであらうが、近代の法貨制度は、直接には、第十三世紀以降、西歐諸國に於ける金銀複本位制度の採用に始まると云ふことが出來よう。又、其の發達形式から見ると、單法貨制度から複法貨制度に進み、更らに、混合法貨制度と稱せらるゝ所の、今日多くの國家に於いて採用せらるゝ制度となつたと云ふことが出來るのである。之れ蓋し、社會の必要に應じ

たる自然の進歩で、實際經濟社會に於ては、大小種々なる金額の取引行はれ、それに便利なる貨幣を必要とする故に、法律上認めらるべき支拂ひの效力を有する法貨も亦、單一なる貨幣のみにて足るべきものではなく、勢ひ、二種乃至其れ以上の貨幣が、法貨として認められ複法貨制度若くば混合法貨制度を必要とするに至つたのである。

然しながら、斯くの如くにして定められたる二種乃至それ以上の貨幣が存在する時は其の間に於ける價值の比率の變動は、別に、本章第三節に於て説明すべきグレシヤム法則の働らくところとなり、高き價值を有する法貨は鑄解せられ、或は國外に流出しつゝ貨幣の流通の上に混亂を來すことゝなる虞れがある。茲に於て、複法貨制度を採用する時は其の制度中の一種の貨幣を價值の本位となし、之れを主たる法貨たらしめ、之に加ふるに、百般の取引に便ならしむる爲め、之れに主たる法貨の幾何かの名目價值を有するものをして、其の足らざるところを補はしめ、或は範圍内にありてのみ強制流通力を有せしめることゝし、依て經濟社會の各種取引に便ならしむべく數種の法貨が造られて居る。斯くして統一的貨幣制度が構成せられるのである。

我が貨幣法に於ては、五圓、十圓、二十圓の金貨が本位貨幣 (Standard money) であり、之が補助貨幣 (Subsidiary money) として二十錢、五十錢の銀貨、五錢、十錢のニッケル貨、一錢二錢の青銅貨の存するは云ふまでもない。金貨は無制限の支拂效力を有すること勿論であるが銀貨は十圓迄、ニッケル貨は五圓迄、青銅貨は一圓迄の支拂效力を有する。其れ以上は一回に支拂の法的效力は認めないのである。唯々茲に一言しなければならぬことは、我が日本銀行の發行する兌換券で、之は、其の形式から云ふならば、一株式會社日本銀行の發行する無記名・要求拂の約束手形に過ぎないけれども、我が兌換銀行券條例第四條に依れば「兌換銀行券ハ租稅海關其ノ他一切ノ取引ニ差支ナク通用スルモノトス」とあるが故に其の實質に於ては全く法貨たるの效力を有するものである。但し昭和七年に其の兌換は停止され不換紙幣となつた、之れは法貨である。

第二節 本位貨幣と補助貨幣

本位の意味、並に其の本質に就ては後に貨幣の本位の項に至りて明かにするが故に今は是を

省略し、此處では、たゞ本位貨幣とは現在、貨幣法制の上に於て、其の流通、或は受授が無制限に行はるゝもの、即ち正確に言へば、無制限に支拂の效力を有する貨幣を指すといふに止めて置く。

我が貨幣法に依れば、其の第七條に於て「金貨幣ハ其ノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用ス」と規定するが故に、我が國の本位貨幣は金貨である。而して之れ獨り我が國に止まらず、現代に於ける確實なる貨幣制度を有する國々の多くは金貨を以て本位貨幣となしつゝありと言ふも差支へがない。金貨本位への復歸、之が世界大戰に依りて亂されたる各國貨幣制度の窮極的方向を示す大旗であつたのである。

然るに金は貴金屬で、其の價值や高く、既に述ぶるが如く貨幣製造の理論、殊に其の形態の上より餘りに小額の貨幣を造ることが可能でない。假りに、之を造り得たとしても、流通の上にも不便甚しきが故に我が國に於ても金貨は純金一匁を含む五圓が最小の金貨であり、各國とも金貨は相當、金額の大なるものに限られざるを得ないのである。茲に於て、日常小額の取引は本位貨幣のみを以ては之を行ふこと難く、しかも此の日常小額の取引は國民經濟上、重要な

るものなるが故に、此不便を除き、經濟社會の交換を圓滑ならしむるがために、何れの國に於ても、本位貨幣より小額なる補助貨幣を製造發行して、本位貨幣と相俟ちて、貨幣たるの職能即ち、交換の媒介物たるの任を果たさしめて居る。而して、補助貨幣は上述の如く、其の任とするところ、交換經濟社會に於ける小額取引の便を計り、本位貨幣の缺くるところを補ふにあるが故に其の目的に適應するものなれば足り其の素材價值に重きを置くの必要がない。否な其の素材價值にして名目價值と一致するに於ては或は鎔解或は外國に輸出せらるゝの虞がある。日常小取引の爲めに必要なる補助貨幣が鎔解若しくは輸出されるときは取引上、不便大なるが故に寧ろ之を防止する方法を講じなくてはならない。之が爲めには補助貨幣は其の素材價值を其の名目價值より、低からしめなければならぬ。譬へば、我が國に於ける五十錢及二十錢の銀貨十錢及び五錢のニッケル貨、一錢の青銅貨等は各々その素材たる銀、ニッケル、青銅等として見る時は、各々五十錢、二十錢、十錢、五錢、一錢の價值を有せざるものである。從て其の素材價值は少ない。之を以て補助貨幣は制限法貨となし、一定額に限つて法貨として強制支拂の效力を認め其の限度を超えては、之を受取るものゝ意志に依りて之れを拒み得ることゝするるのである。

るのである。

斯くの如く本位貨幣との間には其の素材價值、並に支拂の效力に於て相同じからざるものあるが故に、其の發行に關しても亦大なる差異が存するのである。即ち本位貨幣は、無制限製造なるも補助貨幣は制限製造である。之れは當然伴ふべき結果である。されど茲に言ふ所の本位貨幣の無制限製造とは一般に、所謂、自由鑄造と稱せらるゝものなるもそれは何人も自由に本位貨幣は之を勝手に製造し得ると言ふ意味ではない。貨幣の製造は既に説明した如くに、我が國に於ても貨幣法第一條に依りて「貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬ス」と嚴として規定せられ其の製造は政府の手中にある事は言ふまでもない。たゞ本位貨幣は自由製造であり、無制限發行なりと言ふ意味は、其の製造發行を發行者たる政府の意志に基づきて制限、或は調節することなく、何人に於ても金地金を提出して、之れを本位貨幣として製造せんことを請求されたときは之を拒むことを得ない、其の金額に制限なく、貨幣として製造すると言ふ事であつて、我が貨幣法の規定は其の品位（造幣規則第二條）及び量目（同造幣規則第三條）に一定の限度を設け、其の條件を具備して金地金を提出し金貨製造の申出をなす者に對しては、政府は貨幣

法第十四條に定められたる「金地金を輸納シ金貨幣ノ鑄造ヲ請フ者アルトキハ政府ハ其ノ請求ニ應ズベシ」との規定に基づき、當然、之れが製造に當り、發行しなければならぬのである。此の本位貨幣が無制限製造なることは、單に獨り我が國のみのことではなく、多くの國々の貨幣法制に見らるゝところである。然らば其の經濟的實質的理由とするところ何處に存するや。之れ貨幣理論の明かにせねばならぬ重要な點である。少しく詳細に、次に之を述べよう。

抑々國家が本位貨幣を無制限製造となし、各人の依頼に應じて自由に之を製造發行する所以のものは、其の根本に於て、本位貨幣の素材價值と其の素材の一般市場に於ける價值との間に差異無からしめんとするにある。それが爲めには本位貨幣と市場に於ける地金の需要供給との間に自由に疏通が行はねばならず、又それが爲めには、一面に於て、貨幣の製造は無制限に行はれ、他面に於ては本位貨幣を自由に地金として使用せしむること、即ち地金への自由還元換言すれば、自由鑄解が許され、又外國への輸出も自由に許されなければならぬのである。然らざれば右兩者の間に其の價值の差を生じ、應て貨幣の價值に其の影響を及ぼし、貨幣と地金との聯絡は斷たるゝことゝなるのである。

然るに、此の本位貨幣の製造が政府の手に委ねられ、其の意志に依つて自由に決定されるに於ては本位貨幣の價值が地金の價值と一致し居るや、否や、之れを知ること容易でなく、假に之れを知るとするも、其の間の開き、即ち、本位貨幣と地金との價值の相違を矯正するに、迅速に之れを行ふこと能はず、之を國家の官吏に求むること甚だ困難である。茲に無制限製造の必要存する所以で、此の制度の存するに於ては地金にして何等かの事情に依り下落することありとすれば、直ちに地金を輸納して、貨幣の製造を依頼するもの出づべく、一方には貨幣を増加し、他方に於ては地金の需要を増し、地金の下落を牽制して、或程度に此等の價值を一致せしむることを得るのである。而して之と反對に、地金にして騰貴する場合には、貨幣は自由に鑄解され、地金として供給せらるべく、或は外國に流出し其の需要は調節せられ、茲に又或る程度の價值の一致が行はるのである。斯くして政府は、經濟界の變化に應ずる國民の要求に従ひて、無制限に無手数料を以て、本位貨幣の製造發行をなし、又之を鑄解する自由を與へ、或は外國に輸出することを許し、本位貨幣と其の貨幣の素材、即ち、金本位國に於ては金地金との間に或る程度の一致を保たしむることを得るのである。而して之現代貨幣制度に於ける根

本的一原則をなすものである。されど法律を以て貨幣の蒐集、鑄及び毀損を禁じ、尙ほ其の上に金の國外流出を禁止するときは右の作用行はれず、一面に於ては本位貨幣の價值と地金の價值との間には懸隔を生ずべく、他面に於ては世界的に價值の平均を保つべき金をして、其の世界的價值から孤立せしむることとなるや甚だ明瞭である。而して世界大戦争は斯くの如き現象を現出せしめたのである。

斯くて本位貨幣は自由無制限に製造せられ、又溶解、或は海外流出を自由ならしめらるべきものなれども、補助貨幣は既に述ぶるが如く其の製造發行を國家の意志に拘束せしめ、之は制限せらるべきものである。茲に於て補助貨幣の素材價值は遙に其の名目價值に及ばざるものである。然らば補助貨幣は其の素材價值遙かに其の名目價值に及ばざるにも拘らず、尙ほ其の名目價值を以て流通する理由如何。之れ補助貨幣は右既に述ぶるが如く、其の製造制限せらるゝに主として依るもので其の制限は即ち供給の制限であり、他方に社會に於ける小取引の爲め補助貨幣の必要存する以上、之れ補助貨幣に對する需要であり、此の需要に對して供給を制限するが故に、そが素材價值以上の名目價值を有するのである。

然らば、此の補助貨幣の供給は如何なる點に於て制限せらるべきであるか。換言すれば、補助貨幣統制の方法如何。之れも又一の問題である。而して補助貨幣統制の一方法は、人口を標準として之に對する一定の割合を定め、之によりて補助貨幣を發行せしむるか、或は法律を以て其の發行額を定むるもので、數國間に貨幣同盟の締結ある場合、其の他、補助貨幣が濫發せらるゝ虞ある場合等に採用せられて居る。素より斯る方法は其の最大限度に於て濫發を防ぐ効果は之を認むることを得るも實際上の貨幣現象たるや、とかく數的に且つ簡單に取扱はるべきものではなく、一般經濟界の狀況により、各地方により、又季節其の他の關係によりて其の需要を異にするものなるが故に其の需要には自ら伸縮あるべく、固定的なる機械的標準に依る制限は之を採用すること困難で、又之を採用するも久しく持續すること能はず、實際の事情に適應せざることとなる場合が多い。

補助貨幣統制の第二の方法は、政府に於て補助貨幣の發行額を定め、經濟界に於ける其の需要の狀況に鑑み、其の發行及び回收をなし、依つて以て其の供給を調節する方法である。されど全然之を政府の手に委し、其の意のまゝに之を爲さしむることすれば、政府にして一旦

其の觀察を誤り其の統制宜しきを得ざること等のことあれば、時にその缺乏を來たし、我が大正八、九年の頃に於けるが如く、市場に補助貨幣缺乏し、之に打歩を付けられ、兩替料を高額ならしめ、或は又其の反對に其の過剰の爲め補助貨幣の價值の下落を來たさしむることがある其の例、諸外國に乏しくないのである。

茲に於て、補助貨幣の流通をして過不足ならしむるが爲には、其の實際上の必要に應ずる機制として、本位貨幣及び補助貨幣の兩者を自由に無手数料を以て交換せしむる方法がある。即ち政府は國庫、或は中央銀行をして、本位貨幣を以て補助貨幣との交換を請求する者ある時は、之れ市場に於て補助貨幣の需要ある事を示すものなるが故に直ちに、無手数料を以て之に應ぜしめ、又之と反對に補助貨幣を以て本位貨幣と交換すべく、要求する者ある時は、之れ補助貨幣の過多なるを示すものなれば、之にも又直ちに之に應じ以て其の需要のある限りに於て供給をなし其の調節をなすべきものである。然るときは補助貨幣は經濟の消長に應じて適當に統制せらるることとなるのである。我が國に於ても亦この方法に依り、補助貨幣の發行及び其の回収は、事大藏大臣の權限にあり、之に依りて中央銀行たる日本銀行本店及び支店をして補

助貨幣と同銀行發行の兌換券とを無手数料を以て其の調節をなさしめつゝあるのである。

第三節 グレシヤム法則

茲にグレシヤム法則 (Gresham's Law) と言ふは、良貨と惡貨とが同一價值を以て經濟社會に並び流通するときは、良貨は惡貨を驅逐することなく、惡貨が、反つて良貨を驅逐する、となす通貨流通上の一般的法則を指すものである。

抑々一般消費財に於ては、其處に良惡の二種あるとき、個人利己心の作用に依り、同一價格を以てすれば、より良き財が購買せられ、賣れ行き、粗惡なるものは人之を顧みず、市場より驅逐せらるゝが其の常態である。然るに貨幣の場合に於ては之と反對に良惡の二種あるときは粗惡なる貨幣のみ獨り貨幣として流通し、より良質の貨幣は鎔解せらるゝか、或は、地金として海外の支拂に充てられて、國外に流出し、其の影を國內の流通社會に没し、所謂良貨は惡貨に依りて驅逐し去らるゝこととなるものである。其の例内外に亘り、古今を通じ甚だ乏しくないのである。

茲に於て此の貨幣流通の状態を説明するものとして、良貨は悪貨を驅逐せずして却つて悪貨は良貨を驅逐すと言へる一般的法則ありと主張せらるゝに至つた。此法則をグレシヤムの法則と言ふのである。之れ此の原理をグレシヤムなる人が發見せりとなすもので、グレシヤムなる人は十六世紀の半、英國エリザベス王朝の時代に、アントワープ駐在の商務官たりし人で、後ロンドン株式取引所を創立し、當時世に知られたるサー、トーマス、グレシヤム(Sir Thomas Gresham)其の人である。されど、素より彼自らが其の法則に其の名を付したるものではなく之をグレシヤム法則と言ふに至りしは、後に英國の經濟學者マクレオド(H. D. Macleod)が一八五八年に經濟原論を著し其の中に於て、之をグレシヤム法則と命名し、グレシヤム發見の法則なりと言ひしに始まるのである。

然しながら、此の法則の漠然たる概念は、之を古代ギリシヤのアリストファーンネス(Aristophanes about 443—380 B.C.)の詩中に見ることを得べく、又、貨幣理論の最初の著述をなしたる第十四世紀時代の佛人オレーム(Nicole Oresme)並に第十六世紀に於けるコペルニカス(Nikolaus Copernicus)の諸著述中にも之れを發見し得らるゝ。又、時代は後れては居るが、

我が三浦梅園は別に安政二年、即ち、一七七三年の著述である彼の價源の中に悪貨盛行、精金皆隠と此の法則を説破して居る。

以上の如くグレシヤム法則は、種々なる人々に依り、各時代に於て説かれたる一般的法則である。されど、之が現實に現はるゝが爲めには、良貨が悪貨に依りて驅逐せらるべく、驅逐せらるゝ餘地が存せねばならない。換言すれば、如何に良貨と共に悪貨が經濟社會に流通し居たればとて、それ等の良悪兩貨幣を合せて、尙ほ、其の經濟社會が必要とする貨幣量を充たすに不充分なる時は、悪貨も良貨同様の交換價值を有すべく、良貨は良貨たらず、従つて驅逐せらるゝことがないであらう。現に補助貨幣は本位貨幣に比し悪貨なれども其の發行制限せらるゝが故に並び流通するもグレシヤム法則の行はるゝことがない。されど、一度、貨幣全體の量が其の經濟社會の必要とする以上に達する時は、直ちに、其の作用が起るものである。

此のグレシヤム法則は、普通に貨幣の流通上に於てのみ行はれ、他の消費財と異なる原則によりて支配せられ、一般經濟原則と根本的に異なり、其の例外をなすものゝ如くに思惟せらるるも、それは良貨悪貨何れも同一價值を以て流通する場合、費用少なき悪貨を以て費用大なる良

貨と同一の効果を納めんとするより起る現象で、良貨が鎔解せられ、或は國外に流出するは、之れを貨幣として使用するよりは地金として使用する方、效用多きが故に、換言すれば、鎔解或は國外に輸出する方、有利なるが故に行はるゝものであり、何れも最少の犠牲を以て最大の報酬を得んとする經濟原則の一面の現れに過ぎないことは注意を要する所である。

又良貨と悪貨と並び流通する場合、其の貨幣の流通より先づ最初に取り去らるゝものは右述ぶるが如く良貨で、悪貨を取り去るものはない。恰も商品に優劣ある場合、價格低廉にして其の品質優良なるものが先づ最初に賣れ行くと毫も異なる所はない。共に最初に市場を去るものは孰れも優良品である。唯商品は賣れ残りたる場合には腐敗毀傷するか、或ひは投げ賣りせられて早晚處分せられ、市場よりその影を没するも、貨幣は永久に處分せらるゝことなく、何時までも市場に停滯し其の儘流通し、斯るものが積り積りて悪貨のみが多く市場に流通することとなるのである。兩者共に原理原則に差違はない。唯其の現象を異にするに過ぎない。此の意味に於て普通グレシヤム法則が説明せらるゝ際に、良貨は悪貨を驅逐せざるも、悪貨は却つて良貨を驅逐すと言ひ、之を驅逐と言ふも、事實上は悪貨が良貨を驅逐するものではなくて、良

貨自ら、其の姿を隠すものである。従て我が三浦梅園の所謂、精金、皆な隠るの「隠る」と言ふ方、穩當且つ適切であると言ふべきである。

第四節 流通貨幣と勘定貨幣

本來、貨幣には流通貨幣の外、特に勘定貨幣なるものゝ存在すべき理由はないのである。されど實際上、現在流通しつゝある貨幣の稱呼に依らずして勘定の爲に特別なる稱呼が用ひられることがある。我が國の經濟社會にあつても、今日尙ほ、何兩と言はれ、何分と稱せられ、或は何貫何百等と呼ばれ、千疋二圓五十錢に當る何疋の語は現に廣く用ひられてゐる。而して之れ獨り、我が國に止まらず、外國に於ても其の例必ずしも乏しくはない。英國に於けるギニー (Guinea) の如きは、この適例で、同國にありては、現實、貨幣はパウンド (Pound) シリング (Shilling) ペニー (Penny) 等に區別せられてゐるにも拘らず、今尙ほギニーと稱せらるゝ場合が少なくないのである。

以上の如く勘定の爲めに、特殊なる稱呼、即ち勘定貨幣が存在するも、之に相當する具體的

貨幣が流通するのではなく、單なる計算上の抽象的名稱として用ゐらるゝに過ぎない。我が國に於ける兩、分、貫、文（百、二百等と稱せらるゝは百文、二百文の略である）等は孰れも過去に於ける貨幣の稱呼に外ならず、英國に於けるギニーの如きも、元とアフリカ貿易の爲めに製造せられたる金貨で、其の製造は已に一八一三年に於て中止せられたるにも拘らず、今日尙ほ二十一志に該當するものとして稱へられて居る。此等は多くの場合、舊貨幣の稱呼が、便宜上呼び傳へられ商慣習上使用せらるゝのである。

尙ほ此處に注意すべきは斯る勘定貨幣と、特殊、或は個々商人間に用ゐらるゝ符牒とは全然異なるものなることである。前者は單に勘定上の稱呼として取引兩當事者は勿論のこと、社會一般に向ひて公に使用せらるゝものなるも、後者は營業上の秘密を保つがため、或極めて狭き範圍、譬へば同一商店内、廣くとも同業者間に於てのみ行はれ、他に其の内容を知らしめざるが爲めに使用せらるゝ價格の暗號である。其の性質に於て全く相異なるものである。

第八章 貨幣の本位

第一節 貨幣本位の意義

本位 (Standard Währung, Etalon) なる語は、種々なる意義に用ひられる。或は國を標準とし、其の國の貨幣制度の全體を指し、例へば、英國本位、獨逸本位、日本本位等と稱せられ或は貨幣の價值單位を標準としてマーク本位、フラン本位、圓本位等と云ひ、或は貨幣價值の單位が表現 (repräsentieren) せられる貨幣の種類 (Geldart) を意味し、金本位、銀本位、紙幣本位等と云ふてゐる。此の最後のものが貨幣本位の普通の意味で、斯くて本位は其の本質に於ては貨幣の價值に關する問題であり、其の價值の單位が如何なるものに依つて表現されるかといふ制度を指すものである。

今、各國に於ける本位制度を見るに、其の多くは金本位制度を基礎としてゐる。其の最初は英國で一八一六年始めて事實上の金本位を制度として採用し、獨逸は一八七三年普佛戰爭の償金を以て貨幣制度の統一改革をなし、金本位制度となり、北米合衆國亦同年本位銀貨の自由製造を停止し、從來の金銀兩本位より金を本位とする跛行本位に移り、其の後澳匈國は一八九二

年金本位となり、翌一八九三年には露西亞は銀貨の自由製造を中止し、一八九七年に至つて我國及び露西亞其他相ついで金本位制を採るに至つたのである。而して、未だ完全な金本位を採用するに至らない印度、フィリッピン、メキシコ等に於ても、金爲替本位を採用し、次いで金本位に向つた。然るに、一時世界大戦争に依り、世界の殆んど凡ては紙幣本位となりたれども、其の後、又金本位に復歸し、世界の本位に關する大勢は金に依つて統一されんとしたが、昭和六年再び金本位の維持困難となり、紙幣本位となるもの多く、我國も亦金の輸出を再禁止した。今尙銀本位國と稱せらるゝものは極めて少數である。

今、貨幣に關する諸本位を組織的に分類すれば次の如くなる。

A 金本位

- (1) 純粹金本位
- (2) 金爲替本位
- (3) 跛行本位
- (4) 金核本位

B 銀本位

- (5) 銀本位

C 金銀本位

- (6) 平行本位

- (7) 復本位

D 紙幣本位

- (8) 不換紙幣本位

茲に之等の全體に互り、概括して之を云へば、廣き意味に於ける金本位とは金を以て價値の尺度となす制度である。而して狹義に於ける金本位即ち純粹金本位とは金が價値の尺度たると同時に貨幣の實體をなす場合が其れであり、又金が價値を表現するも、其の金が外國の金貨なる場合は金爲替本位であり、金が價値表現の本位ではあるが、自由製造にあらざる銀貨も亦本位貨幣たる場合は跛行本位と稱せられ、金が唯金塊として價値表現の本位たるのみなれば金核本位と云はるゝ。銀本位は銀を以て價値の單位を表現するもので、金銀兩本位は價値の單位の

表現として金銀兩貨が使用せられ、而も此の兩者が各々自由に價值單位の表現に當る時は、それは平行本位であり、兩者の間の割合が一定せらるゝ時は複本位である。又紙幣本位は不換紙幣を本位とするのである。

以上の中、現に經濟上重要な關係を有するものは、狹義に於ける金本位と金爲替本位と跛行本位と金核本位と銀本位及び紙幣本位とである。以下、之等の各々に就いて、簡単に述ぶることとする。

第二節 貨幣本位の種類

一、純粹金本位 (Gold standard, Goldwährung)

狹義の金本位が完全に行はるゝがためには、金を以て無限法貨となし、それが無手数料自由製造であり、且つ自由鑄造も亦認められ、金貨は其の名目價值に相當する素材價值を有するものでなければならぬ。之れ嚴格なる意味に於ける金本位で、金貨と其の流通と同時に金貨に紙幣との兌換を必要とするものである。但し、我國の如き最も早くより金貨を流通せしめ

ない。

世界大戦争は世界の貨幣制度に大なる刺戟と經驗とを與へたが、其の始めに當つては、何れも先づ取敢へず、自國に存在する金の輸出を禁じ、次いで獨露を始め各國共に不換紙幣を發行し、而も其の發行額は實に夥しく、嘗て何人も想像だもせざりし莫大なる金額に達した。されば之が收拾や容易ならず、戰役終つて尙各國共に不換紙幣を繼續せざるを得なかつた。然しながら、其の後ブルツセル、并にゼノア國際經濟會議に於ては、各國共に再び金本位を採用すべきを決議し、戰敗國たる獨逸又種々なる計畫の下に金本位に復歸し、英國も一度金輸出の禁を解きて、對内對外共に完全なる金本位國となり、各國續々、之に倣ひて最後に佛蘭西も亦一九二八年、金フランに復歸し、一時世界の諸國は再び戰前同様、金本位たるに至つた。其の後、世界の金本位は再び又動搖するに至りしも、此の世界戦後、經濟上、過渡期の困難なる時に當りて、各國孰れも萬難を排して再び金本位に復歸し、今後に於ても尙金本位に復歸せんとする傾向の強きものあるは、之如何に貨幣價值の安定と金本位制度との間の關係が不可分のものなるやを證據立つるものである。

然らば、金本位制度が斯くも各文化國に於て支持せられ、要求せられつゝあるのは、如何なる理由に基くものであらうか。

先づ、第一は金が各文化國間に本位として採用せらるゝのは、其等諸國の經濟狀態が發達したるが故である。即ち、經濟狀態にして發達し、商工業盛んとなり、取引繁榮を極め、一般價格及び貨銀騰貴し、取引額又大となるに及ばゞ、之等の交換の媒介をなし、價值の標準となるものは、勢ひ、形態の割合に價值の大なるものが要求せられる。之れ、金が採用せらるゝ第一の理由である。

第二は金の産出額の増加が又金本位の採用をして容易ならしむる理由となる。即ち、國民經濟の發達と共に金を以て貨幣たらしめんと欲するも、金の産出額にして、之に伴うて増加せざるか、或は、反つて、其の産出額を減少するが如き状態にあるときは、各國に於ける金本位の採用に依る金の需用の増加と相俟ちて金の價格を騰貴せしめ、従つて財の價格の下落となり、廣く各國に於て、此の制度を採用せしめ難きこととなる。然るに、金は一八四九年乃至一八五一年の間に於て、北米合衆國、カリフォルニア地方、並に濠洲に大金鑛發見せられて、其の産

出額を増し、其の後一八八三年南亞弗利加に於ける金の産出額増加し、次いでクロンダイクに金の産出あり、更に、採鑛及び冶金に關する技術上の進歩は、採算上従前採掘せられざりし貧鑛をも尙且つ有利に之を經營せしむるに至り、世界の産金額は著しく増加して、各國の需用に對して、相當なる供給をなし得るに至つた。但し最近に至りて金の偏在其他の事情は金の不足を感じしむるに至つた。

第三は金本位の追隨的採用である。國際經濟上重要な地位を占め、其の取引は世界に廣がり、其の國宛の爲替手形は恰も國際紙幣たるが如き作用をなしつゝある英國が、先づ金本位制度を採用し、獨逸亦紙幣制を整理して金本位を採用するや、其の他の諸國も亦皆之に倣ひ、爾餘の國々も續々として金本位を採用するに至つた。之れ單なる模倣心理の然らしめたるものではなく、其處に經濟上理由のあることで、其れ等の經濟的有力なる諸國にして金本位を採用するに於ては銀、若しくは紙幣本位を固持する國々は、自國の爲替相場、即ち、自國貨幣の對外價值は金と其れ等のものとの比價の變動、其の他の事情により動搖常なく、金本位國との貿易其の他資本の移動等を阻礙せらるゝこと少からざるものがある。之を以て、爾餘の諸國も亦競

つて金本位制度に従はざるべからざるものとなつたのである。

第四は國際複本位制實施の絶望である。之は後に詳述するであらうが、國際共同の複本位制即ち、金銀兩貨を以て本位貨幣たらしむる制度成立の望み存したる當時に於ては、多額の銀を擁したる各國は、容易に急遽金本位に赴くの決心をなすに至らなかつた。然るに、一八六七年佛國の主唱によりて、パリに開催せられたる國際經濟會議は、和蘭を除き、他の十八ヶ國悉く金を以て貨幣たるに最も適するものと認むとの決議をなし、就中、英國は強硬に複本位に反對したるが爲め、最早國際複本位制度成立の望みは絶ゆることとなつた。之れを以て各國孰れも金本位に向つたのである。

第五の理由は價值の標準たる貨幣は、成るべく貨幣それ自體の價值が動搖せざるものたるを要すと云ふことである。即ち今日の如き既に相當深く信用經濟に進み入りたる經濟組織の下に在つては、貨幣は交換の媒介物たると同時に、價值の標準として重要な職能を持つものである。然るに此の價值の標準たる貨幣の價值其れ自體が常に變動するが如きなるものに於ては、物價や、賃銀を動搖せしめ、貸借關係に變化を來し、經濟界は爲に紊亂せしめらるゝの惧れが

ある。素より第七章に於て詳説したるが如く、貨幣價值は一種の價格なる以上、全然其の價值の變化なきが如きは到底望むべきではない。然しながら價值の中には其の動搖の大なるものと小なるものがある。其の内貨幣としては必然に後者を選ぶ必要がある。此の點に於て、金は又他の何物よりも、より適當なものとせらるゝ。何となれば、金は容易に腐敗毀傷せざるものなるが故、永き間に蓄藏せられ、其の生産費の影響を受くること少く、更に、金は既に世界各國に於て貨幣として使用せられ、其れ等の金は之れを綜合するときは、莫大なる額に達し、或一ヶ國に於ける特別の事情又は金に對する需要増減の關係は、其の影響を世界的價格を有する金全體に及ぼし、其の影響比較的に極めて微弱なるものとなるが故に、其の價格を動搖せしむること少きものであるといふことが出来るからである。

之を以て、以上述ぶるが如き種々なる理由により、何れの國に於ても、金本位制が採用せられ、その經濟發達の程度未だ金本位を採用するに達せざる諸國にありては、次項に述ぶるが如く金爲替本位に依り、其の價值の表現を金に依らんとすに至つたのである。

我國の貨幣本位

貨幣の本位を論ずる本章に於て、我國の貨幣に論及するは、主として其の目的とするところ我が貨幣の本位を説明せんとするにある。然しながら、之を明かにするがためには、明治四年五月十日の新貨幣條例制定以前に於ける貨幣に關する豫備知識を必要とする。従つて、茲に極めて概括的に往古よりの我が貨幣を一瞥し、然る後、明治四年新貨幣條例に依る幣制確立以後の貨幣制度の本位的考察をなすこととしよう。

A 明治維新に於ける貨幣統一以前の我國の貨幣

抑々、我國の古代に於ては、如何なる貨幣が存在せしや。之に關しては未だ的確なる研究あるを知らず、又果して其れが可能なるやすら問題であらう。我が古代に於ては、價值の標準として稻が用ひられ、其の何束と評價されたことは古文書に於て、屢々見らるゝところである。従つて、稻が貨幣たりしことは確實なるべく、物價を指す「價」も亦此の稻に出でたるものとせられて居る。その他、布帛の類、奴婢、牛馬、玉、劍、鏡も賣買の媒介物たりしことは、種々なる點より考證し得らるゝ。而して、其の後に使用せられたる金屬貨幣に關しても、其の起源の程は詳かならず、顯宗天皇の御代、韓より銀塊が渡來し、其れが貨幣たりしが如き形跡はあ

れど、我國に於ける鑄貨は持統天皇八年（西紀六九四年）に至りて、始めて存したものとせられる。其の後、和銅元年（西紀七〇八年）正月、武藏の國より銅を出だし、同じく七月、近江に於て和同開珎の鑄造行はれたりしが、之等は當時の先進國たる唐の制度を模倣せしに止まり經濟上の要求に基きて造られしものにはあらざるが如く、其の後回を重ねて造られし鑄貨も實際上に使用せられしこと少なく、稻、布及び絹が物品貨幣として布は鎌倉時代まで、稻は更に其の後に迄も及びしが如くである。

鎌倉時代より戰國時代に至る迄の間に於ては、貴金屬たる金、銀及び沙金が秤量貨幣として用ひられ、國內一般に使用せられし銅錢は、之を支那、當時の宋に供給を仰ぎしが如くである。室町末期に於ては金、銀が稍々鑄貨の形を成したるが如く、後松原天皇永正二年（西紀一五〇五年）の記録の中に、明かに此の事が見られる。銀は金よりも早く既に貨幣たりしが如く、山出しの儘なるを灰吹銀、精製せられたるものを南延、南鍍等と稱せられ早くも應永元年（西紀一三九四年）に貸借せられし證據がある。室町幕府の倒壊後、徳川幕府成立に至る迄の間に於ては金、銀貨、漸く世に行はれ、其の鑑定の上貨幣面に署名し、或は刻印を捺し、沙金は

包装して之を證明するに至つた。

徳川時代に入りてよりは、經濟的文化の進展著しく、貨幣は漸く其の形態を整へ、金座(金貨の鑄造及び發行をなす所)及び銀座(銀貨の鑄造及び發行をす所)を設けられ、幕府自ら法貨に近き貨幣の鑄造をなし、二歩金以下の少額金銀貨も發行せられた。後には所謂藩札が當時の封建諸領主に依り、發行せられたが、中道、幕府は財政上の必要より、屢々金貨の改悪を行ひ、其の末期に至りては、政治上と等しく貨幣の上に於ても中央、地方ともに大混亂を招き、大亂脈の中に明治維新の改正となつたのである。

右の如き事情の下に、明治維新當時、我國の市場に流通せし貨幣は、安政以來、鑄造せられし金貨、銀貨及び外國より輸入せられし弗銀を始め銅錢等其の種類甚だ少なからざるに、尙其の上各領主、或は旗下の其の領地内に通用せしめたる金札、銀札、錢札、米札、傘札より轆轤札に至る迄、其の數無量千を越ゆるといふが如き渾沌たる狀を呈して居た。

茲に於て、明治維新政府は、明治元年二月洋銀通用の標準を確立し、古金銀は時價に依りて通用を許したるも、やがて、統一的貨幣を造り、貨幣を一新すべく、明治二年二月、太政官に

造幣局を置き、既に述べたるが如く、大阪に造幣局を設け、英國より輸入したる造幣機械を以て新貨幣を製造せしめ、明治三年十一月には太政官の決裁の下に新貨幣の品位量目を發布し、翌明治四年二月を以て之を實施せんとするの勢であつた。其れは銀を本位とするものであつたのである。然るに、此の時に當り金銀兩者の何れを以て本位たらしむべきかに關して、論議起り、廟議容易に決するところなかりしが、折柄、財政調査の爲、北米合衆國にありたる大藏少輔伊藤博文は世界の現勢より金本位を採るべきを建言したりしが故に、廟論は金本位制度に依るべきこと、決定せられ、明治四年五月十日新貨幣條例を發布し、茲に我國は始めて統一的貨幣制度の下に、金本位國となつたのである。

B 明治四年新貨幣條例以後の我が貨幣制度

斯くて我國は明治四年五月十日を以て、統一的貨幣制度を確立し、金本位を施行したりしも此の新貨幣條例に依る金本位制の下に、尙別に、一時貿易上の便宜を圖るが爲に、一圓銀貨の自由製造を許し、開港場に限りて、之に無制限支拂の效力を認めたるが故に、開港場に於ては金、銀兩者の併行本位制が行はるゝこととなつたのである。

然るに、其の後、世界に於ける金銀比價の大勢は、銀價の下落となり、我が金貨の海外に流出するもの漸く多く、金本位制度の維持困難となりたれば、政府は明治八年所謂貿易銀（前記開港場に限り無限法貨たりし銀貨幣）の量目を増し、更に明治九年には太政官布告第二十二號を以て、貿易銀百枚は金貨百圓に相當するものとし、即ち金一對銀一六・一七の割合を以て、金銀の比價を定めた。従つて、之れ以後の貿易港は當然復本位制となつた譯である。

然るに、更に其の後、世界に於ける金、銀の價格は尙改まることなかりしが故に、政府は已むなく明治十一年（西紀一八七九年）五月二十七日、太政官布告第十二號を以て、貿易銀の儀は從來各開港場の貿易便利の爲鑄造し、各開港場に限り通用致し候處、今般更に一般に通用候條、租稅其他公私の取引上總て受授可致布告候事と發布した。されば、同日以後の我國は全國に亘り、復本位制となつたのである。

當時、世界の金銀比價は一對一七・九二であつた、従つて、我國の法定比價一對一六・一七は世界の金銀市價より銀を高く見積り居たるものである。換言すれば、銀を實質以上、金を實質以下に見積りたるもので、銀貨は實質以下の惡貨となり、忽ち一般に流通し、金貨は流通界

より其の影を没するに至つた。

所謂グレシヤム法則の作用である。茲に於て、我國は銀貨獨り貨幣として流通する銀本位の實狀を呈したのである。

銀價は其の後に至るも、尙依然として騰貴せず、明治二十五年（西紀一八九二年）には奧太利・匈牙利は金本位制を採用し、翌二十六年には北米合衆國は年々銀の一定量を購入すべきを規定したるシャーマン・アクトを廢棄し、印度及び露西亞は銀貨の自由製造を廢し、二十七年にはベルシヤ亦銀貨の自由製造を禁じ、二十八年には智利、二十九年にはコスタリカ、ベルシヤ等凡て金本位となるの大勢であつた。之が爲、我國は外國爲替相場の激變を受け、外國貿易は困難に陥り、物價は騰貴し、政府の經費は大に膨脹する等、到底其の儘に放任することを許さざる状態となつた。

之より先、明治二十六年十月勅令を以て、貨幣に精通する學者、貴衆兩院議員、官吏及び實業家等二十餘名を以て成立する貨幣制度調査會を組織することとなり、其の目的は金本位を採用するにあつた。此の調査會は、其の組織後、特別委員會を重ねること四十一回、總會を開く

こと六回に及び、明明二十八年七月三日其の調査の結果を大藏大臣に報告した。而して、委員多數の意見は、我國は銀貨の下落に依り、一時輸出貿易は奨励せらるゝも、金貨國との關係多く、爲替相場の激變となり、外資の輸出は困難となり、結局、大局の上に不利益を蒙るものなるが故に、宜しく幣制を改めて、金本位制を採用すべしといふにあつた。又一般言論界、經濟界に於ても、金本位採用の聲が盛であつた。然しながら、其の當時迄は實質的に銀本位國たりし我國が一朝にして金本位國たらんとするには、實行上種々なる困難があつた。其れには第一、金準備を置かねばならなかつた。然るに、折しも明治二十七、八年日清戦争の結果、我國は支那より償金を得ることとなり、其の償金は倫敦に於て支拂はれ、之を金に換へたるが爲、我國は之によつて金準備を設けることを得、明治三十年三月終に金本位制度を採用した。其の後、大正六年九月、世界戦争の影響を受け、金の輸出を禁止し、昭和五年一月十一日之を解禁し、再び同六年十二月之を禁止した。

二 金爲替本位 (Gold Exchange Standard)

金爲替本位は最初、國民經濟の未だ金本位制を採用する迄に至らざる國に於て、自國に於て

は銀を以て貨幣たらしむるを便とするも、先進金本位諸國との間に金銀比價の變動より生ずる爲替相場の甚しき動搖を受くるが爲、之を防ぎ、爲替の方法に依り金を標準とし、之に依りて以て貿易及び資本の移動を容易ならしめんとしたる一の制度であつた。英領印度、フィリッピン、メキシコ其他多數國の採用したるところである。但し、今や世界戦後、金準備を外國に置くものを一般に金爲替本位と稱するに至つた。然らば、金爲替本位の機構如何？ 次に之を述べよう。

金爲替本位とは銀貨を以て無限法貨となすも、自國內に於て流通する銀貨の製造發行額を制限し、之に依りて銀貨の價值と外國金貨との間に一定の比價を保たしむる制度である。かるが故に金爲替本位を採用する國に於ては、貨幣の價值は實際上其の國の銀貨を通じて外國金貨の價值を標準となすこととなり、國內の銀貨に對しては特定せられたる割合を以て、外國宛金爲替を賣り出すものである。従つて、金爲替によるが故に、此の制度を金爲替本位といふのである。

今、此の制度が實際行はるところを見るに、金爲替本位國に於て、金本位國に對する外國

宛爲替を買はんと欲するものあれば、一定の法定割合を以て銀貨に對して金爲替を賣り、其の賣り上げの代金として受取りたる銀貨は之を一時保管し、流通せしめざることをする。而して一方、爲替は金貨國なる外國に送付せられ、金を以て支拂はるゝものなるが故に、金爲替本位を採用する國に於ては、其の國と關係最も密接なる金貨國の一國、或は數國の金融市場の中心に金の準備金を置き、之に對して爲替手形を振り出し、其の準備金を以て支拂をなさしむることとする。此の爲替を賣却して受取りたる銀貨は外國に於て金に對して自國宛銀爲替を賣り、金準備金増加するまでは流通市場に出さしめず、保管するといふことは甚だ重大なる意義を有するもので、外國に於ける自國の金準備金は爲替の支拂によりて減少するが故に、其の金額だけ自國に於ても流通の貨幣量を減少せしむることとするのである。斯くて、自國の貨幣價值を高むる傾向となり、物價を下向の趨勢に導き、從つて輸入を防ぎ、輸出を増加せしむるの作用を惹き起すこととなる。若し、然らずして銀貨を其の儘國內に流通せしめ、物價に何等の影響を與へず、輸入は依然として引續き、爲替手形の需要絶えざるときは、外國に於ける金準備は忽ちにして涸渴し、此の本位制度を破壊するに至る虞がある。然るに、以上の如き方法に依り

て、輸入を防ぎ、輸出を増加せしむる時は、之に對する支拂は金準備金を有する外國に於て、金貨を以て自國宛銀爲替を買入れらるべく、其の賣上げ金は自ら外國に於ける右金準備を増加すると同時に、自國に於ては其の手形が送付せられ、銀を以て支拂るべく、茲に始めて一旦保管されたる銀貨は再び流通界に出づることを得せしむるのである。之れ自然の方法で斯くすることによりて、外國に設置したる金準備金を減減せしめず、自國內の銀貨を必要以上に流通せしめず、依つて以て、此の本位制度を維持する方法となるのである。

斯くの如く、此の制度は經濟狀態の發達、未だ幼稚で、完全なる金本位を採用するまでに至らず、寧ろ銀貨の流通を適當とする國に對して、銀貨を流通せしめつゝ、尙金の價值をして一般價值の標準たらしむることを得せしめ、金本位國との關係上、金銀比價の變化より生ずる動搖を免れしめ、貿易上の障害を除去し、國際資本の移動を圓滑ならしむるものである。其の上之に依りて銀の需要を激減せしめず、金の需要を激増せしめざるの効果がある。又此の制度は國際復本位制の如く列國の協調を要せず、此の制度を採用する國、自ら單獨に行ひ得るの利益があるのである。

然しながら、此の制度の根本の一とも云ふべき金銀比價の決定は、事實上極めて困難である。銀は倫敦相場一オンスに付き十六片より八十九片迄の動搖のレコードを有し、高低常なきものなるが故に、金銀の比價を一定すること、其れ自體既に無理なることであるとも云ひ得る。若し、銀塊相場にて騰貴し、其の比價以上に達するときは、銀貨は或は鑄潰され、或は輸出せられて市場に其の影を没し、銀貨の缺乏を來すべく、然ればとて、餘りに銀の決定比價を市場より低からしめんか、銀貨の密造を誘ふこと、なるの虞がある。此の故を以て、世界大戰爭中、銀貨甚しく暴騰したる當時に於ては、金爲替本位國は何れも其の法定比價を改め、辛うじて此の制度を維持すること、した。其れと同時に、銀價の甚しき下落は再び其の反對の作用を發生せしむべく、理論上極めて精巧なる此の制度も、金銀比價の變動餘りに甚しき時は、運用上種種なる困難に遭遇することになる。又、此の金爲替本位を採用する國の貿易は、其の金準備金を置く國とのみ最も密接な關係を生じ、金準備金を有せざる諸外國との貿易を阻礙するの恐れなしとしない。之れ注意しなければならぬ要點である。

三、跛行本位 (Limping Standard, Hinkende Währung, Etalon boiteux)

跛行本位は銀本位、或は復本位より金本位への過渡時代に於ける一方策であるとも云ひ得る。即ち、銀本位又は復本位を有する國が金本位に進展せんとすれば、従前の銀貨をせねばならぬ。然るに、之を地金市場に賣り出せば銀價暴落し、莫大なる損失となる。之を以て金を標準とする制度を採用するも、従前の銀貨は其の儘に金貨と同じく無限法貨、即ち、無制限支拂の效力を認め、たゞ、金貨は自由製造なるに反して、此の種の銀貨は絶対に其の制限を置くこととする。然らざれば、復本位となるからである。従つて、此の制度は其の形式より云へば、銀の製造を制限する所の金銀復本位である。然しながら、經濟上、價値の立場より之を見れば、銀貨の製造は制限せらるゝが故に、其の名目價値は素材價値より引き離され、銀の素材價値は終に表現せられず、金のみ貨幣單位の價値を表現するが故に、廣き意味に於ける金本位の一種であると見るべきである。又斯かる本位制度が跛行の名を以て呼ばるゝ所以は、此の兩本位貨幣の中、一方の金貨のみは自由製造で、他方の銀貨は其の製造制限され、兩脚、同様ならざるに基因するものであらう。斯くの如く、跛行本位は銀本位或は復本位より金本位制度への推移に於ける一現象とも見らるべきものであるが、此の制度の採用せられたる結果は、金に對する需要

の急激なる増加を緩和し、之によりて多少でも金の騰貴を抑制し、銀の下落を防止するに效ありしものである。

四、金核本位 (Gold Bullion Standard)

金塊本位といふも同じことである。金貨を製造せず、従つて金貨を流通せしめず、又紙幣を金貨で兌換することもしない。但し金塊を準備として紙幣を發行し、其の紙幣に對して一定の割合を以て金を賣るのである。其の割合は貨幣の單位の金の純分量目を定むることになり、金が價值表現の本位となるから金本位である。

五、銀本位 (Silver Standard, Silberwährung)

銀本位とは其の最初の意味に於ては銀を以て唯一の本位貨なりとし、銀貨に對して無制限支拂の效力を認め、之に自由製造を許し、銀貨幣の名目價值と其の表材價值とを一致せしめんとするものである。之を歴史的に考察すれば、世界各國が今日の如く金本位を採用せざりし以前に於ては、多くの國々は銀本位、或は金銀復本位の状態にありしものである。然るに、既に本章第一節に於て述べたるが如くに、近代に至りて世界の大多數の國々は金本位となり、然らざ

るものも尙金爲替本位、或は跛行本位國となり、金を採用したるが故に、世界の大部分中、銀本位國と稱すべきものは、極めて少なく滿洲國並に中華民國あるのみとなつた。

滿洲國に於ては純銀の量目二三瓦九一を以て圓とすと定むるのみで、銀貨なく、従つて紙幣と銀貨と兌換することもなく、且つ紙幣に對して銀を賣ることもなく、たゞ銀價が紙幣に對して騰貴する時は銀を賣り、圓と銀とを結合せしむることとして居る。一種の管理通貨といふのである。

六、復本位 (Bimetallism, Doppelwährung) (附、國際復本位制度問題)

金銀貨幣兩者共に之を無限法貨となし、且つ、自由製造を許すも、其の兩者の價值關係に何等の規定を置かず、自然に放任すれば、之を平行本位 (Parallel Standard) と稱するのである。然し、比價の變動常なき此の金銀兩者をして、同時に自由に價值を表現せしむることは、到底困難で、今日、世界に於て一の平行本位國を發見しないのも、此の理由に依るのである。

普通に云ふ所の金銀本位は所謂復本位で、此の本位に於ては金と銀との價值の割合を法を以て一定し、此の兩者に無制限支拂の效力を與へ、自由製造を許すものである。それで此の本位

制度が安全に運用せらるゝがためには、金と銀との法定比價と、其の地金銀市場に於ける比價とが一致して居らなければならぬ。然るに、實際上に於ては金銀の比價は常に變動するものなるが故に、法定比價に比して、金銀の中孰れか其の市價の騰貴する場合には、忽ちグレシヤム法則の働くところとなり、譬へば銀騰貴すれば、銀貨は地金として鑄潰され、或は外國へ輸出されて利益なる方に赴き、流通市場より姿を消すべく、之に反して、銀の市價下落して法定比價以下に下落する時は、銀を造幣局に持ち行きて貨幣として製造せしめ、銀地金としてよりは、高き價値を有する貨幣たらしめ、之を流通せしむるが爲、金貨は鑄潰し若くは溶解せられ其の影を失ふことゝなるのである。斯くして、此の本位に於ては法定比價に比して低き價値を有する一方の本位貨のみ流通することゝなり、其の名は復本位と稱せらるゝも、實際流通するところのものは、何れか其の一つに過ぎない。所謂交代本位 (Alternative Standard) となるのである。

然しながら、斯かる復本位も其の主張せらるゝ理論的根據は、補償作用 (Compensatory action) にある。即ち、一國の貨幣にして金銀の兩者併せ用ひらるゝ時は、金或は銀の一方が騰貴

すれば、他の一方は價値低きものとなるが故に、其の低き價値の貨幣を以て支拂を行ふが利益である。其の支拂が一般に低き價値の貨幣を以て行はるゝ時は、其れに對する需要を増し、其れに依つて其の價値を再び高むることゝなり、之に對して騰貴したる貨幣の需要を其れだけ減少して再び低落せしむる作用を惹き起し、再び従前の關係を維持せしむるに至るべきである。斯くの如く、交互に作用し合ふ此の補償作用は復本位にあらざれば之を望むこと能はざるものなるが故に、金銀兩者を貨幣とし、貨幣の供給を多からしめ、貨幣價値及び物價を安定せしむべしとなすのである。

然るに、佛蘭西、或は北米合衆國の如き、此の本位制度を久しく實施したる經驗に鑑みるときは、銀にして暴落するも、補償作用は行はれず、終に已むなく銀貨の自由製造を止め、復本位より跛行本位へと必然的轉化を餘儀なくせしめられた。此の事實は、畢竟或る一國乃至少數の國々のみが此の本位制度を採用し、他の多數國は金本位國となり、多量の銀を世界市場に賣り放ち銀價の下落を甚だしからしめ、此の補償作用をして働くの餘地なからしめたるが爲である。それで、國際的に世界の凡ての國々が復本位を採用することゝすれば、銀下落し、金騰貴

して、その金にして外國に輸出せらるゝも、到る處同率の割合を以て取扱はるゝが故に、必然兩者間に此の補償作用行はるべく、金銀共に流通し、貨幣の需要を充たし、貨幣價值を安定せしめ物價を調節し、依りて以て交換並に信用の安全を期するを得べく、經濟の進歩を助くべしとの説が現はれた。之れ國際復本位で、同時に其の理論の要點である。而して國際復本位制度の爲には數度國際會議が開催され、世界の有力なる貨幣學者を始め、政治家、實際家の之に賛成したるもの少からず、理論上相當の根據を有せしも、其の實行に當りて、如何にして世界の凡ての國々を強制すべきか、又、之を脱退する場合には如何にすべきや等の難問あり、此の國際復本位の問題は終に机上の論たるに終つたのである。

七、紙幣本位 (Paper Standard, Papierwährung)

紙幣本位とは兌換せられざる紙幣が價值を表現するもので、其の實質は印刷されたる紙片に過ぎざるものである。斯かる素材價值なき一片の紙が貨幣單位の價值を表現するといふこと、換言すれば本位が素材より解放されたるの事實は貨幣理論の上に極めて重大なる意義を有するものである。

抑々、今日迄金が貨幣の本位として最も適當なりとせられたのは、以上既に説明した所に依つて明瞭なるが如く、金が有する性質に基き、其の價值の變動少きこと、並に其の容積重量に比して價值の大なるによるのである。蓋し、其の價值に比して容積重量少ければ其の運搬及び國際的分配容易となり、同時に其の價值の變動少ければ、之を本位として使用するに最も適當だからである。然し、貨幣が金なる素材に關聯する限り、其の金の財としての影響、即ち、其の價值の變動の影響は全然之を免るゝこと素より不可能である。換言すれば、金は如何に需要多くとも、人爲を以て自由に多量に之を生産することを得ず、又、之と反對に、大金鑛脈の發見せらるゝときは、之を封じて金の供給を制限するが如きは到底困難なることである。従つて貨幣の價值は金なる財に影響されて、變動せざるを得ない。但し、其の價值變動の割合は他の何物に比するも金に於て最も少い。之は金が貨幣として使用されるに最も適當なる理由である。然るに、唯紙片に印刷を施し、如何なる價值をも自由に之を創り出し、又、自由に之を回收することが出来、何等財の支配を受けず、僅かに紙片と印刷の費用以外、何等の拘束をも受けない不換紙幣は全く人の支配下に置かれる。此の點に於て不換紙幣は稍々理想に近い。之を以て

若し不換紙幣が經濟上の需要に適合する程度に發行され、而も其の調節を誤ることなければ、貨幣の價值をして常住の標準を保たしむることを得、眞に理想的貨幣たるの可能性を有するものなりといふことを得るのである。

但し、其れは理論のみの考察である、此の理想に近き貨幣本位たる紙幣本位も實は其の運用甚だ困難な制度で、種々な弊害を生じ易く、多くの缺點を實際上に有して居る。之れ世界大戦中、世界の殆んど全部の國々は不換紙幣國なりしも、戦後凡てが一意金本位へと全力を盡して復歸したのも之が爲である。即ち、不換紙幣を發行し、其の需要供給の適當な調節を期すると云ふが如きは、實は云ふべくして行はれ難いことである。若し一旦不換紙幣を發行せんか、其の發行は既に財政經濟上大なる困難に遭遇せる際である。不換紙幣は其の發行の容易なると財政上の要求大なるにより、常に節制を超えて増發を誘致し、貨幣の濫發は其の價值を低下せしめ、物價を高める。其の増發は循環的に行はれ、終に甚しきは其の止まる處を知らざることとなる。之れ今日の人智の程度と政治組織に於ては、紙幣本位は到底理論通りの運用を望むことと不可能なるもので、一時インフレーションにより財界の景氣を好轉せしむるも終には甚しき

害毒を經濟社會に及ぼすものである。然しながら、不換紙幣は國家の非常時、例へば戦争の如きに際しては、非常手段として財政上極めて有力の制度であること勿論である。

第三節 國際貨幣

現今、世界各國は各々其の貨幣及び貨幣制度を異にし、本位相同じからず、國際間に何等貨幣の共通するものがない。故に旅行者は一國を通過する毎に其の所持する貨幣を其の國の貨幣に兩替せねばならぬ。通商貿易は貨幣の異なるが爲、其の爲替相場の換算並に其の變動より生ずる影響を絶えず受け、國際經濟の疏通を阻礙すること、あげて數へられぬ。茲に於て、世界各國に自由に通用する國際貨幣 (International Money) は何れの國にも必要で、斯かる制度を設けよとの説が生ずるのである。而してナポレオン一世以來、此の氣運を進め、之が實現の爲に努力したものは少なくはなかつた。近時ブラッセルに於て開催された國際經濟會議に於ても、此の國際爲替を必要とする意向はかなり盛んに見受けられた。然らば、其の實行は可能であらうか。實は今日迄其の實行の可能を認めらるゝ方法は、遺憾ながら何等具體的に進歩を見

て居ないのである。之れ各國各々種々なる事情と傳統の上に成立し來つた貨幣及び貨幣制度を一朝にして世界共通のものに改むること能はざるに依る。現に本位制度を同種のものに統一せんとすること其れ自體すら、種々なる困難に遭遇するのである。況んや、世界各國共に同一貨幣を使用せしめんとするが如き、其の間民族的感情も這入り、其の實行は蓋し殆んど望み得ないであらう。

更に、之を學理的に考察するも相當考慮を要する。即ち、假りに國際貨幣にして成立するにせよ、各國各々經濟事情を異にし、又各國間の國際貸借關係に貸越若しくは借越ある以上、之が國際間に實際支拂はれ、或は受取らるゝに於ては、外國爲替に依るの外なく、外國爲替相場は國際貸借關係により左右せられる。譬へば、我國が國際貸借上支那より受取るべき部分多き時は支那側は我國に對する爲替を需要するもの多く、需要多ければ、我國の貨幣價值は國際經濟的に騰貴し、其の騰貴の範圍は輸出入自由なる限り、其れが正貨輸送點に限らるゝにもせよ、支那は我國に多くを支拂はなければならぬ。換言すれば國際共通の貨幣あるも、其の貨幣は國際經濟上我國に高く、支那に安いことゝなる。結局、國際貨幣を使用しながら、國際間



何れも同じ價值を以て此の貨幣を流通せしむること能はず、貨幣の對外價值は國際貨幣あるも同じく變動を免れ得ない。従つて、本質的には今日に於ける貨幣と五十歩百歩で、完全なる理想的國際貨幣は容易に其の實現を見ること能はざるものである。

第九章 貨幣の價值

第一節 貨幣價值の意義

貨幣の價值 (Value of money, Geldwert) とは何ぞや。之を明らかにする爲には、先づ價值とは何ぞやと云ふことが決定され、次に貨幣の價值は何を意味するかを説かねばならない。

價值といふ名辭は種々なる場合に、色々の意味に使用され、其の意義甚だ明瞭を缺いてゐる。譬へば哲學上に於ては、一定の超越的實在を指すもので、即ち價值とは理想形象の下に存在す

る實在を象つた諸概念 (Conception) 眞、善、美等を指すものである。而して、之等が實在と一致し得ることは、人間の願望と努力の中心をなすものではあるが、如何に人間が努力したと

て、實體的には之等の諸概念には終に到達し得ざる絶対のものである。又價值は時に事物に生氣を與ふる力 (The life-giving power) なりとされ、其他種々な解釋がある。

併しながら、經濟學上に於ては、價值とは上述の如き超越的な、或は漠然たる或物を指すものではなく、各人の立場より人間生活に於て認められたる效用に對する重要さの認識であつて、本質的には主觀的心理作用である。又、各人の財に對する認識が或る一定時に於て、或る一定の場合に展開し、客觀的結果を生ぜしめる力を有し、其れが具體的に他の財との比較となつて現はるゝ時、之を稱して交換價值となすのである。

然らば、貨幣の價值とは如何なるものか。此の名辭に就ても、亦種々なる意味が含まれて居る。即ち、先づ第一に貨幣の價值は貨幣の名目價值を指すことがある。之は普通貨幣の發行者である國家が貨幣を發行する時、之に附與する名義上の價值で、我國の金貨に於ける五圓、十圓、二十圓、銀貨に於ける二十錢、五十錢、ニッケル貨に於ける五錢、十錢、青銅貨に於ける一錢、二錢等皆之である。第二に貨幣の價值は該貨幣を構成する素材の價值を指すことがある。譬へば、此の銀貨の價值は目下幾何なりやと云ふが如く、當時の地金相場に換算して稱せらる

るが如きである。第三に外國爲替相場を以て貨幣の價值と稱せらるゝ場合がある。譬へば、我が圓貨の價值は目下四十何弗であるとか、英貨の價值は目下何弗であるとか云ふが如く、何れも外國との爲替相場即ち貨幣の對外價值を示すことがある。第四に貨幣の價值は貨幣の交換價值を指し、其の購買力を稱することがある。之れ、茲に云ふ所の正當なる貨幣價值の意義である。

抑々、貨幣は本來經濟生活の目的となるべきものではなく、其の手段である。換言すれば、交換の媒介をなすべきもので、貨幣其のものを得て之を消費し、或は藏匿すべきものではない。之れ本論の頭初に於て既に説明したところである。従つて、貨幣の價值は斯かる貨幣本來の職能より生ずる價值、換言すれば他の一般經濟財若しくは勤勞と交換せらるべき價值で、交換價值であり、貨幣の購買力なるに外ならない。而して此の購買力即ち交換價值こそは、茲に論ぜんとする貨幣價值なのである。

此の意味に於て、既に述べたる貨幣の素材價值の如きは、本來の貨幣價值ではなく、該貨幣を構成する金、銀其の他の財としての價值を云ふ。又、貨幣の名目價值は、斯く斯くの貨幣は

斯く斯くの價値を有す、と規定される。故に形式的、決定的なもので茲に云ふ貨幣の價値ではない。且つ、外國爲替相場を以て貨幣價値と稱するは、貨幣の對外價値を指し、今日其の間極めて複雑な關係にある。然し、爲替相場は其の根柢に於て、一國の貨幣が他國の貨幣に對して有する交換の割合であり、其の交換の割合は該國貨幣の素材價値若くは其の素材に對する信用其の他の事情に依つて動搖するもの故、交換の媒介物たる貨幣の職能より見たる貨幣本來の價値であるとは云ひ得ない。従つて、貨幣價値として貨幣が其の職能を果す上より生ずる貨幣價値は、對內的で、換言すれば該貨幣が貨幣として流通する領域に於ける其れの交換價値即ち貨幣の購買力を指すことになる。而して經濟學に於ては、財と財との交換の割合を指して之を價格と云ふを以て、貨幣價値の理論は實は價値の理論ではなく、寧ろ價格理論とすべきである。然し、一般に價格は財の交換價値を貨幣單位を以て表示するものとされるが故に、誤解なきやう、此處には價値の名辭を用ふることにする。此の貨幣の交換價値、即ち其の購買力の問題は交換の媒介物としての現實の貨幣の最も重大な論題なることは敢て論ずるを俟たない。

第二節 貨幣價値の決定及び其の變動

然らば右述べたるが如き貨幣理論の中心問題とも云ふべき貨幣價値は如何にして決定されるか。又、如何なる事情に基き一旦決定された貨幣價値が動搖するか。之を次に考察しよう。

抑々、貨幣價値とは前節に於て述べた如く、貨幣と他の一般經濟財及び勤勞との交換の割合なるを以て、原則として、此の兩者の需要供給の關係に依つて決定されると云ひ得る。又、一旦決定した此の兩者の割合、即ち貨幣價値は貨幣の側に於てか、一般財及び勤勞の側に於てか、何れの一方に於て變化を見るか、或は此の兩者共に變動する場合に於ては其の割合の上に變化を來し、貨幣價値の動搖となつて現はるゝは理の當然である。然しながら、茲に貨幣價値を論ずるに當つては、暫く一般經濟財及勤勞の側に於ける變化の一面は、其れ自體貨幣の側に發生するものでないから、之を經濟原理に譲り、以て考察の外に置き、本論に於ては、縱令、一般經濟財及勤勞の側に於て交換の割合、即ち一般物價及び賃銀を變動せしむるが如き原因存せずとも、尙兩者の割合を左右する貨幣自體の價値及び其の動搖を惹起すべき諸原因を検討するこ

とす。先づ順序として貨幣價值の決定に關し、既に現はれたる諸學說を檢し、最後に最も妥當なりと信ずる說を述べることにしよう。

一、生産費説 (Cost of production theory)

此の説の主張者等に従へば、貨幣價值は貨幣を構成する素材の生産費に依つて定まる、となすのである。即ち、貨幣が既に述べたるが如く、無手数料を以て自由に製造される場合には、地金の價格が下落する時は地金を有する者は之を造幣局に持ち行き、何等の費用を支拂ふことなく、之を貨幣たらしめ得る。之れと反對に貨幣の價值下落する場合、即ち地金價格の騰貴する場合には、直ちに貨幣を鑄潰して、再び之を地金たらしむることを得る。それで貨幣價值は常に地金の價格と一致し、其の價值は該地金の生産費に依つて決定されとなすのである。

如何にも、此の説は金、銀を本位とし、無手数料、自由製造である本位貨幣に對してのみは一應合理的に説明し得らるゝが如くである。然し、之を批判的に考察する時は、先づ彼等の云ふ「貨幣が安くなれば」若くは「地金が高くなれば」等の言は、其れ自體既に貨幣と地金との價值の間に差異あることを示すものである。而して、嚴密な意味に於ては、唯無手数料の下に

自由製造が許され、自由鑄潰が行はるゝ貨幣にあつては、其の價值は其の地金の價格に一致せんとする傾向ありと云ひ得るに止まるのである。而も、此の説は地金の生産費は貨幣價值を決定すと云ふても、金、銀殊に金に於ては之を世界的に見るも、又個々の國々に就いて之を見るも、現に存在する金は永き年月を経て蓄積されたものである。年々、若くは短き月日に之に附け加へらるゝ金の量は極めて少きものであり、全體に對する一少部分をなすに過ぎざるものである。此の一少部分に過ぎざる部分的生産費が金全體の生産費に其の影響を及ぼし、其の價值を決定すと云ふが如きは、之れ實際問題として不正確至極のものなりと云はねばならず、貨幣價值が斯くの如くにして決定せらるゝとなすは當を得たるものではあるまい。更に此の學說は等しく貨幣である不換紙幣及び補助貨幣に對しては、如何にしても之を適用することが出來ない。素材としての價值極めて僅少な紙幣が、其の名目價值を以て流通する場合、又殆んど、凡ての場合、素材價值の遙かに名目價值に及ばざる補助貨幣の場合に對しては、生産費説は到底成立し得るところでないであらう。

然しながら、此の學說も一時は定説として受入れられたこともあり、又貨幣價值の決定に影

響すべき部分の一要素としては、今日尙眞たるを失はないものである。何となれば、經濟事情今日と異なり、貨幣は唯其の素材價值に依りてのみ決定されたる實質價值の貨幣 (Intrinsic value of money) の時代にあつては、其の貨幣價值は或る程度、而も極めて大なる程度に於いて、素材の生産費に依りて左右されたであらう。又今日に於ても、貨幣の供給を決定する部分的要素としては、貨幣素材の生産費は其の供給の上に重要な關係を有することは、之を事實として認めざるを得ないからである。

二、信用説 (Credit theory)

貨幣價值の決定を貨幣素材の生産費に依つて説明せんとする學説は到底承認せらるべきものではなく、殊に補助貨幣、不換紙幣等の如き全然實質價值なき若くは少なき貨幣に對する説明に困難を生ずるものなること、既に前項稍々詳細に述べたるが如くである。此の點に説明を與へ貨幣價值の決定される事情を明らかにせんとするものに信用説ともいふべきものがある。

此の説は特に獨立したる學説といふ程ではないが、補助貨幣、不換紙幣等が其の素材を離れて、夫々其の高き名目價值を有し得るのは、それは一にそれを發行する國家の信用に基くもの

で、縱令其れが確然たる意識に於て、或は法文にそれが明記してなくとも、暗黙の中、國家に對する信用の存するが故である。不換紙幣と雖も、國家が責任を以て發行する以上、何時かは實質價值を有する貨幣に引換へらるべしと國家を信用するにより、流通するものである。戰勝國の不換紙幣の價值が騰貴し、戰敗國の不換紙幣が下落するのは明らかに之を證明するものであると思惟される。

然し、此の考へ方の貨幣價值は一に國家の信用に基くものとなすなれど、然らば、大正七八年の頃、我國に於て我が補助貨幣の價值急激に騰貴し、高き兩替相場を現出したのは、之れ當時我國の信用俄かに増大し、聽て再び其の信用失墜して舊態に復したりとなすべきであらうか。又、帝政ロシアの崩壞に當り、ロマノフ朝の紙幣次で一時現出したるケレンスキー政府の紙幣が、後に出たソヴェート政府の紙幣に比して高き價值を有したのは、其れ等の政府の信用に依つて然りしと言ひ得られようか。更に、マークの下落に當つて、獨逸政府の信用が一時に半分となり、十分の一となり、百分の一、千分の一、終には驚くべき一兆分の一に失墜せりとは如何にしても信ぜられない。我國に於ても一時的に補助貨幣の價值を高め、其の兩替料を高額な

らしめたのは、之れ當時種々な事情より素材價値の多き補助貨幣は鑄潰され、其の流通額が其の必要に比して少きに主因し、之が爲に當時の政府は止むなく小額紙幣を發行して之を補ひ、以て常態に復せしめたりと見るのが正當である。又ソヴェート政府の紙幣がケレンスキー政府紙幣或はロマノフ朝當時の紙幣に比して其の價値下落したのは之れ貨幣を廢止すべく、貨幣價値を無價値になるまで遞減せしめんと、豫め計畫せるソヴェート政府の紙幣濫發に依りしこと甚だ明らかな事實である。獨逸マークも亦濫發に次ぐに濫發を以てするの止むなきに至りし事情より、俄にマーク紙幣の洪水を來し、殆んど無價値にまで下落せしめたのである。

それ故、以下説く處に依つて明らかなるが如く、此の信用説は實際上の事實と一致せず、從つて之を以て貨幣價値に關する現象の説明となすことは到底不可能なりと云はざるを得ない。從つて之を以て貨幣價値に關する現象の説明となすことは到底不可能なりと云はざるを得ない。併しながら、此の貨幣價値に關する信用説も亦貨幣價値を説明する上に於て部分的眞を含むものと云ふことを得る。即ち國家の信用は貨幣の需要を決定する一條件で、其の國家に對する信用高き時は該貨幣に對する需要あり、其の信用失墜する時に當つては、何人も該貨幣を欲せず、從つ

て貨幣の需要を減退せしむる。此の點に於て貨幣價値に關する信用説は貨幣の需要に關係し、之を説明するものとして部分的眞を含むものと云ひ得る。

三、限界效用説 (Marginal Utility theory)

限界效用説は、財に對する一般經濟價値の現象を其の效用に依つて説明せんとするもので、奧太利學派殊に主としてカール・メンガー (Karl Menger) 等に主張され、心理現象としての主觀的價値に關する學説である。

今此の學説に従へば、貨幣價値も一般價値と同じく、其の限界效用に依つて定まるとなすもので、貨幣の效用を以て貨幣價値を説明せんとするものである。併し、茲に云ふ所の此の理論の根柢たる貨幣の效用とは抑々如何なるものか。貨幣の貨幣たる效用は、既に述べたるが如く財の交換をなすべき媒介物たるの點に存し、貨幣は交換の媒介物たる點に於て自ら其の交換價値を有するに外ならない。從つて貨幣價値は其の效用に依つて決定すると云ふものゝ、其の效用は貨幣の交換價値に依りて決定されると云ふに同じく、極めて明瞭な循環論法である。結局問に答ふるに問を以てするもので、明らかに論理の許さざるところである。又貨幣の效用は直

接貨幣の價值と相關聯するもので、其の價值高き時は高きだけそれだけ同一貨幣を以て、より多き他の財と交換出来るのである。即ち、より多くの效用を有することになる。然るに、一般財は其の量を増加すれば其の效用を減少し、其の量を減少すれば其の效用は増加するが、其の價值を高めて其の效用を増加することは出来ないものである。且つ、斯く一般經濟財は其の量の増減が直ちに其の效用に影響を與ふるものだが、貨幣に於ては其の量の増加の效用に影響するところ極めて微少で、學者に依り此の兩者間の相關關係を否定するものすらある。

斯くの如く、貨幣價值の意味は實質的には貨幣の價格に外ならない。而して他の一般經濟財と交換される割合なるが故に、全然客觀的事實で吾人の日常生活に於ては、一定財は一定の價格を有し、巨富を有する者も貧窮者も一定の財に對しては等しき價格の支拂ひをなさねばならない。従つて、之を主觀的に各人に依つて相異なる限界效用で之を説明せんとするは到底不可能なことに屬する。

併しながら、限界效用説も或る社會に於て貨幣が如何なる量に於て存在すべきかを考察するとき、該社會に於て貨幣の有する社會的限界效用は重要な關係を有するものなりと云ふべく、

貨幣の供給上に其の影響を與ふるところ少からざるものである。

四、數量説 (Quality theory)

數量説は貨幣價值の決定を其の數量に依て説明せんとするもので、貨幣價值は一般經濟財に對する貨幣の現存量に依つて決定されるとするのである。即ち貨幣量が變化する時は之が直ちに價格の上に現はれ、貨幣量が増加すれば一般經濟財は之に應じて其の價格騰貴し、貨幣價值は之に逆比して低下し、貨幣量が減少すれば、一般物價は下落し、貨幣價值は騰貴するとなすのである。

斯かる數量説の根本とも見るべき思想は既に古くより存在し、歐洲に於ては第十六世紀に貨幣問題の論議せられし頃、既に之を見ることがある。即ちコペルニカス (Nicolaus Copernicus 1473—1543) は早くも貨幣量餘りに増加する時は、其の價值を失ふべきものなるに注目したのである。然るに、十六世紀後半に至り、北亞米利加に於ては幾多の鑛山發掘され、金、銀は多く歐洲に流入し來り、爲に一般物價に大なる變化を與へた。此の物價に及ぼせる大變動の原因を検討せんとして、之に刺戟され、十七世紀及び十八世紀に入つて、幣貨理論は茲に大なる

進歩をなし、幣貨數量説は單に獨り貨幣の數量のみならず、其の流通の速度をも考察の中に加ふべきものなることが主張されるに至つた。而してリカルド (David Ricardo 1772—1823) を經て其の他幾多の學者の研究する所となり現代に於ては米國エール大學のフイツシャ (Trevithick) 教授等の最も根強き主張となつた。其の後、世界大戦争に於ける幾多の經驗は其の內容に多少の變化を見せ、數量説の範圍を超えて、後に説く所の需要供給説とも稱すべき學説が貨幣數量説の名に依り、稱揚されるに至つた。以下、貨幣數量説の進歩の概略を述べて、後其の批判に入るであらう。

抑々、貨幣數量説の主張された其の始めに當つては、貨幣の數量多き時は其の價值低下し、従つて物價騰貴し、貨幣の數量が減少すれば其の價值騰貴し、従つて一般財の價格即ち物價は下落するといふ極めて單純なものであつた。其の後、經濟社會に於ける一般經濟財の多少、其れ等が交換される度數及び貨幣循環の速度も亦考慮されねばならぬことになつた。更に、小切手、手形等の信用も亦其の一條件をなすべきものと考へらるゝに至つた。即ち、交換される財の量と其の交換される度數に對し、之が對象となるべき貨幣の側に於ては、貨幣の量と其の流

通の速度と之に加はるべき信用とを以て次の如き公式を成立せしめ、之に依つて貨幣價值は決定されるとするのである。圖示すれば、左の如くである。

$$\frac{\text{交換財} \times \text{交換の度數}}{\text{貨幣量} \times \text{流通の速度}} = \text{信用}$$

最近に於ける貨幣數量説は、物價研究の一權威なるアーヴィング・フイツシャの理論に基き、左の方程式に依り、詳細なる具體的研究をなし、此の説の大成に精進して居る。即ち

$$M \cdot V \times M_1 \cdot V_1 = P \cdot T$$

之れ交換平均式 (Equation of Exchange) とも稱されるもので、M は貨幣の數量、V は貨幣流通の速度、M₁ は預金通貨、即ち小切手を振り出し得べき預金の總額、V₁ は其れに關する流通の速度、P は物價、而して T は取引の總額を示すものである。

今此の數量説を見るに、其の根本思想は、貨幣の數量は貨幣價值を決定するものなりと云ふにあつて、實際上の經濟現象は單に斯かる簡單な假定に依つて説明され得るものではない。縱令之に加ふるに貨幣の流通の速度並に信用の關係を考慮に入れても、それは同じく貨幣供給の

一面を示すに過ぎない。之を他の貨幣需要の一面、即ち財の交換される量、並に其の度数等に對比しなければ、貨幣価値を充分に闡明すること困難であらう。

而して、若し貨幣の數量、即ち貨幣供給の一面に止まらず、財の方面即ち其の需要をも考慮すれば、それは最早單なる貨幣數量説にあらずして、其の本質に於ては需要供給説となるものであらう。

五、需要供給説 (Demand and supply theory)

最後に、貨幣価値に關する需要供給説とは、貨幣価値は貨幣に對する需要と之に對する供給との相對關係に依つて決定されるとなすものである。以下少しく詳細に之を説明し、併せて其れがフイツシャー教授等の主張する數量説と如何に異なるところあるかを明らかにしよう。

抑々、貨幣価値とは前述した如くに、一般經濟價值、即ち財の效用に對する各人の主觀的認識ではなく、貨幣なる具體的財に對する他の具體的一般財、或は勤勞との間に行はるゝ交換の比率である。従つて、單なる主觀的認識ではなく、客觀的事實としての交換の割合である。故に其の交換の割合は一般經濟上の價格決定の原則より除外さるべき理由はなき筈である。即ち

貨幣價值の決定は此の貨幣と一般財との需要及び供給の關係の上に成立する。而して、若し此の價格を成立せしむる一方、或は此の双方に價格變動の原因、換言すれば、其れ等の需要供給の狀態に變化を生ずる場合發生するに於ては、當然之等兩者の割合に變動を生ずる。其れは恰も米三キログラムと肉一ポンドとが一度交換されても、米の方面に於てか或は肉の方面に於てか、或は兩者の需要供給に於て變化發生する場合には、其の交換の割合に變動を來すと同樣なるものである。之れ貨幣價值の決定及び其の變動が、貨幣及び一般財の兩者に原因すとなす所以で、本節の始めに於ても、既に述べたるが如くである。而して一般財の側より發生する物價の決定及び其の變動の諸原因は、暫らく之を經濟原理に譲るが故に、茲には一般物價を決定する貨幣價值其れ自體、換言すれば貨幣の側に於ける其の需要及び供給の各々に就いて考察することになるのである。

A 貨幣の需要

貨幣價值はそれが貨幣の側に關する限り、貨幣の需要、及び供給の關係に依つて決定されること、右既に述べたるが如くである。而して若し貨幣は一般に思惟せらるゝが如く、社會の之

に對する要求は無限であり、需要も亦限りなく存するものとするならば、此の學説は成立し得る見込はない、何となれば、際限なき需要に對して需要の増加、或は減少といふことはあり得ないことだからである。

貨幣は若し其れ自體が目的である場合、譬へば野蠻未開、或は半開の社會に於て、商品貨幣或は實質貨幣流通の時代に於ける貨幣の如く、貨幣は交換の手段たると同時に、其れ自體が目的なる場合に於ては、受取られたる貨幣は必ずしも他に支拂はるゝを主眼としない。それ故、該地方に於ける貨幣に對する需要の量は適確に之を知ること難い。更に進んで、十六七世紀の頃、盛んに歐洲に行はれたる重商主義の時代に於ては貨幣即ち富なりと思惟され、無制限に之を増加せしめんと企てられたるものなるが故に、斯かる時代に於ても亦貨幣は其の需要に一定の限度を置くこと難い。従つて、此の學説は正確に成立し得ること甚だ困難である。されど、上述の如き時代に於ける貨幣たる石、貝、金、銀其の他のものは其の名は即ち貨幣なれども、其の實寧ろ財として思惟され、其の價值は主として財としての價值であり、財の價格決定の原理に依つて支配されるものなるが故に、必ずしも適當に貨幣價值論に屬するものではないのである。

ある。

茲に適當に貨幣價值として論ぜらるゝところのものは、云ふまでもなく、貨幣が貨幣として其の職能を果す上より發生する交換價值で、この場合に於ける貨幣は目的ではなく、一つの手段でなければならぬのである。而して、貨幣が手段として思惟される以上、其の貨幣が貨幣たるの效用は其の點に存するが故に、若し此の職能を盡すに必要なより以上の貨幣に對しては茲に貨幣需要の限度が存在しなければならぬ。之を事實に就て見るも、人々の貨幣を欲するは貨幣其れ自體を得んと欲するのではなく、貨幣が購買し能ふ財若くは富を欲するのである。従つて、今日の經濟組織に於ては、現在必要とする以上の貨幣は何人と雖も、之を自己の手許に蓄ふるが如きことをなさざるものである。何となれば、現金を手許に留むれば、先づ第一に種々なる懸念を與へ、第二に之に依つて利子を損失するからである。此のことは社會の萬人に言ひ得らるゝことで、一般個人は勿論、商人にあつても其の手許金は成る可く之を小額にして金利の損失を少からしめんとし、其餘、一時たりとも必要とせざる貨幣は之を銀行其の他に預け入れる。而して、之を預る銀行も亦更に金利に一層敏感なるが故に最少の手許金を残し、

他は又之を他に貸付け、利子を得んとするのである。斯く考察し來ると、各人が貨幣を得んと欲するは事實だが、それは貨幣其れ自體でなく、貨幣に依つて得らるゝ財、或は富を欲するもので、現實の貨幣、即ち現金は之を得れば、直ちに之を自己の手許より離して他に有効に利用せんと欲するものである。それ故、此の事實に就て見るも、各人の貨幣に對する需要は、大凡そ一定の限度を有するものなるを物語るものである。

更に之を一國に就て見るも、際限なき夥しき貨幣は之を保持し得ぬものなること、既に本論の發端に於て述べたる重商主義の結局失敗に終りたる歴史を見るも明らかである。即ち、あらゆる方策を講じて輸出を増加し、金銀を得るも之を貨幣として維持せんとすれば、聽て國內に於ける貨幣量の増加となり、物價を高め、生産費を騰上せしめる。且つ、國際商業上に於ては其の輸出は困難となり、却つて輸入を増加し、一旦獲得したる金銀は再び之を流出せしめねばならない。而して、之れ獨り遠き重商主義の歴史なるのみならず、世界大戰以來今日に至る迄不合理なる重商主義的政策を採り來れる最近の我國自體の經濟狀態に考察するも、最も如實に示す所である。斯く、貨幣は個人に於ても或は國家に於ても、無制限に之を需要するものでは

なく、其處に或る種の限界の存するものなることは明らかである。然らば、此の貨幣の需要は如何なる點に其の限度存するか。以下、少しく説明するところがあるであらう。

貨幣の需要に關する極めて素朴なる思想は、貨幣は一般財と對立するものなるが故に、其の需要は財の總量に依つて決定されると主張するものである。然しながら、貨幣の需要は社會に存在する一般財の總額、或は實際賣買される財の量に依つて決定されるのではない。それは極めて簡單明瞭なることで、社會に存在する財の總額は極めて巨大であり、實際社會に流通する貨幣は其の僅か一少部分に過ぎざるに見るも明白である。

抑々、貨幣の需要は單に一般財の交換の媒介物たるより發生するの外、尙他の種々なる原因より生ずるものである。即ち貨幣の需要は、

先づ第一に、貨幣の媒介に依つて行はるゝ取引額の大小に依り定まるものである。これは勿論取引額大なれば貨幣を需要すること多く、取引額小なれば貨幣の需要も亦少なきもので、此の點は多くの説明を必要としない。

第二に、貨幣の需要は貨貨に對する貯藏準備の額の多少が其の原因となる。茲に貯藏と云ふ

は個人が貯藏を目的として貨幣を死藏するを云ふが、今日の如き信用經濟の大に發達せる經濟社會の状態に於ては、此の貯藏は殆んど數的に大なる影響を貨幣の需要に與ふる程のものではない。されど、個人、會社、銀行若くは他の金庫中に保管される準備金は前者と異なり、貯藏其れ自體を目的とするものではない。即ち、必要の生ずることあるを豫想して、他日支拂の用に供せんとするか、或は支拂を容易敏活ならしめんが爲に準備されるもので、此の需要は相當巨額に上るべく此の需要の大小は又貨幣の需要を決定するものである。

第三に、租税、贈與その他、反對給付を伴はざる一方的支出も亦貨幣需要の原因となるものである。

第四に、貨幣の需要を決定する原因となるものは貨幣利用の程度で、貨幣需要の大小を決定する重大なる一原因をなすものである。即ち、貨幣の需要は單に現在支拂はるゝものゝみならず、將來支拂はるゝであらう所のものゝためにも影響するもので、或る時期に必要な貨幣の量は貨幣を利用する程度少ければ少き程、其の量大なるを要する。換言すれば、其の循環盛なればなる程、其の量少くして足るものである。

茲に貨幣の利用と云ふは、貨幣の受け渡しの迅速なるを意味するもので、貨幣流通の速度と略ぼ同じく、同一經濟社會の内部にあつても、其の社會階級の異なるに依つて、必ずしも同様ではないのである。即ち、日々、若くは一週毎に賃銀を受取る労働者は、多くの場合、其の生計の爲に受取りたる貨幣を、其の日、其の週間に支出し、月給生活者は其の収入を、他に利用せぬ限り、受取りたる其の當時は所持する金額稍々多きも、次の月給日に近づくに従つて、漸次減少するが普通である。又年二季、若くは年一回の支拂をなす賣掛代金、利子、配當金、其他賃貸料等を受取るものは、それを受取りたる當時に於ては、かなり夥しき貨幣を所持し、漸次に之を減少させるものである。又、各人の従事する産業の種類に依つても、貨幣に對する需要は必ずしも同様ではない。即ち農業者は年一回、收穫の時期に其の収入を得、商工業者は多少期節に支配されて平等でないが、概して之を云へば、農業よりも比較的公平に其の収入が一年を通じて分配される。而して以上の如く一年を通じて、不平等に分配される支拂は、一年に亘つて平等に分配される支配よりも、貨幣を需要すること多く、一時的に多くの貨幣を必要とするものである。

更に之を地方的に考察する時は、總ての期間を通じて其の支拂が公平に分配され、其の受授の迅速なる場所に於ては、其の期間に貨幣を通じて支拂はれる總額に比して、貨幣の需要は小なるものである。従つて、人口稠密であり、商工業發達し、交通便利なる地方にあつては、人口稀薄で交通又便利ならざる農業を主とする地方に比して、其の取引額に比し、貨幣を需要する割合は小にして足るのである。

第五に貨幣の需要に影響するものは信用である。信用は貨幣を差當り使用する必要なところより現に之を必要とするところに移動せしむる。従つて、各人總てをして常に貨幣を比較的多く貯藏準備するの必要を減ぜしめ、貨幣の需要を少なからしむるものである。それで信用發達するに於ては、各人は其の必要の生ずるに際し、貨幣を得るの見込確實となるから、一時でも必要とせぬ貨幣は之を他に預け入るゝか、或は貸付け、信用は貨幣の流通を迅速ならしめ、貨幣利用の程度を高めるものである。之を以て、信用は此の點に於ても亦貨幣の需要を少なからしむるものである。且つ、信用は銀行を發達せしめ、各人の準備金を銀行に預け入れしむることゝなり、銀行をして各人に代り、出納事務を掌らしむることゝなる。斯くして社會の多數

のものが銀行に預金を集中する時は、一方に其の預金を引出すものあれば、他方には之を預けるものもある。平常の場合に於ては大數の上に出納互に組み合はされる故に、各人單獨に各々手許に準備金を蓄ふるよりは少き貨幣量を以て足りることになる。之は又貨幣の需要を減少し更に預金に根據するところの小切手、振替勘定、或は手形交換の如き制度行はれ、貨幣利用の程度は高められ、貨幣の需要は益々少くなるのである。

如上、貨幣需要の減少は、要するに貨幣利用の程度を高め、之に依つて發生するものであるが、茲に信用が全然貨幣に代つて交換の媒介物となり、それだけ貨幣の需要を減少する場合がある。紙幣、手形、利札等である。紙幣の中には何等の正貨準備なしに發行されるものがあり、手形、利札の如きは、本來交換の媒介物ではなく、一定の期日に於て貨幣を受け取り得る一種の信用證券に過ぎないものである。併し、其の有する流通性、即ち裏書其の方法に依つて其の権利が轉々移動する時は全く貨幣に代り、貨幣の需要を減少せしむるものである。斯くて、貨幣の需要は以上の如き諸原因に依つて決定され、而して、之等の諸原因に依つて決定される貨幣の需要は、一國の貧富の程度、富の分配の公平、或は不公平、國民の商業的才能の

發達程度に依つて相同じからざるものである。

次に、以上の如き貨幣の需要は一旦決定されても、又絶えず變動する。即ち、今之を一般的變動と特殊的變動とに分け、其の原因を述べれば、貨幣に對する需要の變動の一般的原因とは人の經濟的活動の不斷の進歩に依るもので、人口の増加、財の生産、並に交換の様式の進歩、富の増加、信用の増進等皆之である。又、貨幣に對する需要の變動の特殊的、一時的原因をなすものは景氣、不景氣之である。今若し、經濟界活氣を呈し、財の供給は其の需要を満たし得ざるが如き場合には、財の價格は騰貴し、各種事業を勃興せしめ、事業の隆盛は勞働の需要を増し、賃銀を高め、資本は種々なる事業に投ぜられ、投機熱を盛んならしめ、株券其他の有價證券の時價を高める。斯かる場合には交換の量、取引額は増加し、一般財の價格は騰貴するが故に貨幣の需要を二重に増加するであらう。然しながら斯かる場合に於ては貨幣利用の程度も亦高く、信用は益々盛に用ひられるから、貨幣節約の勢も愈々大となる。而して、斯かる好景氣に次いで、聽て經濟界に反動を惹起し、生産は多きに過ぎ、財の價格は低落し、一般に不景氣となる時は、貨幣の需要は前者と全く反對現象を呈するものである。若し又、斯かる場合に

恐慌 (Panic) 破裂し、信用失墜し、各人は現金を之れ欲し、銀行預金は引き出され、小切手、手形は用ゐられず、手形交換の作用も亦衰ふるに至ると、貨幣の需要は一時的に激増を來すものである。其他、月末、年末、農作物の收穫期、仕入期等の所謂金融期節 (Monetary Season) 亦貨幣の需要を左右するものである。

以上、貨幣の需要を決定する諸原因及び其の變動の理由を概略、論述した。次に貨幣價值が決定される他の半面、即ち貨幣の供給に就て論じなければならぬ。

B 貨幣の供給

現今、世界の重なる貨幣は金屬貨幣、殊に金貨幣であり、最少限度に之を見るも、貨幣は金の價值に重要な關係を有するから、貨幣の供給は先づ第一に貴金屬、特に金の産出額に就て之を見なければならぬ。而して、金の如き稍々完全に世界市場を有し、其の需要は世界の廣きに亘り、其の價值は其の容積重量に比して頗る大なるものは、運搬に費用を要すること少ない。従つて、其の價值高き場所へは容易に移動されて、世界的に其の價格が一致せんとするの傾向が強い。之を以て金は自國に於て之を産出すると、自國以外に於て産出するを問はず、其の産

出は貨幣の供給となるものである。譬へば十九世紀の中頃、新大陸並に濠洲に於て豊富なる金の発見された當時に於ては、其の産出増加に依り金の供給増加し、爲に世界的に金の價值を下落せしめ、物價をして一般に甚しく騰貴せしめたることは史上、顯著のことである。従つて金は斯く其の國內に於て産出すると、國外に於て産出するとを問はず、其の産出は貨幣の供給を増加する一の大なる原因となるのである。然らば、世界に於て産出された金は如何にして國際間に分配されるか。之れ、各國民經濟にとり、より多く現實問題として貨幣の供給上、重要なことである。但し、茲に聊か注意すべきは貴金屬、殊に金の産出と貨幣の需要との間には何等かの關係を有するか否かの點であるが、金の産出と貨幣の需要との間には、直接には何等因果の關係は存在しない。唯、前項既に述べたるが如き理由により、貨幣需要の増加に應じて、金の輸出増加せぬときは金の價值騰貴し、從來收支相償はざりし廢礦、又は貧礦を發掘するやうになり、以て金の産額を増すことになる。其の反對に、金の需要減退する時は、金の産出を減少する傾向ないことはないが、其の實際上の影響は極めて輕微なものである。

貨幣の供給する第二の條件は金の國際的分配で、其れは先づ國際間の貸借關係に依つて定ま

るものである。今若し、現實の輸出入の關係上、其の輸出にして輸入を超過するに於ては、金は當該國に流入してくるのは敢て言ふを俟たない。されど、英本國の如きは、其の貿易上に於ては常に輸入超過でありながら、國際貸借關係に於ては、正貨流出せぬばかりか、却つて、其の流入を見つゝある。之れ現實の財の輸出入の外、見えざる輸出入の存する爲である。而して國際間の貸借關係は種々複雑なる關係に依るが、主として、國際貿易即ち、其の國の輸出入と所謂見えざる輸出 (Invisible Export) と稱せられる貿易以外の受取勘定に依りて定まるものである。今若し、現實の輸出入の關係上其の輸出にして輸入を超過するに於ては、金は當該國に流入し來るべきは敢て言ふを俟たない。

所謂見えざる輸出入とは主要なるものとして、(イ)外國に對して債權を有し、其の元金、若くは利子が自國に支拂はるるか、或は、反對に外國に對し債務を有し元金、或は、利子の支拂ひの必要ありや。(ロ)外國の事業に放資し、其の利益を收むるや、或は、反つて利益を外國に收めらるるや。(ハ)自國の汽船が外國貨物の運搬に従事し、外國より運賃の收入を得るか、或は、外國に運賃を支拂ふや。(ニ)保險事業に關し自國が他國に保險料金其他を支拂ふこと多き

か、或は他國よりの受取額多きか。(ホ)國際金融の仲介を爲し、之によりて得るところありや、否や。(ヘ)外國に滞在、留學、旅行、若くは遊覽するが爲めに支拂ふ金額は自國に來る外國滞在者、留學生、或は、觀光者等より受くるものより大なりや、或は小なりや。(ト)外國に移住し勞働を爲し、自國に送金するものと外國人にして自國に働き其の祖國に送金するものと、其の金額何れが大なりや。(チ)外國より償金を受くるところありや、或は、反つて外國に支拂を爲さざるべからざるや等を數ふることが出来る。此等の金額と、現實貿易額との總計が金の實際的分配を決定するものである。

貨幣の供給を決定する第三の條件は工藝用に使せられる貴金屬の量である。既に貨幣の供給を決定する二つの條件、即ち金の産出、及び其の國際的分配に關しては上述せし所だが、金にして産出され、それが國際的に分配されても、其の内の幾何が工藝用として使せらるゝか。其れだけ貨幣用たり得ざるものなれば、之れ又考慮されなければならぬのである。而して金の工藝的使用とは金が種々なる器物、裝飾品、其他義齒等に用ゐらるゝを指すもので、之等に使せらるゝ金の量にして多き時は、金の貨幣として使用し得らるる部分はそれだけ減少する

こととなる。凡そ總ての財は之に對する需要の程度、及び、其の支拂の能力の如何に依りて種々なる方面に分配せらるゝものなれば、金に於ても工藝用に使せらるゝ其の需要は、該國民の富の程度、竝に富の分配が公平に行はれて居るや、否や、に依りて異なるものである。即ち一國の富の程度にして高ければ贅澤品を需要を増し、工藝用としての金の使用量多く、富の分配にして公平なるときは贅澤品の需要すること少なきに反し、富の分配不公平にして、一方に多數の極貧者を存在せしむる他面、富の程度高き富者の存在する場合には奢侈頻りに行はれ、貴金屬、殊に、金は工藝其他奢侈用に亂用せられ、其の量大となり、其れだけ貨幣としての供給を減少することとなる。されど、貨幣及び工藝用として使せらるゝ金は一旦、其の用途定まるも貨幣にして自由製造を許され無手数料なる場合に於ては、時に貨幣が鑄解せられて工藝用地金となり、又、其の反對に工藝用地金が貨幣として使せらるゝこともあり、比較的容易に兩者互に相疏通するものである。唯々貨幣の磨損、鑄解の際の損失、埋没、沈没、金箔、鍍金用等に使せらるゝ金は、それ自體、終極的消費で再び他に使用すること能はざるものである。

貨幣の供給を決定する第四の原因は紙幣の發行である。紙幣の發行は貨幣の供給に關して甚だ重要な關係を有するもので、今や世界何れの國に於ても行はるゝ貨幣制度は唯々金を準備とし、金に對して或る平價を維持する保證を付せらるゝに止まり、現實の貨幣は多く紙幣を主とするものである。従つて、紙幣の發行は實に貨幣の供給を決定する最も重大なる原因である。

紙幣は金屬貨幣と異なり、其の素材に自然的制約を蒙ること少なく、専ら國家の意志に基づき發行せらるゝものである。紙幣の中其の發行の金額と同額なる正貨準備を置き發行せらるゝ場合は單に貨幣の磨滅を防ぐに止まり、貨幣の供給を増加するものにはあらざれども、貴金屬を本位とする國に於て、特別なる正貨準備を有することなく紙幣を發行するか、或は、正貨準備以上に貨幣の發行をなす場合に於ては、紙幣は明かに正貨の流通を補充し、正貨に代はり其の發行は貨幣の供給となるものである。殊に全然正貨準備を有せずして發行せらるゝ不換紙幣こそは其の發行の全部が殆んど凡ての貨幣の供給を決定するものなりと云ふことを得るのである。

以上説く所は、之れ貨幣の供給に關する諸原因の概要である。而して貨幣理論の中心であり實際經濟の上にも甚だ重大なる價值を有する貨幣の價值は以上説明したる貨幣の供給と需要との諸原因の綜合せられたる兩者の相對的關係に依りて決定せらるゝものである。

今若し、貨幣の需要にして其の供給よりも多ければ貨幣の價值は高まり、貨幣の供給にして需要よりも多ければ貨幣の價值は低下することとなる。而して、一般經濟財の價值は貨幣を以て云ひ現はされ、それに依りて財と貨幣との交換の割合を示さるゝものなるが故に、貨幣の價值の下落は一般財の價格の騰貴となり、之に反して、貨幣價值の騰貴は一般財の下落を示すこととなる。

尙ほ、最後に一言すべきは、貨幣數量説は既に述べたるが如く、貨幣の供給のみを主とする一面的説明より更に一步を進めて、其の需要をも貨幣價值決定の條件中に入れて之を取扱ひ云はば一種の需要供給説に外ならぬものなりと云ふことを得るが、茲に説明したる貨幣價值の需要供給説とは全然同じものにあらざることである。殊に貨幣數量説に於ては信用は貨幣供給の側の一要素として取扱はるゝが、此處には信用は貨幣の需要を制限する一條件なりとした